

## ご意見をお寄せください（区民等の意見提出手続き）

マイナンバー制度導入にあたり地方税に関する事務の「特定個人情報保護評価書(案)」について、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、ご意見を募集します。郵便、ファックス、Eメールまたは閲覧場所に設置しました意見提出用紙もしくは、区公式ホームページの電子掲示板により、ご意見をお寄せください。

なお、ご意見をお寄せいただく際には、お名前・ご住所（あわせて在勤の方は勤務地の名称と所在地、在学の方は学校名と所在地）、事業者の方は事業所の名称・所在地・代表者氏名をお書き添えください。（公表はいたしません。）

いただいたご意見の概要とそれに対する考え方を平成27年3月頃に公表する予定です。

【開設期間】12月27日（土）～1月26日（月）

【閲覧場所】

区民生活部課税課税務管理係（区役所東棟2階）、区政資料室（区役所西棟2階）、区民事務所、図書館でご覧いただけます。

### 【概要】

#### 1 特定個人情報保護評価とは

平成25年5月31日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「マイナンバー法」という。）」に基づき実施されるマイナンバー制度では、平成27年10月から、区民の皆様一人ひとりに12桁の固有の番号（マイナンバー）が付番されることとなっています。

マイナンバー制度は、行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されるものです。一方で、個人のプライバシー等の権利利益の保護の観点から懸念が生じることのないよう、措置を講じる必要があり、そのために特定個人情報保護評価を行うことが、マイナンバー法によって義務付けられています。この評価は、特定個人情報ファイル（マイナンバーを含む個人情報のファイル）の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じてることを確認の上、「特定個人情報保護評価書」において自ら宣言するものです。

特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、事務ごとに特定個人情報保護

評価を行いますが、一定規模以上の事務については、評価書を公示し、広く区民の皆様のご意見をうかがうものとされています。杉並区においては、国の特定個人情報保護委員会が定めた規則および指針により実施が義務付けられる一定規模の事務に加え、対象となる事務の範囲を広げ、評価書を公示し、区民の皆様のご意見をうかがいます。

※マイナンバーに関する詳しい情報は、内閣官房の社会保障・税番号制度のホームページ（<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>）をご覧ください。また、国のお問い合わせセンター（日本語窓口0570-20-0178、外国語窓口0570-20-0291。営業時間 土日祝日・年末年始を除く9時30分～17時30分。）にもお問い合わせいただけます。また、特定個人情報保護評価に関する詳しい情報は、内閣府の特定個人情報保護評価のホームページ（<http://www.cao.go.jp/bangouseido/ppc/>）をご覧ください。

## 2. 地方税に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(案)の内容

### I 基本情報（評価書3～9ページ）

地方税に関する事務の内容、事務で使用するシステム、特定個人情報を取り扱う理由等を記載しています。

### II 特定個人情報ファイルの概要（評価書23～96ページ）

地方税に関する事務において取り扱う特定個人情報ファイルについて対象となる本人の数や記録される項目やその入手方法等を記載しています。

### III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（評価書109～143ページ）

地方税に関する事務において取り扱う特定個人情報ファイルについて、ファイルごとに特定個人情報の入手や取扱い、保管等に関するセキュリティ上のリスクについて分析し、そのリスクを軽減するための措置について記載しています。

### IV その他のリスク対策（評価書144ページ）

自己点検、監査、従業者に対する教育・啓発等について分析し、実施する対策を記載しています。

### V 開示請求、問合せ（評価書1454ページ）

特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求及び特定個人情報ファイルに関する問い合わせについて記載しています。

### VI 評価実施手続（評価書146ページ）

地方税に関する事務の特定個人情報保護評価の各手続き（住民等からの意見の聴取、第三者点検など）について実施日や実施した内容について記載しています。

(案)

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
	地方税に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
杉並区は地方税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	—

評価実施機関名	
杉並区長	

特定個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】	
公表日	

[平成26年4月 様式4]

# 項目一覧

I 基本情報

(別添1) 事務の内容

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

IV その他のリスク対策

V 開示請求、問合せ

VI 評価実施手続

(別添3) 変更箇所

# I 基本情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税に関する事務（特別区民税・都民税及び軽自動車税賦課徴収に関する業務）
	<p>地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち特別区民税・都民税（以下、個人住民税という）及び軽自動車税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。</p> <p>〈概要〉</p> <p>1. 納税者、国税庁、給与支払者、年金保険者、他自治体等から提出・提供される各種課税資料に基づく税額計算等の賦課管理業務及び税額通知後の収納管理業務（個人住民税）。</p> <p>2. 納税者、全国軽自動車協会連合会等から提出・提供された各種課税資料に基づく税額計算等の賦課管理業務及び税額通知後の収納管理業務（軽自動車税）。</p> <p>〈事務内容〉（個人住民税）</p> <p>①資料収受（フロー図「1. 資料収受から通知まで」・「2. 資料収受から通知まで」参照）</p> <p>電送データ・紙資料・電子媒体の収受。電送データには、給与支払報告書・年金支払報告書・確定申告書等、紙資料には、給与支払報告書・年金支払報告書・確定申告書・住民税申告書等、電子媒体には、給与支払報告書・年金支払報告書等がある。</p> <p>電送データはeLTAX（地方税ポータルシステム）を通じ、区で管理する専用の受信端末からダウンロードする。紙資料及び電子媒体については、各提出者が区に直接提出したものを收受する。</p> <p>收受した各種資料について、システムへの登録前に分類・目視点検等を行う。</p> <p>②資料登録・累積（フロー図「1. 資料収受から通知まで」・「2. 資料収受から通知まで」参照）</p> <p>收受した課税資料をシステムへ登録・累積する。ダウンロードデータについては電子媒体によりシステムに登録する。紙資料については外部委託業者によるデータパンチ入力を行い、資料をデータ化しシステムに登録する。なお、データパンチを経ずに、紙資料から直接システムに職員がオンライン入力する場合もある。</p> <p>③賦課決定（フロー図「1. 資料収受から通知まで」・「2. 資料収受から通知まで」参照）</p> <p>累積したデータの内容調査を行い、記載内容に矛盾のあるデータ、同一資料重複送付のデータ、個人特定が不完全なデータ等について、調査の上、修正入力を行う。</p> <p>修正後データを集約し、賦課決定処理を行い、税額を確定する。</p> <p>賦課期日現在 杉並区に住民登録がないもので課税資料が来ているものについては課税権を調査し、居住の実態がない場合は資料累積データの取り消し及び実際の居住地への資料の回送等を行う。</p> <p>賦課決定処理を行ったデータを中間コネクタDBファイルを経由し、情報連携ファイルに格納する。</p> <p>④通知（フロー図「1. 資料収受から通知まで」・「2. 資料収受から通知まで」参照）</p> <p>確定した個人住民税額については納税通知書・税額決定通知書及び納付（納入書）を出力し、納稅義務者・特別徴収義務者に送付する。発送業務については外部委託処理を基本とし、電子媒体による通知書を含む場合等は自区内処理をしている。住登外課税（賦課期日現在、他の市区町村の住民基本台帳に存在するが居住の実態等により杉並区で個人住民税を賦課する者）をした者については、賦課期日現在に住民基本台帳が存在する自治体に対し、杉並区で課税する旨の通知を送付する。</p> <p>年金特別徴収者（4月1日現在65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得に係る住民税の納稅義務がある者）については年金特徴依頼情報を作成し、eLTAXを通じ年金支払者（日本年金機構）に送信する。</p> <p>⑤減免（フロー図「2. 資料収受から通知まで」参照）</p> <p>生活保護受給や災害による減免申請があった場合、収入、資産等の調査を行い、減免可否を決定する。決定後は減免可否決定通知書を納稅義務者へ通知する。</p> <p>⑥収納（フロー図「3. 事務の内容・収納の流れ」参照）</p> <p>納稅義務者・特別徴収義務者が金融機関等に納付（納入）書を持参し、納付（納入）する。（特別徴収のみ、金融機関による納入サービスがある。）</p> <p>口座振替対象者については、指定金融機関を通じ、各金融機関に振替処理を依頼する。</p> <p>金融機関等で納付（納入）後、区に送付される納付（納入）済データを基に、システムに収納情報の登録を行う。納付（納入）済データが送付されない収納確認分については、外部委託業者によるデータパンチ入力を行い、データ化した上でシステムに収納情報の登録を行う。</p> <p>⑦督促・催告（フロー図「3. 事務の内容・収納の流れ」参照）</p> <p>納期限までに個人住民税を完納しない場合は、法令に則り督促状を発付する。</p> <p>また、督促状でも納付（納入）がない場合は、定期的に催告を行う。</p> <p>⑧財産調査（フロー図「4. 事務の内容・財産調査」参照）</p> <p>滞納整理を進める過程において、滞納者の納付（納入）能力の判定や滞納処分の執行のために、預金・給与・生命保険等の財産調査を行う。</p> <p>⑨徴収猶予・延滞金減免等（フロー図「5. 事務の内容・滞納処分（申請等）」参照）</p> <p>滞納者より、徴収猶予・延滞金減免の申し出があった場合について、区は申請書を作成し、申請者宛てに送付する。審査後、決定・否決通知書を申請者に送付する。</p> <p>⑩滞納処分（フロー図「6. 事務の内容・滞納処分（差押等）」参照）</p>

②事務の内容 ❁

督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る個人住民税を完納しない場合は、預金・給与・生命保険等の差押等を行う。具体的な手続きは、第三債務者宛てに差押通知書を送達し、差押後、滞納者宛てに差押調査謄本を交付する等である。

差押財産換価後、配当計算入力・充当処理をする。  
配当計算書の作成を行い、滞納者宛てに送付する。

調査の結果財産が判明せず、地方税法に規定する執行停止の基準に該当する場合は、執行停止調査を作成する。審査後、滞納者宛てに執行停止通知書を送付する。

⑪還付充当（フロー図「7. 事務の内容・還付充当」参照）  
過誤納金が発生した場合は、納税義務者・特別徴収義務者に還付のお知らせ・還付請求書、充当通知を送付する。納税義務者・特別徴収義務者からの還付請求書に基づきシステムに還付情報の登録を行い、納税義務者・特別徴収義務者へ還付金の支払及び還付通知書の送付を行う。

⑫保存（各フロー図参照）  
各処理で生じた文書については、書庫に保管し、保存年限経過後、廃棄する。

〈事務内容〉(軽自動車税)

①登録業務（フロー図「1. 原付登録の流れ」・「3. 軽自登録廃車の流れ」参照）  
・原付等の場合  
住民等から軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書の提出を受け、システムに入力し標識番号及び標識交付証明書を交付する。転入者の場合、前住所地の自治体に課税物件異動通知書を送付することがある。  
・その他車両の場合  
住民等から全国軽自動車協会連合会を通じて軽自動車税申告書(報告書)の提出を受け、システム入力する。

②廃車業務（フロー図「2. 原付廃車の流れ」・「3. 軽自登録廃車の流れ」参照）  
・原付等の場合  
住民等から軽自動車税廃車申告書兼標識返納書及び標識番号の提出を受け、システム入力後、廃車申告受付書を交付する。  
他の自治体から課税物件異動通知書が送付された場合は、廃車の入力をする。なお、他の自治体に転出後、標識番号に変更のない者には、手続き勧奨通知を発送する。

・その他車両の場合  
住民等から全国軽自動車協会連合会を通じて軽自動車税申告書(報告書)又は転出車両情報リストの提出を受け、システムに入力する。

③賦課決定（フロー図「4. 軽自動車税賦課の流れ」参照）  
上記により把握した4月1日現在の所有者に賦課決定する。

④納税通知書（フロー図「4. 軽自動車税賦課の流れ」参照）  
賦課決定した税額データを印刷し、提供を受けた外部業者が封入・封緘及び納税義務者への発送業務を行う。返戻された納税通知書は住所地調査を行い再送付する。

⑤減免、免除（フロー図「4. 軽自動車税賦課の流れ」参照）  
軽自動車税減免(課税免除)申請書を受付け、該当者には軽自動車税減免(課税免除)可否決定通知書を送付する。

⑥収納（フロー図「5. 軽自動車税収納の流れ」参照）  
納税義務者が金融機関等に納付書を持参し、納付する。  
金融機関等で納付後、区に送付される納付済データを基に、システムに収納情報の登録を行う。納付済データが送付されない収納確認分については、外部委託業者によるデータバンチ入力を行い、データ化した上でシステムに収納情報の登録を行う。

⑦督促・催告  
個人住民税と同一内容。

⑧財産調査  
個人住民税と同一内容。

⑨徴収猶予・延滞金減免等  
個人住民税と同一内容。

⑩滞納処分  
個人住民税と同一内容。

⑪還付充当  
個人住民税と同一内容。

⑫保存  
個人住民税と同一内容。

〈事務フロー〉  
別紙参照

③対象人数

	<選択肢>			
[ 30万人以上 ]	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

## 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

### システム1

①システムの名称	住民税システム
②システムの機能	<p>住民税システムは個人住民税の賦課・徴収情報を管理するシステムである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 課税資料取込・累積・回送機能 給与支払報告書、年金支払報告書、確定申告書、区申告書等各種課税資料をシステムに取り込み累積する機能。また、他自治体に関わる課税資料を当該自治体に回送する機能。</li> <li>2. 課税対象者管理機能 住民基本台帳情報及び住民登録外情報に基づき、賦課期日(1月1日)現在の居住情報や世帯情報を管理する機能。</li> <li>3. 賦課情報管理機能 累積された課税資料から賦課データを作成し、納税通知書等を発行する機能。 課税情報の更新に伴い、賦課データの履歴を管理する機能。</li> <li>4. 収納情報管理機能 調定・収納情報から、未納・過納等収納状況を管理し、納付書等を発行する機能。</li> <li>5. 年金特徴管理機能 年金機構との情報の授受(特徴依頼・結果取込、中止依頼・結果取込等)を管理する機能。</li> </ol>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ○ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 ( 住民登録外者等記録システム、中間サーバコネクタ )</p>

### システム2

①システムの名称	軽自動車税システム
②システムの機能	<p>軽自動車税システムは軽自動車税の賦課・徴収情報を管理するシステムである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 登録・廃車情報管理機能 軽自動車税申告書(報告書)などから車両・保有データをシステムに取り込み累積する機能。</li> <li>2 課税対象者管理機能 住民基本台帳情報及び住民登録外情報に基づき、賦課期日(4月1日)現在の居住情報及び保有情報を管理する機能。</li> <li>3 賦課計算機能 累積された車両・保有データから課税データを作成し、納税通知書等を発行する機能。 課税情報の更新に伴い、賦課データの履歴を管理する機能。</li> <li>4 収納情報管理機能 調定・収納情報から未納・過納等収納状況を管理し、督促状、納付書等を発行する機能。</li> </ol>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ○ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 ( 住民登録外者等記録システム、中間サーバコネクタ )</p>

システム3	
①システムの名称	住民登録外者等記録システム
②システムの機能	<p>1. 住民登録外者管理 既存住基システムにおいて除票があった個人で、引き続き、氏名・性別・生年月日・現住所等の個人情報を管理する必要がある者について住登外者として登録する。氏名・性別・生年月日・区内最終住所(除票前住所)等の情報は既存住基システムから引き継ぐことが出来る。また、住民登録外者として登録されている個人について登録情報に異動があつた場合に情報を更新する。</p> <p>2. 履歴管理 住民登録外者として登録されたものについて登録情報に更新があつた場合に、更新履歴を管理し、照会できる。</p> <p>3. 送付先管理 各業務システム毎に住民登録外者の宛名・宛先を管理する。</p> <p>4. 住民登録外者の個人番号管理 住民登録外者の個人番号の登録・変更を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
システム4	
①システムの名称	中間サーバコネクタ
②システムの機能	<p>1. 団体内統合宛名番号の付番と管理 当該システムで、同一個人番号で一意となる団体内統合宛名番号の付番及び宛名番号と個人番号との紐付け管理機能を実現する。</p> <p>2. 符号取得のためのシステム連携 当該システムで団体内統合宛名番号を新たに付番した時、中間サーバへの符号取得要求及び符号取得依頼の受付を行う。</p> <p>3. 文字コードの変換機能 業務システムの文字コードと中間サーバ用の文字コードを変換する。</p> <p>4. 団体内統合宛名番号への変換・提供機能 業務システムと中間サーバの連携時に宛名番号(又は個人番号)を団体内統合宛名番号に変換する。業務システムからの問合せに対して、団体内統合宛名番号を提供する。</p> <p>5. システム間通信プロトコル対応 FTP連携時の通信プロトコル。</p> <p>6. 中間サーバからの要求による情報提供機能 中間サーバからの要求による中間サーバへの4情報提供。中間サーバへ提供するための4情報管理(登録・更新)機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 ( 中間サーバ・プラットフォーム )</p>

システム5	
①システムの名称	中間サーバ・プラットフォーム
②システムの機能	<p>1. 符号管理 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「情報提供用個人識別符号(以下「符号」という。)」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>2. 情報照会 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会・情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>3. 情報提供 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>4. 既存システム接続 中間サーバと既存システム、中間サーバコネクタ、汎用機との間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>5. 情報提供等記録管理 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、保管・管理する。</p> <p>6. 情報提供データベース管理 特定個人情報(連携対象)を副本として、保有・管理する。</p> <p>7. データ送受信 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会・情報提供、符号取得のための情報等を連携する。</p> <p>8. 操作者認証・権限管理 中間サーバを利用する操作者のアクセス権限・操作権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>9. システム管理 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の消去を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 宛名システム等 [ <input type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 中間サーバコネクタ )</p>

システム6	
①システムの名称	審査システム(eLTAX)（以下「審査システム」という。）
②システムの機能	<p>1. 給与・公的年金等の支払をする者から、一般社団法人地方税電子化協議会が運営管理する地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領する。</p> <p>2. 地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金保険者に送付する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 （地方税ポータルセンタ(eLTAX) )</p>
システム7	
①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)（以下「国税連携システム」という。）
②システムの機能	<p>1. 国税庁から、一般社団法人地方税電子化協議会が運営管理する地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税確定申告書、法定調書等を受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、扶養は正情報等を国税庁に送付する。</p> <p>2. 地方団体から他の地方団体に対して、所得税申告書等データを回送する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 （地方税ポータルセンタ(eLTAX) )</p>

### 3. 特定個人情報ファイル名

- |                  |                    |
|------------------|--------------------|
| 1. 住民税賦課・徴収ファイル  | 2. 軽自動車税賦課・徴収ファイル  |
| 3. 住民登録外者等記録ファイル | 4. 中間サーバコネクタDBファイル |
| 5. 情報連携ファイル      | 6. 賦課徴収等情報ファイル     |

### 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由

①事務実施上の必要性	杉並区では、以下の6ファイルを下記に記載の必要性から取り扱う。
	1. 住民税賦課・徴収ファイル 2. 軽自動車税賦課・徴収ファイル
	・番号制度に関する税制上の措置として、個人住民税・軽自動車税における各種課税資料に個人番号の記載を求める措置が講じられたところである。このため、個人番号を含む特定個人情報として税務関係書類を收受し保有することとなる。これらの特定個人情報は、システムに取り込むことにより、複数資料の名寄せや本人特定の精度が向上し、より正確な所得、保有状況等の把握が可能となり、適正・公平な課税事務の実現に必要なため、特定個人情報ファイルとして管理する。
	3. 住民登録外者等記録ファイル
	・個人番号を保有しており、上記事務における名寄せや本人特定に不可欠なため、特定個人情報ファイルとして管理する。
	4. 中間サーバコネクタDBファイル
	・団体内統合宛名番号を付番するとともに、当該団体内統合宛名番号と既存業務システムの宛名番号とを紐付けて管理し、以下の用途に用いるため特定個人情報ファイルとして管理する。 ①基本4情報(住所、氏名、生年月日、性別)又はその一部(以下、「基本4情報」という。)を団体内統合宛名番号に紐付けて管理する。 ②汎用機と中間サーバとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。
②実現が期待されるメリット	5. 情報連携ファイル
	・番号法第19条第7号及び別表二に規定する情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うため、特定個人情報ファイルとして管理する。
	6. 賦課徴収等情報ファイル
	・賦課事務の基礎となる個人番号の記載された課税資料情報であるため、特定個人情報ファイルとして管理する。

### 5. 個人番号の利用 ※

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項、主務省令新管理番号の16-1,16-3,16-4,16-5,16-7,16-11,16-12
--------	--

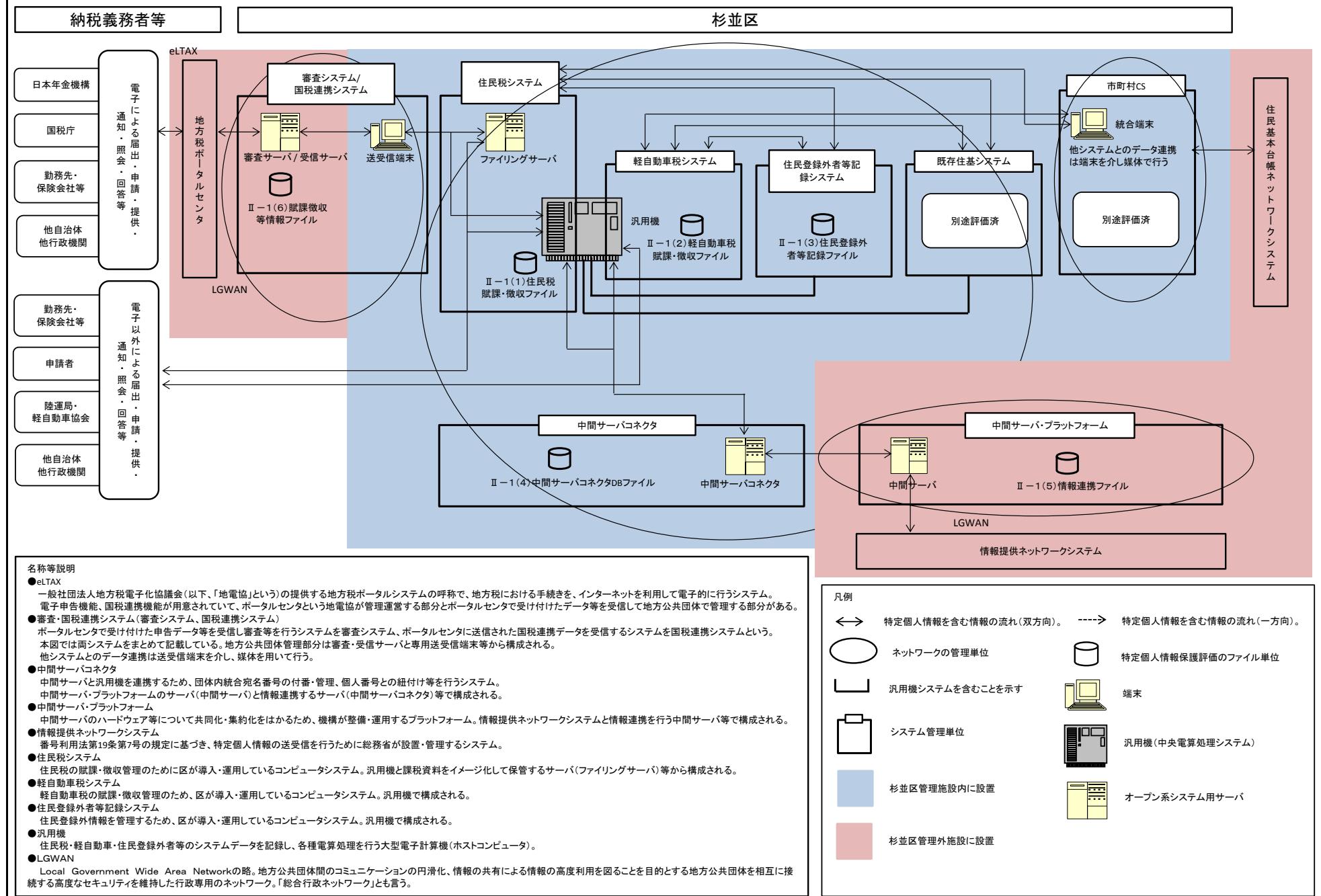
### 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

①実施の有無	[      実施する      ]	<選択肢>	
		1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	番号法第19条第7項 別表第二	

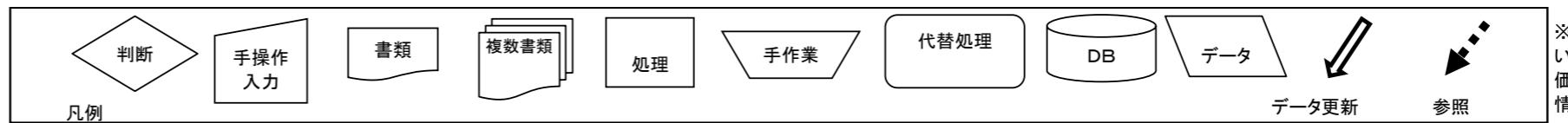
### 7. 評価実施機関における担当部署

①部署	区民生活部 課税課、区民生活部 納税課
②所属長	課税課長、納税課長

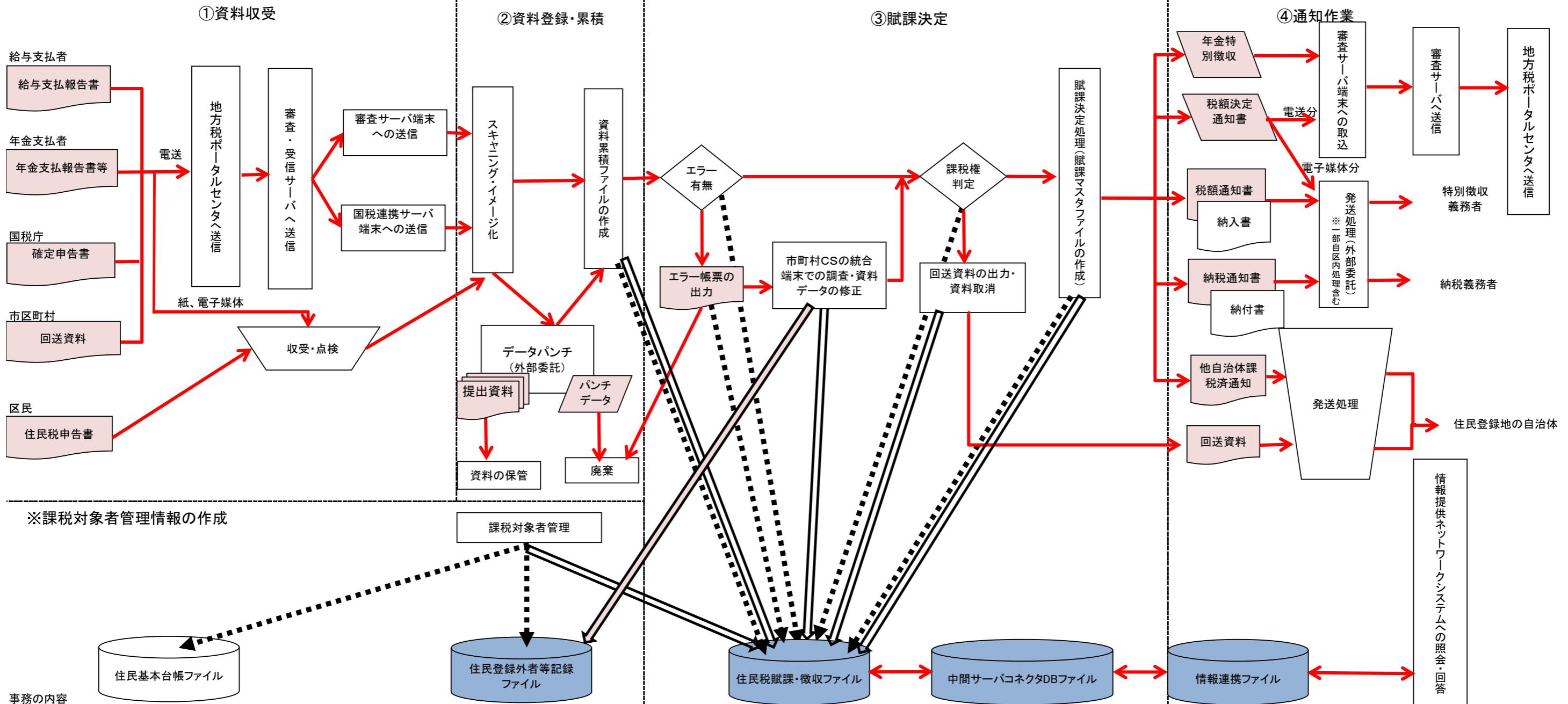
### 8. 他の評価実施機関



## 1. 資料収受から通知まで(当初賦課決定時)



※色つきのファイルと赤い矢印が本評価書で評価対象とする特定個人情報となる



### 1. 資料収受から通知まで(当初賦課決定時)

#### ①資料収受

給与支払者  
給与支払報告書

年金支払者  
年金支払報告書等

国税庁  
確定申告書

市区町村  
回送資料

区民  
住民税申告書

#### ②資料登録・累積

地方税ポータルセンタへ送信

審査・受信サーバへ送信

審査サーバ端末への送信

国税連携サーバ端末への送信

スキャニング・イメージ化

資料累積ファイルの作成

エラー有無

エラー帳票の出力

市町村CSの統合端末での調査・資料データの修正

課税権判定

回送資料の出力・資料取消

賦課決定処理(賦課マスタファイルの作成)

年金特別徴収

税額決定通知書

電子媒体分

税額通知書

納入書

発送処理(外部委託)

※一部区内外処理含む

納税通知書

納付書

他自治体課税済通知

回送資料

審査サーバ端末への取込

電送分

審査サーバへ送信

地方税ポータルセンタへ送信

特別徴収義務者

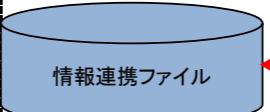
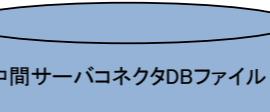
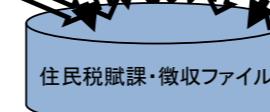
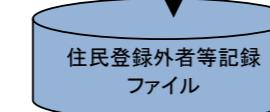
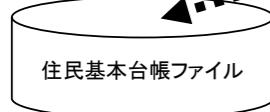
納税義務者

住民登録地の自治体

情報提供ネットワークシステムへの照会・回答

#### ※課税対象者管理情報の作成

#### 事務の内容



#### 1. 資料収受から通知まで(当初賦課決定時)

##### ①資料収受

課税資料として、電送データ・紙資料・電子媒体の収受。電送データとしては給与支払報告書・年金支払報告書等・確定申告書等があり、紙資料としては、給与支払報告書・年金支払報告書・確定申告書・住民税申告書等がある。また、電子媒体については給与支払報告書と年金支払報告書等がある。電送データはeLTAX(地方税ポータルシステム)を通じて委託業者の管理する審査・受信サーバに送信される。送信された給与支払報告書・年金支払報告書等データは区で管理するeLTAX審査端末から、確定申告書・回送資料データは国税連携受信端末からそれぞれダウンロードされる。

紙資料及び電子媒体資料については、各提出者が区に直接提出する(郵便、窓口)。

##### ②資料作成・登録・累積

収受した課税資料をシステムへ登録・累積する。電送データについてはeLTAX端末及び国税連携審査端末より必要なデータをダウンロードし、USBメモリに保存した後システムに取り込み、イメージ資料の作成及び登録を行う。

紙資料についてはシステムのスキャン機能により、イメージ資料の作成及び登録を行う。電子媒体については、提出された媒体(FD、CD等)の中のデータを読み出して集約し、システムに取り込み、イメージ資料の作成及び登録を行う。システム取込後、課税資料は所定期間保管後廃棄。

パンチデータについては賦課決定後廃棄する。USBメモリは、施錠管理する保管場所に保管し、持出管理を行い、記録データについては、処理後ただちに消去し、消去したことを複数名で確認する。

##### ③賦課作業について

資料累積データについてエラーデータの調査をする。エラーには記載内容に矛盾のあるエラー・同一資料重複送付のエラー・個人特定不完全エラー等がある。エラーの内容について、市町村CSの統合端末(区民課で管理しているコミュニケーションサーバを通じて、住基ネットを参照する端末)等よりそれぞれ調査したうえで資料累積データ及び住民登録外者等記録ファイルの修正を行う。(市町村CSについては、住民基本台帳に関する事務で対象評価済み)。修正したものについて集約し、賦課決定処理を行い、税額を確定する。

賦課期日現在、杉並区に住民登録がないもので課税資料が来ているものについては課税権を調査し、居住の実態がない場合は資料累積データの取り消し及び実際の居住地への資料の回送等を行う。賦課決定処理を行ったデータについて、中間サーバコネクタDBファイルを経由して情報連携ファイルに格納する。

##### ④通知作業について

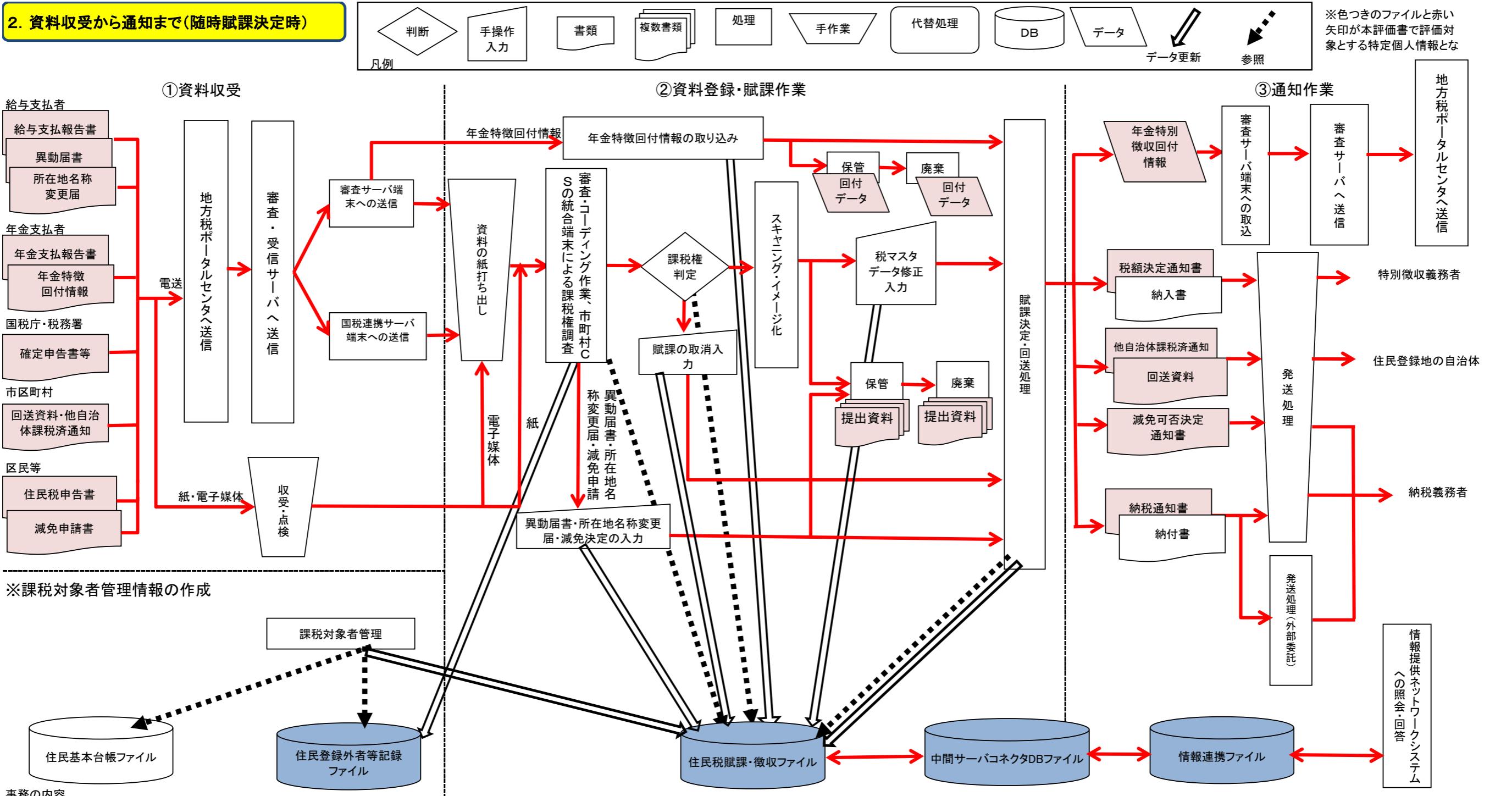
確定した住民税額について納税通知書・税額決定通知書を出し、納税義務者・特別徴収義務者に送付する。なお税額決定通知書においては、電子媒体による通知書を含むもの等、一部に関しては発送処理を外部委託せずに、区職員が発送している。

住登外課税(賦課期日現在、他の市区町村の住民基本台帳に存在するが居住の実態等により杉並区で個人住民税を賦課する者)をした者については、賦課期日現在に住民基本台帳が存在する自治体に杉並区で課税する旨の通知を送付する。

年金特別徴収者(4月1日現在65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得に係る住民税の納税義務がある者)については年金特別徴収依頼情報を作成し、eLTAX審査端末から年金支払者に通知する。

#### ※課税対象者管理情報の作成

当該年度の課税対象者を把握するために作成される。対象者は賦課期日現在、杉並区に住民基本台帳が存在する者と住登外課税をする者である。また課税・非課税判定を行うため、生活保護情報の賦課期日現在の受給状況を反映させる。



**2. 資料收受から通知まで(随時賦課決定時)**

**① 資料收受**

課税資料として、電送データ・紙資料・電子媒体の收受。電送データとしては給与支払報告書・年金支払報告書・確定申告書・異動届書(給与特別徴収と普通徴収の切り替え)・所在地名称変更届(特別徴収義務者の住所等の変更)・年金特徴回付情報(年金特徴の停止・継続・徴収税額の通知)等があり、紙資料としては、給与支払報告書・年金支払報告書・確定申告書・異動届書・住民税申告書・減免申請書がある。また、電子媒体については給与支払報告書と年金支払報告書がある。

電送データはeLTAX(地方税ポータルシステム)を通じて委託業者の管理する各審査・受信サーバーに送信される。送信された給与支払報告書・年金支払報告書データ・異動届書・所在地名称変更届・年金特徴回付情報は区で管理するeLTAX審査端末から、確定申告書・回送資料データは国税連携審査端末からそれぞれダウンロードされる。紙資料及び電子媒体資料については、各提出者が区に直接提出する(郵便、窓口)。

**② 資料登録・賦課作業について**

收受した電送資料・電子媒体資料について紙に打ち出しがある(年金特徴回付データを除く)。審査・コーディング作業(入力をするために補記すること)を行う。生活保護情報を参照し、非課税の判定をする。個人突出できないものについて市町村CSの統合端末で住所を調査する。課税権のあるものをスキャニング・イメージ化する。新たに住登外者を登録するときは住民登録外者等記録ファイルを修正する。課税権のないものは実際の住民登録地に資料を回送する。イメージ化まで終わったものに課税マスターの修正入力を行い、税額を確定する。確定させたデータを中間サーバコネクタDBファイルを経由して、情報連携ファイルに格納する。異動届書・所在地名称変更届・減免申請書についてはスキャニングを行わぬ、入力のみを行う。年金特徴回付データは取り込み処理を行い、年金特徴の停止・継続・徴収額の反映を行う。

課税資料及び紙に打ち出した資料は所定期間保管後廃棄する。

**③ 通知作業について**

年金特別徴収税額が変更となったものについてはeLTAX審査端末を通じて年金特徴回付情報を送信する。確定した住民税額等について納税通知書・税額決定通知書・減免可否決定通知書を出し、納税義務者・特別徴収義務者に送付する。

住登外課税をした者については、賦課期日現在に住民基本台帳が存在する自治体に杉並区で課税する旨の通知を送付する。

※色つきのファイルと赤い矢印が本評価書で評価対象とする特定個人情報とな

地方税ポータルセンタへ送信

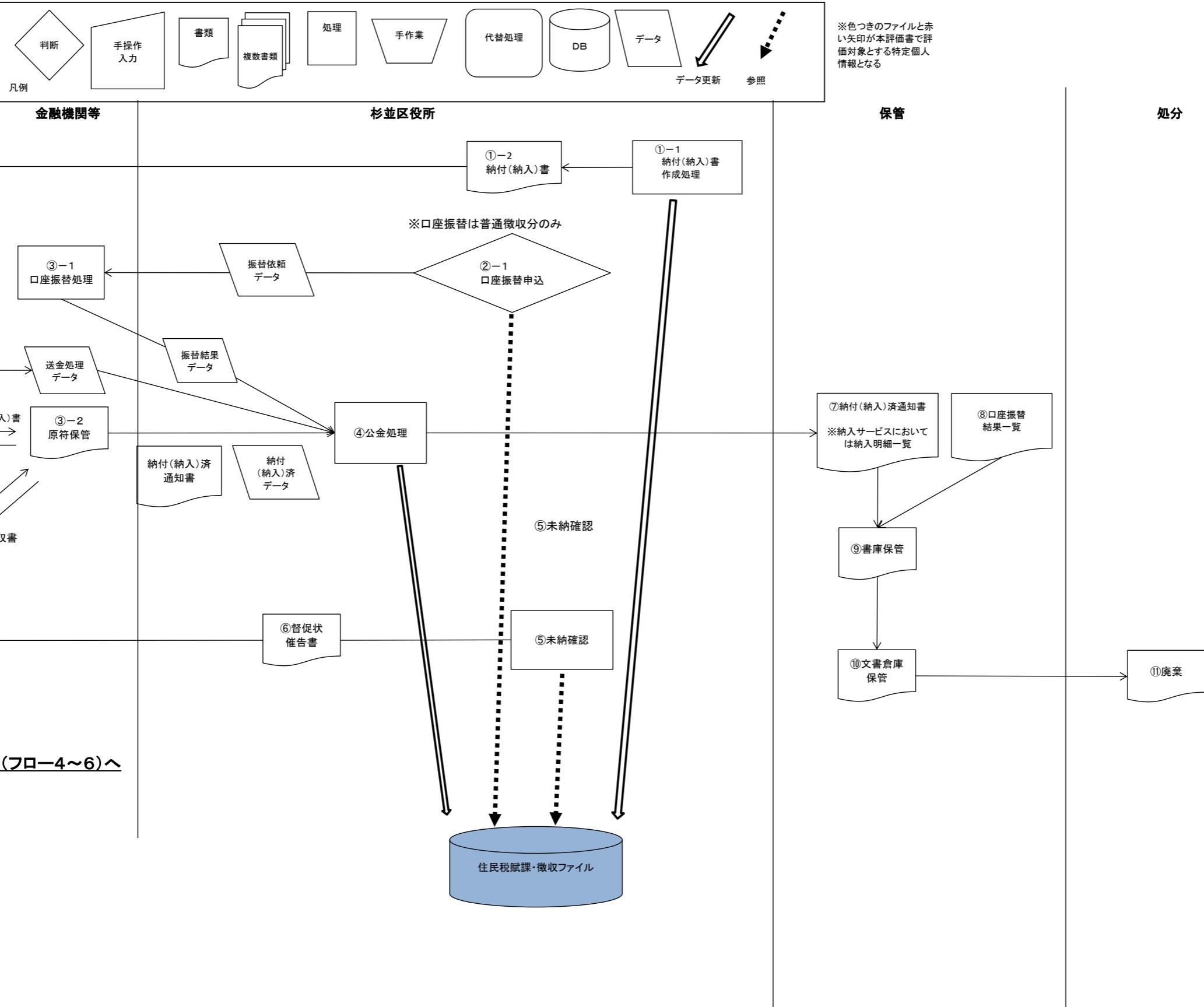
特別徴収義務者

住民登録地の自治体

納税義務者

情報提供ネットワークシステムへの照会・回答

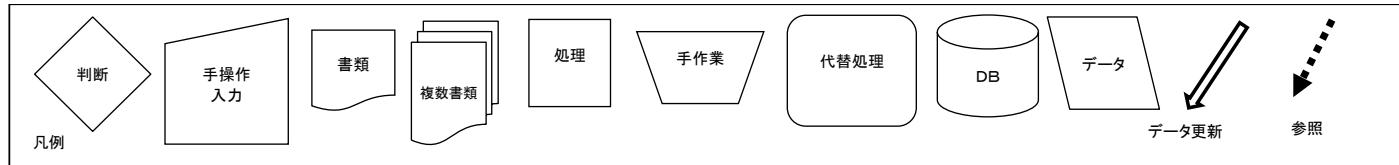
### 3. 事務の内容・収納の流れ



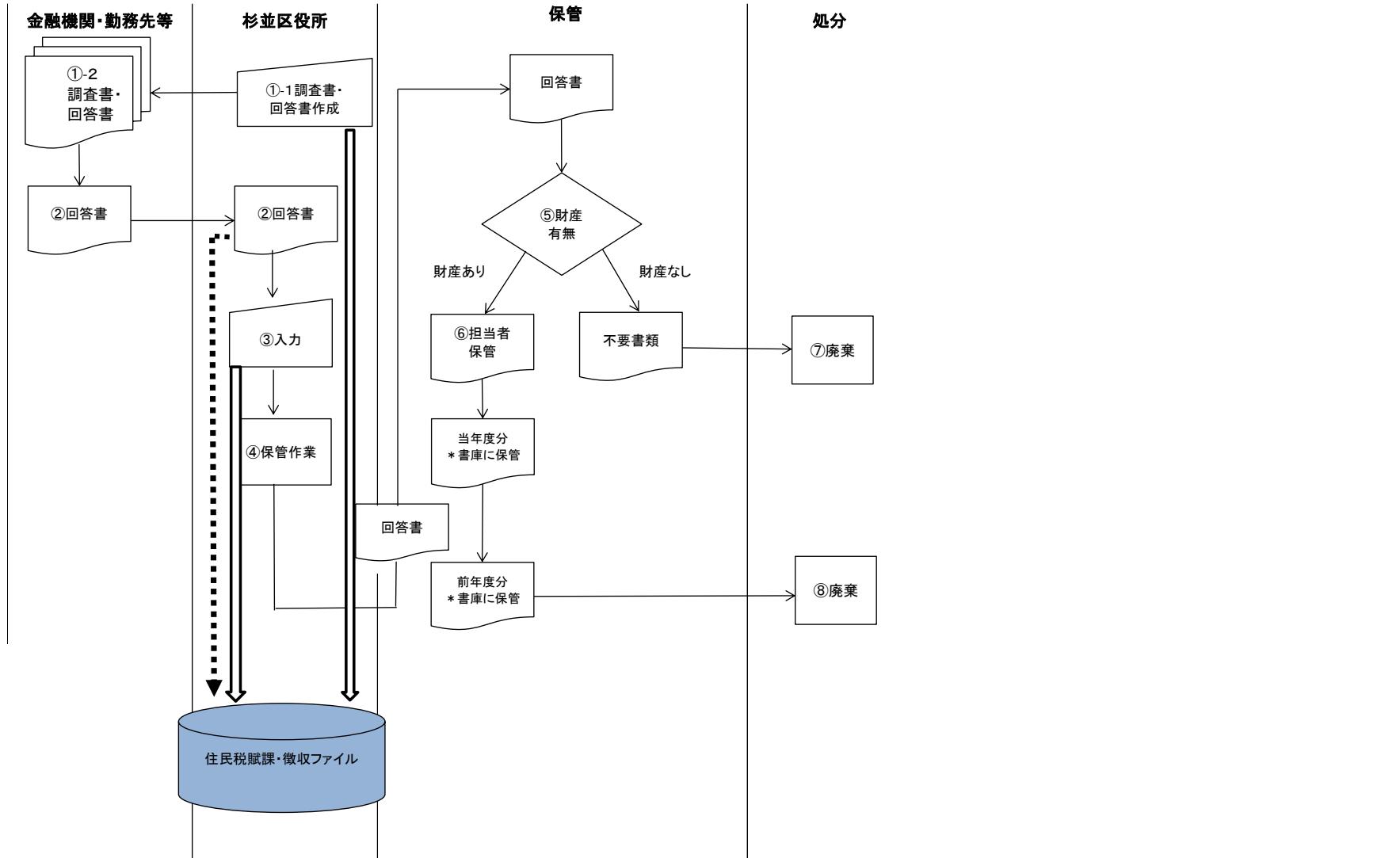
### 3. 事務の内容・収納の流れ

- ①納付(納入)書を作成し、納税義務者・特別徴収義務者に送付する。
- ②納税義務者・特別徴収義務者が金融機関等に納付(納入)書を持参し、納付(納入)する。(特別徴収のみ、金融機関による納入サービスがある。)  
口座振替対象者については、指定金融機関を通じ、各金融機関に振替処理を依頼する。
- ③金融機関等で納付(納入)後、原符は金融機関で保管となり、区には納付(納入)済通知書とデータが送付される。
- ④区に送付される納付(納入)済データを基に、システムに収納情報の登録を行う。納付(納入)済データが送付されない収納確認分については、外部委託業者によるデータパンチ入力を行い、データ化した上でシステムに収納情報の登録を行う。
- ⑤～⑥未納確認を行い、納期限までに個人住民税を完納しない場合は、法令に則り督促状を発付する。また、督促状でも納付(納入)がない場合は、定期的に催告を行う。(なお、それでも未納の場合は滞納整理へ。)
- ⑦～⑪納付(納入)済通知書(特別徴収の納入サービスにおいては納入明細一覧)を保管し、保存年限経過後、廃棄する。

#### 4. 事務の内容・財産調査



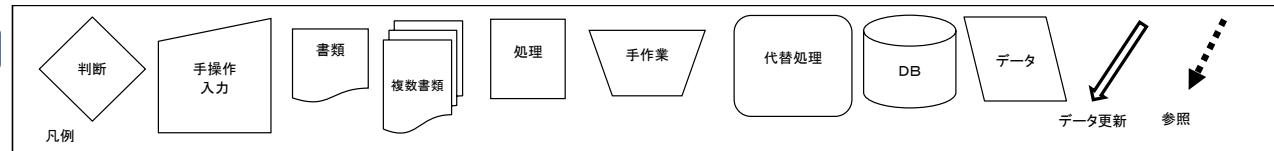
※色つきのファイルと  
赤い矢印が本評価書  
で評価対象とする特定  
個人情報となる



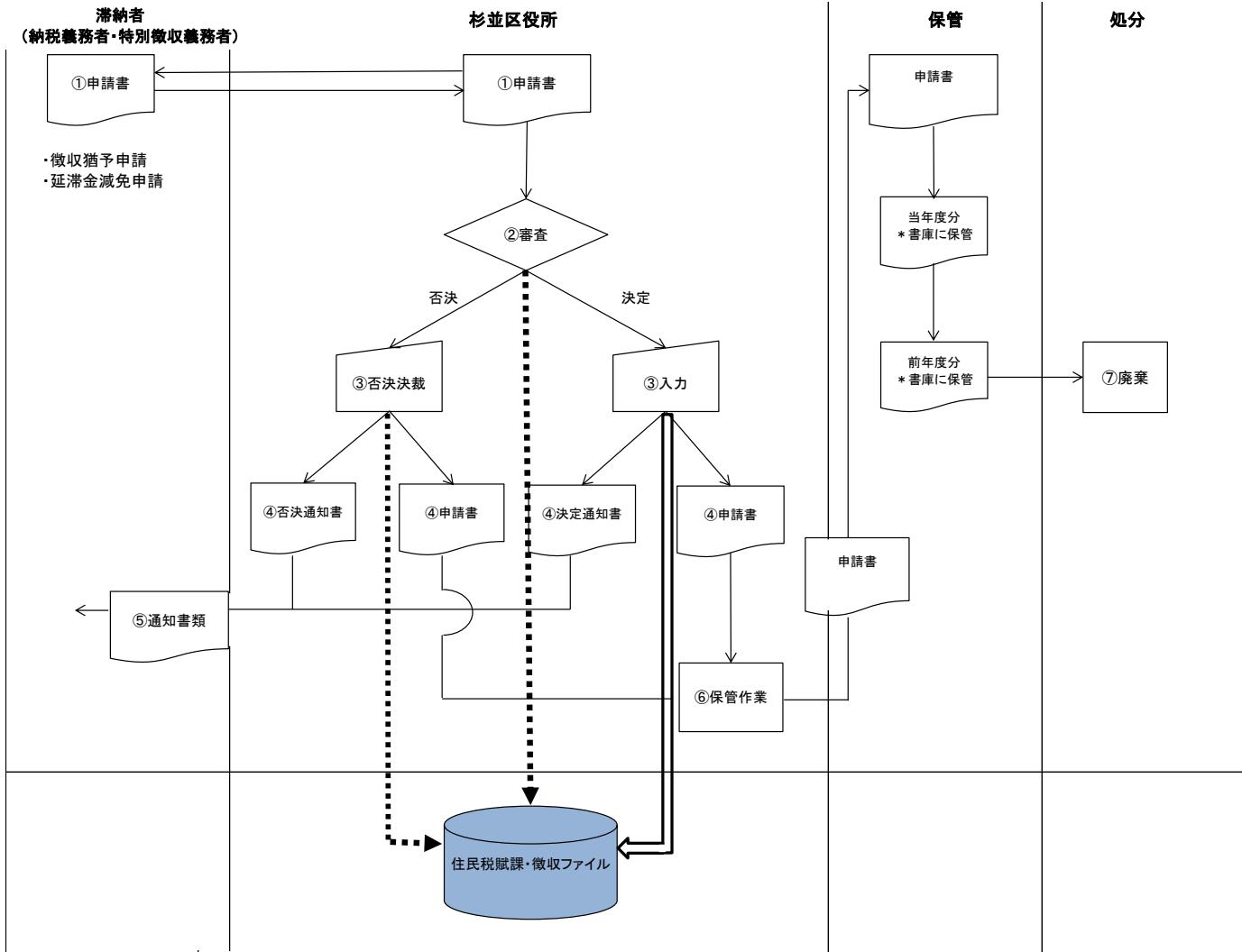
#### 4. 事務の内容・財産調査

- ①財産調査書・回答書を作成し、金融機関、勤務先等に送付する。
- ②～③調査先から返送された回答書の内容をシステムに入力する。
- ④～⑧回答書の内容により、財産の有無を判断する。財産なしの場合は不要書類として廃棄する。財産ありの場合は担当者が保管し、保存年限経過後、廃棄する。

## 5. 事務の内容・滞納処分(申請等)



※色つきのファイルと  
赤い矢印が本評価書  
で評価対象とする特  
定個人情報となる



### 5. 事務の内容・滞納処分(申請等)

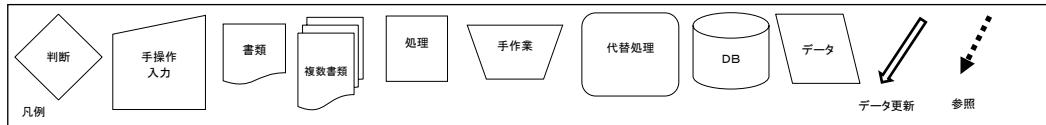
①滞納者より、徴収猶予・延滞金減免の申し出があった場合について、区は申請書を作成し、申請者宛てに送付する。

②～③審査後、決定の場合はシステム入力を。否決の場合は、否決決裁を行う。

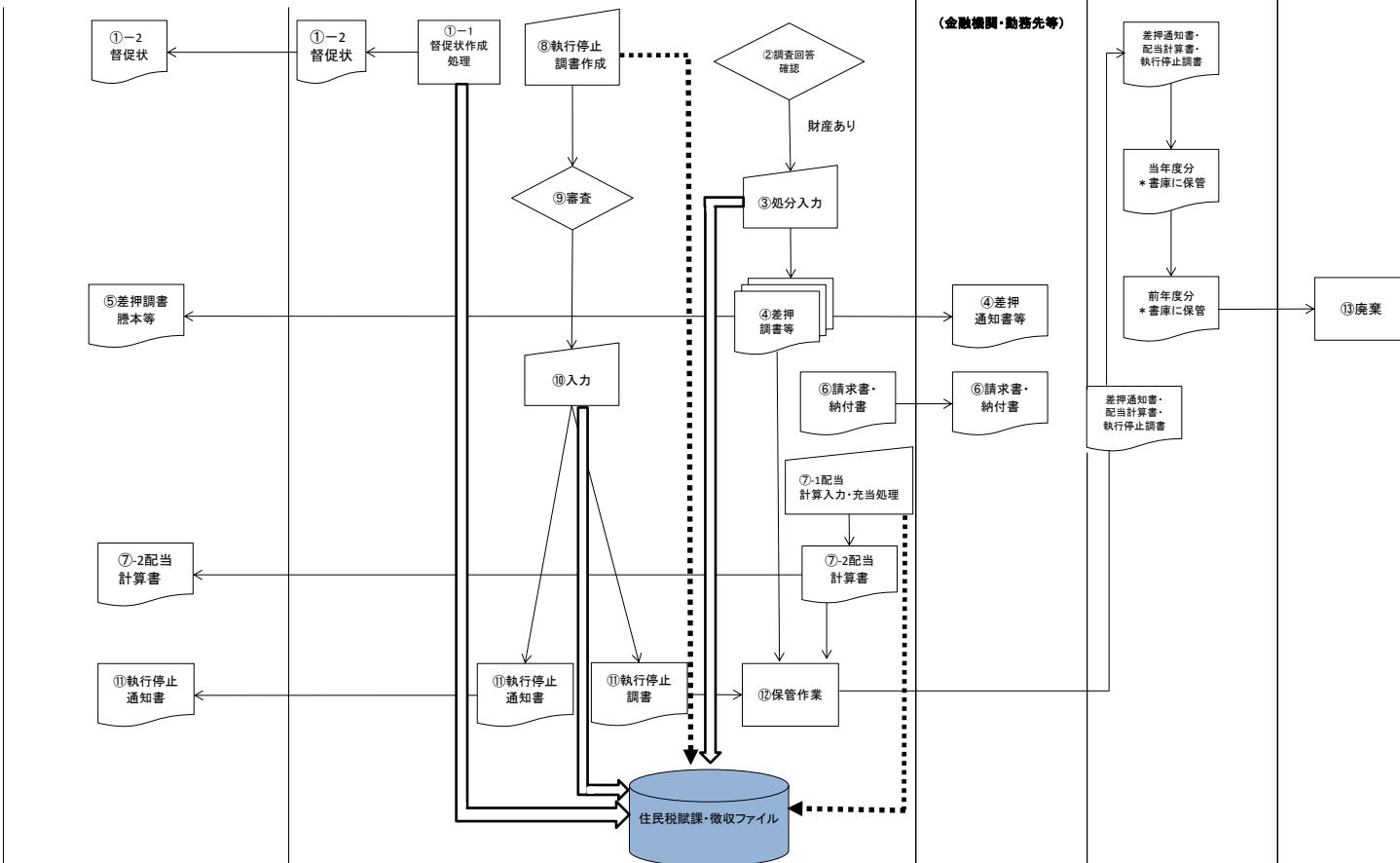
④～⑤決定・否決通知書を出し、申請者に送付する。

⑥～⑦申請書については書庫に保管し、保存年限経過後、廃棄する。

## 6. 事務の内容・滞納処分(差押等)



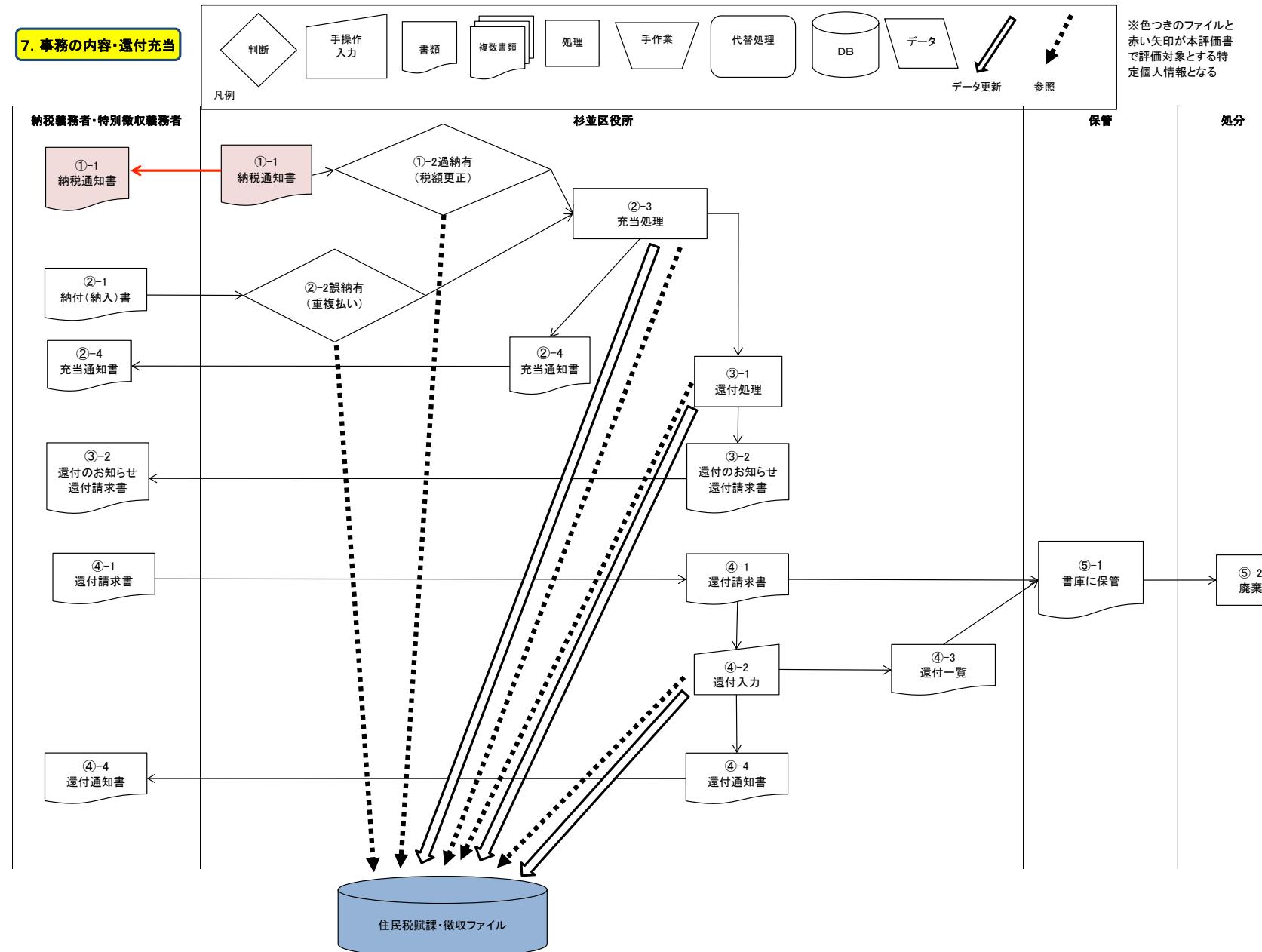
### 滞納者(納税義務者・特別徴収義務者)



### 6. 事務の内容・滞納処分(差押等)

- ①納期限までに個人住民税を完納しない場合は、法令に則り督促状を発付する。(また、督促状でも納付(納入)がない場合は、定期的に催告を行う。)
- ②督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る個人住民税を完納しない場合は、滞納整理に着手する。滞納整理を進める過程において、滞納者の納付(納入)能力の判定や滞納処分の執行のために、預金・給与・生命保険等の財産調査を行う。
- ③～④財産が判明した者については、預金・給与・生命保険等の差押等を行う。システムにて処分入力をし、第三債務者等宛てに差押通知書等を送達する。
- ⑤差押後、滞納者宛てに差押調書體本等を交付する。
- ⑥第三債務者等宛てに請求書・納付書を送付する。
- ⑦差押財産換価後、配当計算入力・充当処理をする。あわせて配当計算書の作成を行い、滞納者宛てに送付する。
- ⑧～⑪調査の結果財産が判明せず、地方税法に規定する執行停止の基準に該当する場合は、執行停止調書を作成する。審査後、執行停止通知書を作成し、滞納者宛てに送付する。
- ⑫～⑯差押調書、配当計算書、執行停止調書等を書庫に保管し、保存年限経過後、廃棄する。

## 7. 事務の内容・還付充当



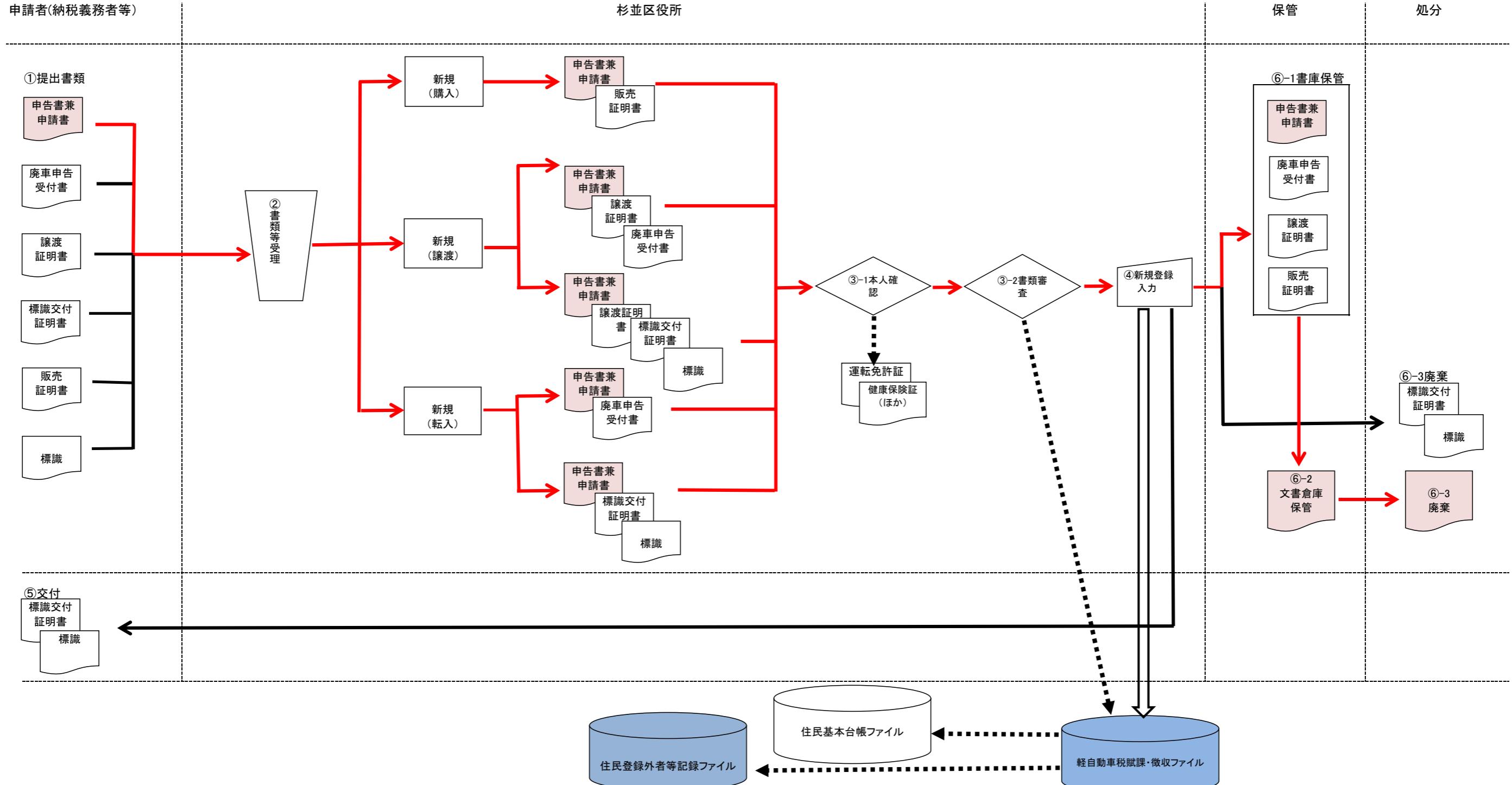
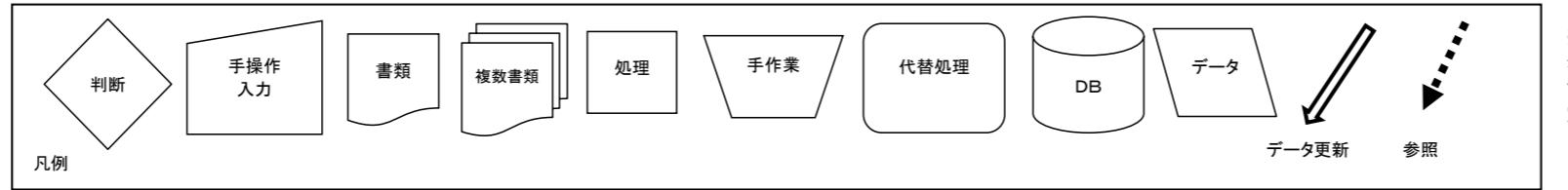
## 7. 事務の内容・還付充当

①～③過誤納金が発生した場合、納税義務者・特別徴収義務者に還付のお知らせ・還付請求書・充当通知書を送付する。

④納税義務者・特別徴収義務者からの還付請求書に基づきシステムに還付情報の登録を行い、納税義務者・特別徴収義務者へ還付金の支払及び還付通知書の送付を行う。

⑤還付請求書・還付一覧を保管し、保存年限経過後、廃棄する。

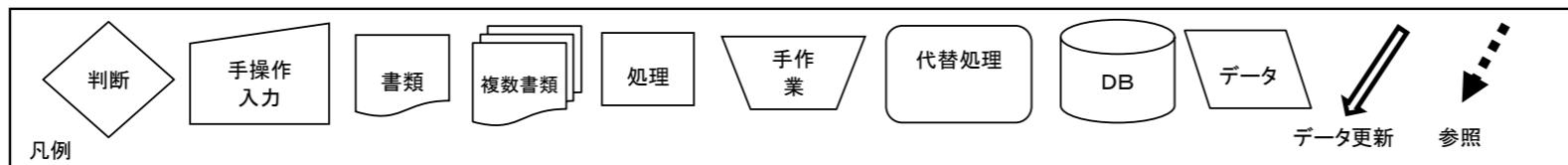
### 1. 原付 登録の流れ



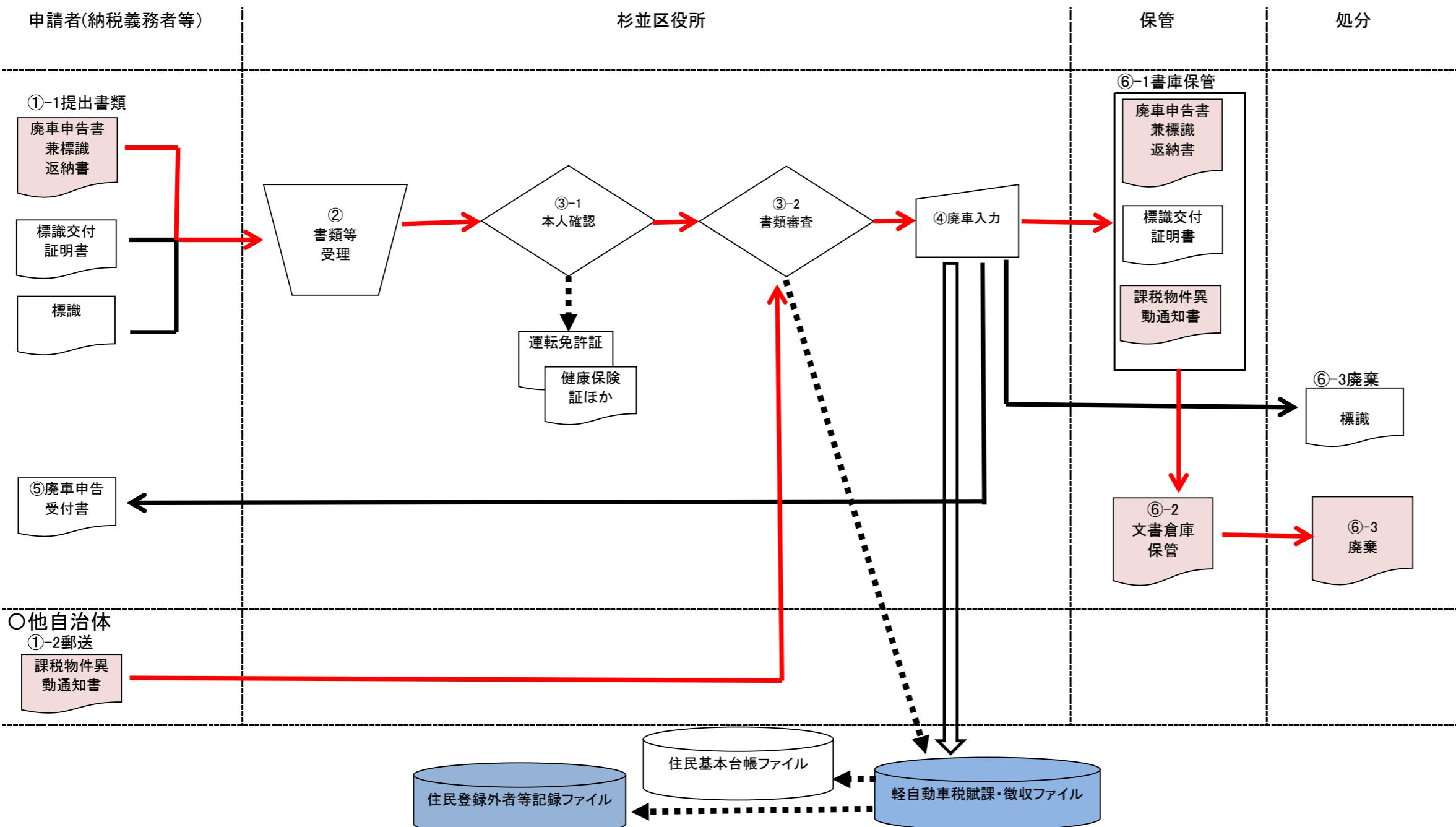
#### 1. 原付登録事務の流れ

- ①納税義務者等から申告書等必要書類が提出される。
- ②それぞれの事由に必要な書類を受理。
- ③免許証等により申請者の本人確認を行った上で、提出された書類の審査を行う。
- ④提出書類を基にシステムにて登録を行う。
- ⑤納税義務者等に対し、標識及び標識交付証明書を交付する。
- ⑥前自治体で交付された標識及び標識交付証明書は廃棄。その他の書類は書庫に保管し、保存年限経過後、廃棄する。

## 2. 原付 廃車の流れ



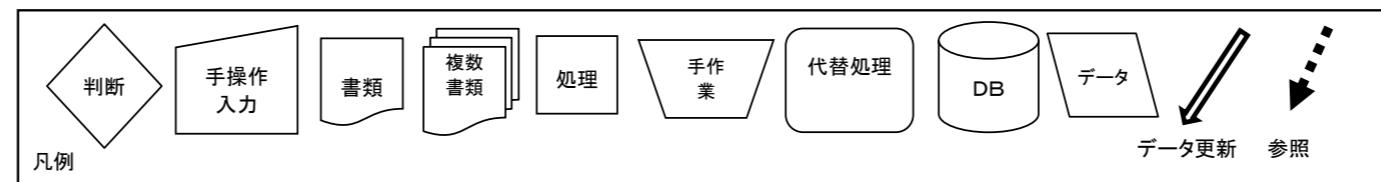
※色つきのファイルと  
赤い矢印が本評価書  
で評価対象とする特  
定個人情報となる



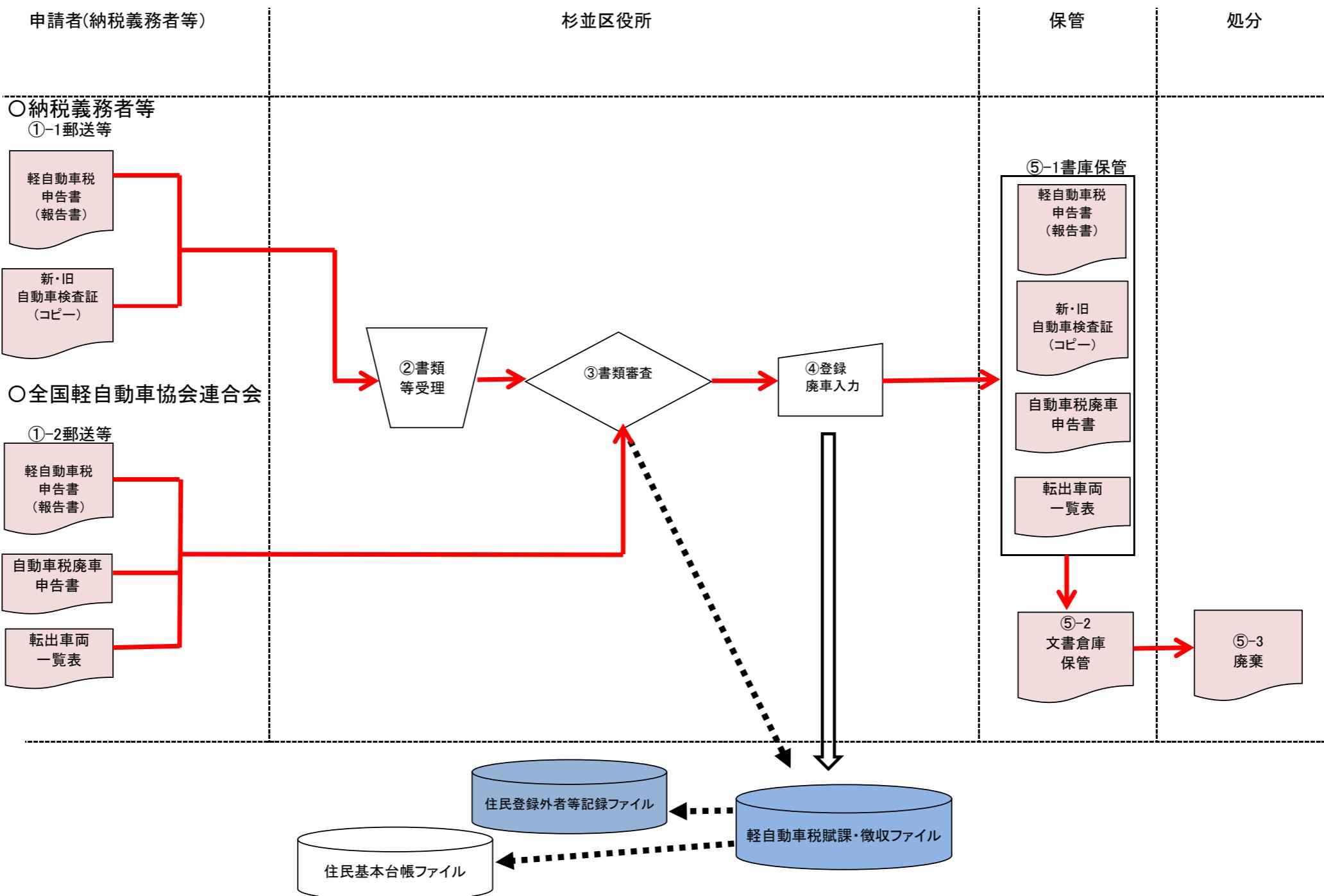
### 2. 原付廃車事務の流れ

- ① 納税義務者等から申告書の提出及び前登録自治体から課税物件異動通知書が送付される。
- ② 廃車に必要な書類を受理。
- ③ 免許証等により申請者の本人確認を行った上で、提出及び郵送された書類の審査を行う。
- ④ 書類を基にシステムにて廃車入力を行う。
- ⑤ 紳税義務者等に対し、廃車申告受付書を交付する。
- ⑥ 標識及び標識交付証明書は廃棄。その他の書類は書庫に保管し、保存年限経過後、廃棄する。

### 3. 軽自 登録廃車の流れ



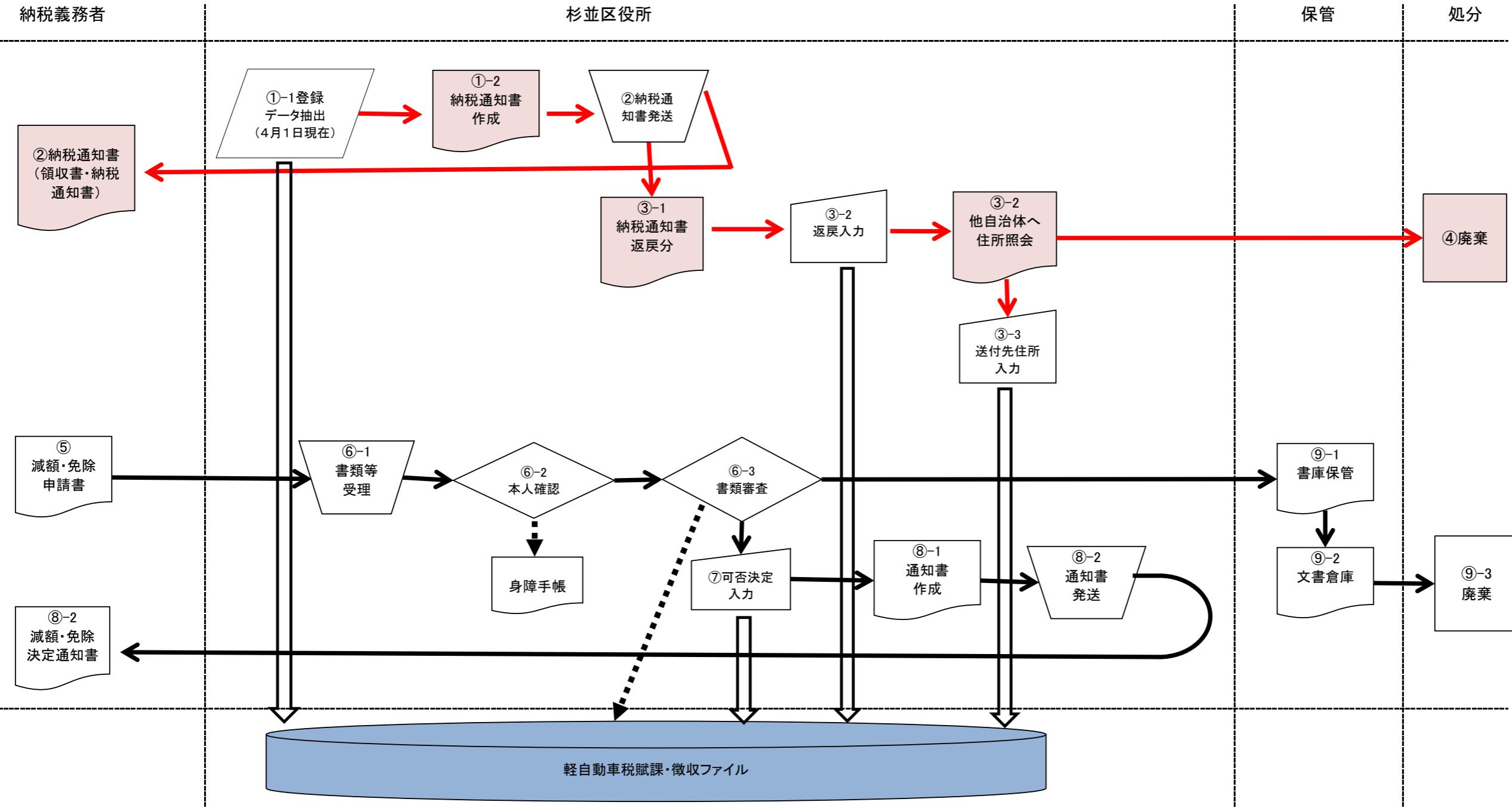
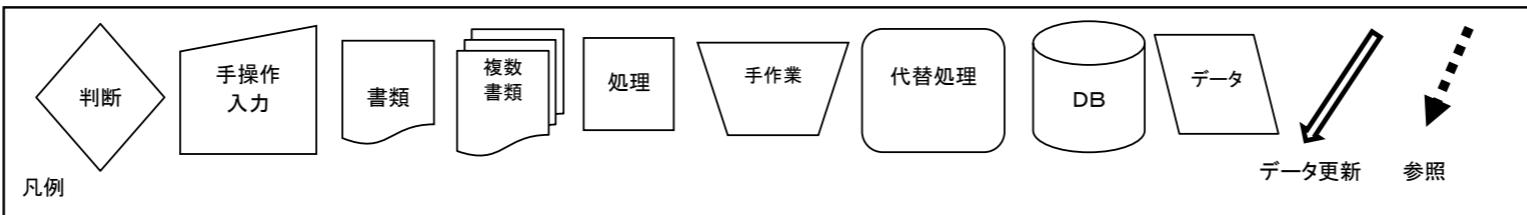
※色つきのファイルと  
赤い矢印が本評価書  
で評価対象とする特  
定個人情報となる



### 3. 軻自動車登録廃車事務の流れ

- ①納稅義務者等及び全国軻自動車協会連合会から申告書等が送付される。
- ②登録廃車に必要な書類を受理。
- ③郵送等により提出された書類の審査を行う。
- ④書類を基にシステムにて登録廃車入力を行う。
- ⑤書類は書庫に保管し、保存年限経過後、廃棄する。

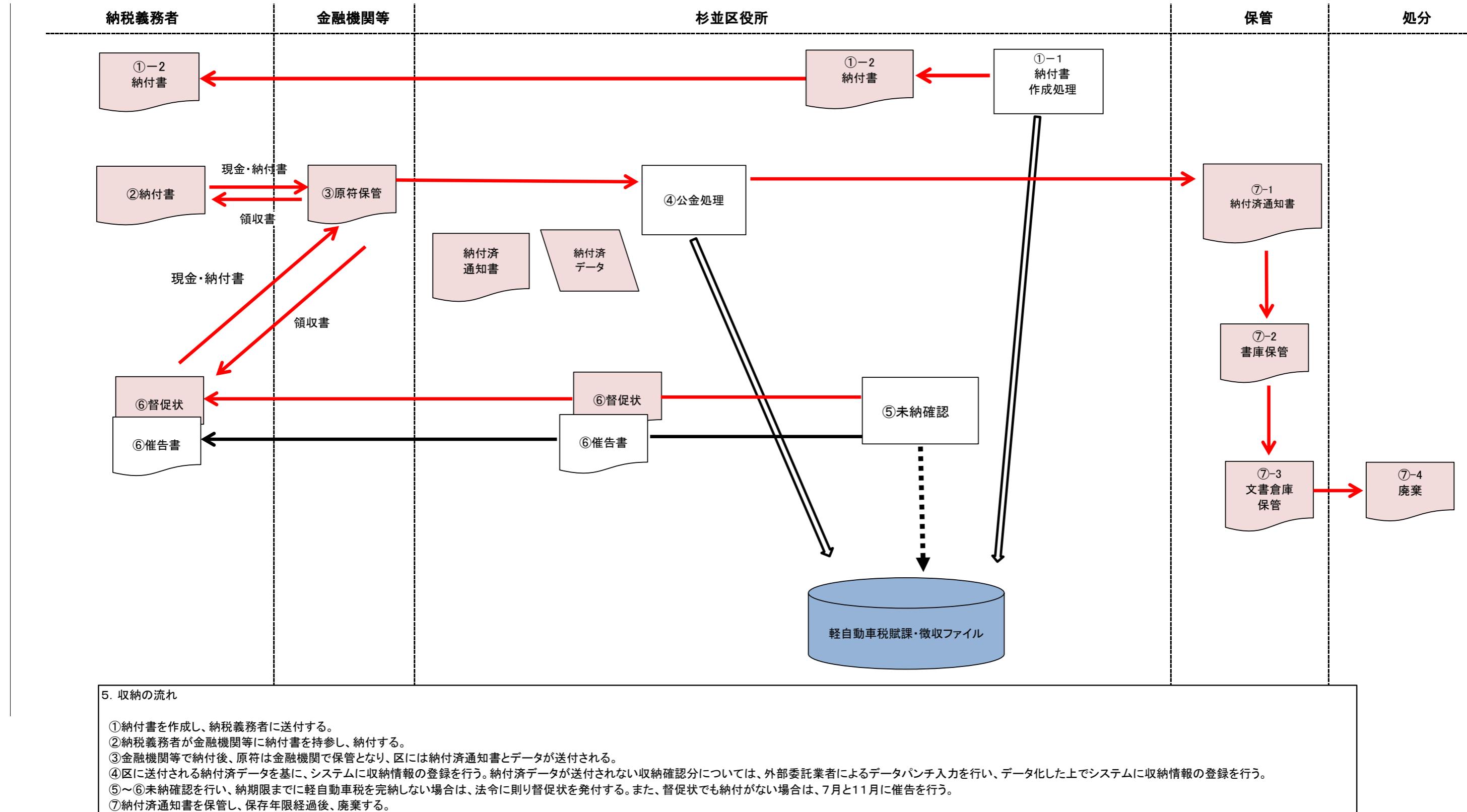
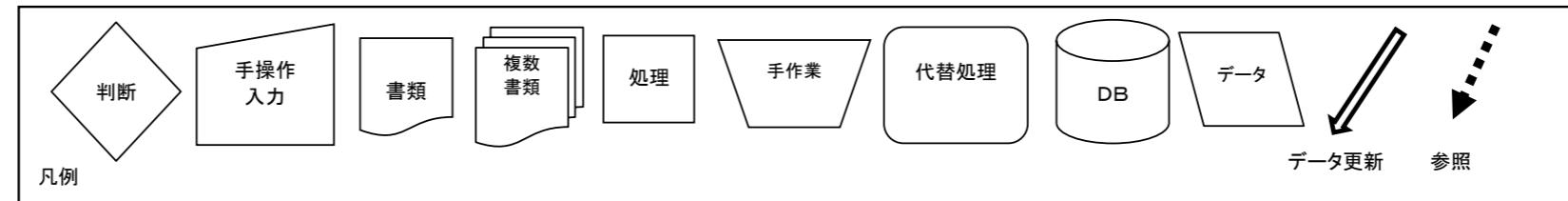
#### 4. 軽自動車税賦課の流れ



#### 4. 軻自動車税賦課の流れ

- ①4月1日現在登録中の軻自動車等に対し車種毎に税額を決定し、納付書を作成する。
- ②データに基づき郵便番号順に納付書を打ち出し納税義務者宛て発送する。
- ③納付書が返戻された場合、返戻入力を行うと共に他自治体に対し住所照会を行い判明した場合は送付先住所の入力を行う。
- ④住所照会回答文は廃棄する。
- ⑤納税義務者から減免申請書を受け取る(納期限7日前まで)。
- ⑥⑦申請書等を記入し身障手帳により該当者の確認の上減免入力を行う。
- ⑧後日、決定通知書を作成し納税義務者宛て通知する。
- ⑨書類は書庫に保管し、保存年限経過後、廃棄する。

## 5. 軽自動車税収納の流れ



## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
(1)住民税賦課・徴収ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 <b>※</b>	[ システム用ファイル ]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 <b>※</b>	区民、区外在住の課税対象者等(賦課資料の提出・提供のあった非課税者、区外在住の個人事業主含む)。区外在住の被扶養者。	
④記録される項目	[ 100項目以上 ]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 <b>※</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[○] 個人番号 [ ] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号)</li> </ul> </li> <li>・連絡先等情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等)</li> <li>[ ] その他住民票関係情報</li> </ul> </li> <li>・業務関係情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[○] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [ ] 健康・医療関係情報</li> <li>[ ] 医療保険関係情報 [ ] 児童福祉・子育て関係情報 [○] 障害者福祉関係情報</li> <li>[○] 生活保護・社会福祉関係情報 [ ] 介護・高齢者福祉関係情報</li> <li>[ ] 雇用・労働関係情報 [○] 年金関係情報 [ ] 学校・教育関係情報</li> <li>[ ] 災害関係情報</li> <li>[○] その他 ( 担当者氏名 等 )</li> </ul> </li> </ul>	
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○識別情報 対象者を特定し、正しい賦課・徴収を行うために記録。</li> <li>○連絡先情報 対象者の賦課期日時点での世帯情報及び税額通知書等の送付先の把握のために記録。また、連絡先(電話番号等)については問い合わせや、納付の催促をする際に利用する。</li> <li>○業務関係情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税関係情報 :対象者の所得税に係る情報に基づき、個人住民税の賦課を行うために記録。</li> <li>・地方税関係情報 :算出した個人住民税額に基づき、賦課・徴収及び証明書等の出力を行うために記録。</li> <li>・障害者福祉情報 :本人、扶養者の障害の情報に基づき、控除の有無の判定を行うために記録。</li> <li>・生活保護関係情報 :生活保護関連の受給情報に基づき、非課税の判定を行うために記録。</li> <li>・年金関係情報 :対象者の年金所得に係る情報に基づき、個人住民税の賦課及び年金特徴税額の計算を行うために記録。</li> </ul> </li> </ul>	
全ての記録項目	別添2を参照。	
⑤保有開始日	平成27年10月	
⑥事務担当部署	区民生活部課税課・納税課	

### 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 <b>※</b>		[○]本人又は本人の代理人 [○]評価実施機関内の他部署 ( 区民生活部区民課 保健福祉部福祉事務所 政策経営部情報システム担当課 ) [○]行政機関・独立行政法人等 ( 国税庁・日本年金機構 ) [○]地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他自治体 ) [○]民間事業者 ( 紙と支払者 ) [ ]その他 ( )						
②入手方法		[○]紙 [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ [ ]電子メール [ ]専用線 [○]府内連携システム [○]情報提供ネットワークシステム [○]その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )						
③入手の時期・頻度		<p>○当初賦課時に入手        -申告情報(確定申告・年金支払報告書・給与支払報告書)について、1月～6月にかけて随時入手。        -生活保護情報について、1月～6月にかけて随時入手。        -個人住民税申告書について、1月～6月にかけて随時入手。        -1月1日世帯情報ファイルについて、1月以降随時入手。        -年金特別徴収情報ファイルについて、5月に年金保険者から入手。        -宛名情報ファイルについて、住民基本台帳が更新される都度、随時入手。</p> <p>○個別的な対応に際して入手        -当初期以降、新規申告及び徴収方法等の変更・税額更正に関する申告時に各種申告書情報を随時入手。        -年金特別徴収情報ファイルについて毎月入手。        -自治体間等での滞納状況等にかかる照会・回答を行う都度入手。</p>						
④入手に係る妥当性		<ul style="list-style-type: none"> <li>地方税法、通達により定められた時期・頻度・方法にて、住民・国税庁・年金保険者・給与支払者からの情報提供を受けている。</li> <li>地方税法第20条の11により滞納状況等に係る情報について、必要がある場合に取得している。</li> </ul>						
⑤本人への明示		<ul style="list-style-type: none"> <li>住民税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第317条の2の条文、番号法の別表第二の第27の項に基づき、収集していることを、広く国民に周知している。</li> <li>地方税法第20条の11により滞納状況等に係る情報の収集をしていることを、広く国民に周知している。</li> </ul>						
⑥使用目的 <b>※</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>住民税の公平・公正な算出・通知。</li> <li>適正な納入管理・申告勧奨。</li> </ul>						
⑦使用の主体		<table border="1"> <tr> <td>変更の妥当性</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>使用部署 <b>※</b></td> <td>区民生活部課税課・納税課・区民課</td> </tr> <tr> <td>使用者数</td> <td> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 10人未満                          2) 10人以上50人未満                                                    3) 50人以上100人未満                 4) 100人以上500人未満             5) 500人以上1,000人未満             6) 1,000人以上</p> </td> </tr> </table>	変更の妥当性	-	使用部署 <b>※</b>	区民生活部課税課・納税課・区民課	使用者数	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 10人未満                          2) 10人以上50人未満                                                    3) 50人以上100人未満                 4) 100人以上500人未満             5) 500人以上1,000人未満             6) 1,000人以上</p>
変更の妥当性	-							
使用部署 <b>※</b>	区民生活部課税課・納税課・区民課							
使用者数	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 10人未満                          2) 10人以上50人未満                                                    3) 50人以上100人未満                 4) 100人以上500人未満             5) 500人以上1,000人未満             6) 1,000人以上</p>							
⑧使用方法 <b>※</b>		<ol style="list-style-type: none"> <li>地方税の課税標準の決定又は更正、住民税の税額の決定又は更正、賦課決定通知書の送達、納税の告知、督促及び滞納処分その他の地方税の賦課徴収又は地方税の調査。</li> <li>個人住民税の障害者控除の適用。</li> <li>個人住民税の減免。</li> <li>個人住民税の配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用。</li> <li>個人住民税の課税(家屋敷課税)。</li> </ol>						

	情報の突合 ※	<p>1、地方税の課税標準の決定又は更正、住民税の税額の決定又は更正、賦課決定通知書の送達、納税の告知、督促及び滞納処分その他の地方税の賦課徵収又は地方税の調査の基礎となる税資料等に登録されている基本4情報と、住民税賦課・徵収ファイルが保有する基本4情報を突合して個人特定を行う。</p> <p>2、個人住民税の障害者控除の適用の基礎となる税資料等に登録されている基本4情報と、住民税賦課・徵収ファイルが保有する基本4情報を突合して個人特定を行う。非課税及び税額を決定するために行っている。</p> <p>3、個人住民税の減免の申告書等に登録されている基本4情報と、住民税賦課・徵収ファイルが保有する基本4情報を突合して個人特定を行う。課税、非課税の決定のために行っている。</p> <p>4、個人住民税の配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用の基礎となる税資料等に登録されている基本4情報と、住民税賦課・徵収ファイルが保有する基本4情報を突合して個人特定を行う。税額を決定するために行っている。</p> <p>5、個人住民税の課税(家屋敷課税)の基礎となる税資料等に登録されている基本4情報と、住民税賦課・徵収ファイルが保有する基本4情報を突合して個人特定を行う。</p>
	情報の統計分析※	課税状況の分析等のため、「市町村税課税状況等の調」に供する集計等の各種統計処理を行っているが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。
	権利利益に影響を与える得る決定 ※	個人住民税額の決定・更正、滞納処分
⑨使用開始日		平成28年1月1日

#### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 <b>※</b>	[ 委託する ] ( 10 ) 件	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない
<b>委託事項1</b>	賦課資料の電子データ化業務	
①委託内容	紙形態で区へ送付される賦課資料等(給与支払報告書、確定申告書(2表)、住民税申告書等)につき、コンピュータへの取り込みが可能なように電子データ化する。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの一部 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 <b>※</b>	紙媒体の課税資料が発生する個人	
その妥当性	大量の紙帳票のデータを限られた時間でデータ化しなければならぬため委託を行っている。	
③委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ○ ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法	「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことで確認可能。	
⑥委託先名	富士ソフトサービスビューロ株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 <b>※</b>	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

<b>委託事項2</b>		税システム運用					
①委託内容		各種処理の実行や帳票の印刷(オペレーション業務)。					
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 特定個人情報ファイルの全体 ]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の数</td> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の範囲 <b>※</b></td> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">「2. ②対象となる本人の数」と同じ。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">その妥当性</td> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">システムの安定した稼動のため専門的な知識を有する民間事業者に委託を行っている。</td> </tr> </table>		対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	対象となる本人の範囲 <b>※</b>	「2. ②対象となる本人の数」と同じ。	その妥当性	システムの安定した稼動のため専門的な知識を有する民間事業者に委託を行っている。
対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>						
対象となる本人の範囲 <b>※</b>	「2. ②対象となる本人の数」と同じ。						
その妥当性	システムの安定した稼動のため専門的な知識を有する民間事業者に委託を行っている。						
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10人未満 ]</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>					
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ○ ] その他 ( 庁舎内の物理的に区画された専用の室でのみ操作。また、委託先はデータの取り出し、庁舎外への持ち出しを行わない。 )</p>					
⑤委託先名の確認方法		「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことで確認可能。					
⑥委託先名		日本電気株式会社					
再委託	⑦再委託の有無 <b>※</b>	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 再委託する ]</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>					
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないが、再委託に関する承認申請書により、再委託理由等を明確にし、区が承諾した業者のみ再委託を許諾している。					
	⑨再委託事項	オペレーション業務					

委託事項3		システムの運用保守業務
①委託内容		システムが安定的に稼働するために必要な運用保守業務。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 特定個人情報ファイルの全体 ]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
対象となる本人の数		<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
対象となる本人の範囲 ※		「2. ②対象となる本人の数」と同じ。
その妥当性		システムの安定した稼動のため専門的な知識を有する民間事業者に委託を行っている。
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10人未満 ]</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ○ ] その他 ( 庁舎内の物理的に区画された専用の室でのみ操作。また、委託先はデータの取り出し、庁舎外への持ち出しを行わない。 )</p>
⑤委託先名の確認方法		「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことで確認可能。
⑥委託先名		日本電気株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 再委託する ]</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないが、再委託に関する承認申請書により、再委託理由等を明確にし、区が承諾した業者のみ再委託を許諾している。
	⑨再委託事項	システムの運用保守業務

<b>委託事項4</b>		納税通知書・納付書の封入封緘・送付作業				
①委託内容		納税通知書・納付書の封入封緘作業と郵便局への持込。				
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 特定個人情報ファイルの一部 ]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の数</td> <td style="padding: 5px;">&lt;選択肢&gt;             [ 10万人以上100万人未満 ]             1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上         </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の範囲 <b>※</b></td> <td style="padding: 5px;">「2. ②対象となる本人の数」と同じ。</td> </tr> </table>		対象となる本人の数	<選択肢>  [ 10万人以上100万人未満 ]  1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	対象となる本人の範囲 <b>※</b>	「2. ②対象となる本人の数」と同じ。	
対象となる本人の数	<選択肢>  [ 10万人以上100万人未満 ]  1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上					
対象となる本人の範囲 <b>※</b>	「2. ②対象となる本人の数」と同じ。					
その妥当性		大量の通知物を限られた期間で封入封緘、発送しなければならぬため委託を行っている。				
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 50人以上100人未満 ]</p> <p>1) 10人未満                          2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満              4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満        6) 1,000人以上</p>				
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[ ] 専用線                          [ ] 電子メール                          [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ              [ ○ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>				
⑤委託先名の確認方法		「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことで確認可能。				
⑥委託先名		光ビジネスフォーム株式会社				
再委託	⑦再委託の有無 <b>※</b>	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 再委託しない ]</p> <p>1) 再委託する    2) 再委託しない</p>				
	⑧再委託の許諾方法					
	⑨再委託事項					

委託事項5		賦課資料ファイリングサーバの運用・保守
①委託内容		賦課資料ファイリングサーバの運用・保守。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 特定個人情報ファイルの一部 ]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
対象となる本人の数		<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
対象となる本人の範囲 <b>※</b>		「2. ②対象となる本人の数」と同じ。
その妥当性		適切なデータの保全を行うため、専門的ノウハウを有する民間業者に委託を行っている。
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10人以上50人未満 ]</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ○ ] その他 ( 委託先への特定個人情報ファイルの提供は行わない(物理的に区画された ) 専用の室でのみ操作)</p>
⑤委託先名の確認方法		「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことで確認可能。
⑥委託先名		株式会社ジェイエスキューブ
再委託	⑦再委託の有無 <b>※</b>	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 再委託しない ]</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項6		バックアップデータの遠隔地保管業務
①委託内容		<p>・特定個人情報データの滅失等に備えたバックアップデータの保管  ※バックアップデータが記録された可搬媒体は、施錠した状態(鍵は区が管理し、委託業者は解錠出来ない。)で保管する。</p>
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p>〔選択肢〕</p> <p>[ 特定個人情報ファイルの全体 ]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
対象となる本人の数		<p>〔選択肢〕</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
対象となる本人の範囲 ※		・「2. ③対象となる本人の範囲」と同一。
その妥当性		震災時等、区の施設やシステムが甚大な被害を受けた際でもデータ復旧を行うため、定期的に遠隔地へデータを記録した媒体を保管しているが、区保有の区外施設では、当該媒体を保管するために適当な施設が存在しないため、保管業務を専門的に行い、区外に安全性の高い施設を保有している民間業者に委託を行っている。
③委託先における取扱者数		<p>〔選択肢〕</p> <p>[ 10人未満 ]</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ○ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑤委託先名の確認方法		・「V 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことで確認可能。
⑥委託先名		株式会社ワンビシアーカイブズ
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p>〔選択肢〕</p> <p>[ 再委託しない ]</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項7		紙帳票の電子データ化業務
①委託内容		紙媒体の帳票(エラーリスト)を、汎用機へ取り込みが可能なように電子データ化する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 特定個人情報ファイルの一部 ]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
対象となる本人の数		<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
対象となる本人の範囲 ※		「2. ②対象となる本人の数」と同じ。
その妥当性		大量の紙帳票を限られた時間でデータ化しなければならないため委託を行っている。
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10人未満 ]</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ○ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑤委託先名の確認方法		「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことで確認可能。
⑥委託先名		富士ソフトサービスビューロ株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 再委託しない ]</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項8		税額通知書の封入封緘・送付作業
①委託内容		税額通知書の封入封緘作業と郵便局への持込。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p>〔選択肢〕</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
対象となる本人の数		<p>〔選択肢〕</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
対象となる本人の範囲 ※		「2. ②対象となる本人の数」と同じ。
その妥当性		大量の通知物を限られた期間で封入封緘、発送しなければならぬため委託を行っている。
③委託先における取扱者数		<p>〔選択肢〕</p> <p>1) 10人未満                          2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満              4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満        6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>〔 ] 専用線                            [ ] 電子メール    [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>〔 ] フラッシュメモリ    [ ○ ] 紙</p> <p>〔 ] その他 ( )</p>
⑤委託先名の確認方法		「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことで確認可能。
⑥委託先名		株式会社東京メール
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p>〔選択肢〕</p> <p>1) 再委託する    2) 再委託しない</p> <p>[ 再委託しない ]</p>
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

<b>委託事項9</b>		指定番号固定化総括表の封入封緘・送付作業					
①委託内容		指定番号固定化総括表の封入封緘作業と郵便局への持込。					
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 特定個人情報ファイルの一部 ]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の数</td> <td style="padding: 5px;">&lt;選択肢&gt; 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の範囲 <span style="color: red;">※</span></td> <td style="padding: 5px;">「2. ②対象となる本人の数」と同じ。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">その妥当性</td> <td style="padding: 5px;">大量の通知物を限られた期間で封入封緘、発送しなければならないため委託を行っている。</td> </tr> </table>		対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	対象となる本人の範囲 <span style="color: red;">※</span>	「2. ②対象となる本人の数」と同じ。	その妥当性	大量の通知物を限られた期間で封入封緘、発送しなければならないため委託を行っている。
対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上						
対象となる本人の範囲 <span style="color: red;">※</span>	「2. ②対象となる本人の数」と同じ。						
その妥当性	大量の通知物を限られた期間で封入封緘、発送しなければならないため委託を行っている。						
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 50人以上100人未満 ]</p> <p>1) 10人未満                          2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満              4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満        6) 1,000人以上</p>					
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[ ] 専用線                          [ ] 電子メール                          [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ              [ ○ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>					
⑤委託先名の確認方法		「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことで確認可能。					
⑥委託先名		株式会社コタニ					
再委託	⑦再委託の有無 <span style="color: red;">※</span>	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 再委託しない ]</p> <p>1) 再委託する    2) 再委託しない</p>					
	⑧再委託の許諾方法						
	⑨再委託事項						

委託事項10		システムの開発業務
①委託内容		業務を行う為に必要なシステムの開発業務。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 特定個人情報ファイルの全体 ]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
対象となる本人の数		<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
対象となる本人の範囲 <b>※</b>		「2. ②対象となる本人の数」と同じ。
その妥当性		制度改正対応等の大規模なシステム開発に対応する為、専門的な知識を有する民間事業者に委託を行っている。
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10人以上50人未満 ]</p> <p>1) 10人未満                          2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満              4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満        6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[ ] 専用線                          [ ] 電子メール                          [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ              [ ] 紙</p> <p>[○] その他 ( 庁舎内の物理的に区画された専用の室でのみ操作。また、委託先はデータの取り出し、庁舎外への持ち出しを行わない。)</p>
⑤委託先名の確認方法		「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことで確認可能。
⑥委託先名		日本電気株式会社
再委託	⑦再委託の有無 <b>※</b>	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 再委託する ]</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないが、再委託に関する承認申請書により、再委託理由等を明確にし、区が承諾した業者のみ再委託を許諾している。
	⑨再委託事項	システムの開発業務

## 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[○] 提供を行っている ( 56 ) 件 [○] 移転を行っている ( 18 ) 件 [ ] 行っていない	
提供先1	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第1項)	
②提供先における用途	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であつて主務省令で定めるもの	
③提供する情報	住民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその被扶養者	
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線            [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)            [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙            [ ] その他 ( )</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先2	全国健康保険協会	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第2項)	
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	
③提供する情報	住民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその被扶養者	
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線            [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)            [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙            [ ] その他 ( )</p>	
⑦時期・頻度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住基法第24条に規定する転出届出があった都度</li> <li>・転入区市町村から住基法第24条の2第3項の通知が届いた都度</li> </ul>	

<b>提供先3</b>	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第3項)
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p style="text-align: left;"><input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線</p> <p style="text-align: left;">[ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: left;">[ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙</p> <p style="text-align: left;">[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先4</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第4項)
②提供先における用途	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であつて主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p style="text-align: left;"><input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線</p> <p style="text-align: left;">[ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: left;">[ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙</p> <p style="text-align: left;">[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先5</b>	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第6項)
②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先6</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第8項)
②提供先における用途	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先7</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第11項)
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先8</b>	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第16項)
②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先9</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第18項)
②提供先における用途	予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先10</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第23項)
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先11</b>	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第26項)
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先12</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第27項)
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先13</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第28項)
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p style="text-align: left;">[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p style="text-align: left;">[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール      [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: left;">[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ      [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p style="text-align: left;">[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先14</b>	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第29項)
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p style="text-align: left;">[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p style="text-align: left;">[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール      [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: left;">[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ      [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p style="text-align: left;">[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先15</b>	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第31項)	
②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	住民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1万人未満        2) 1万人以上10万人未満        3) 10万人以上100万人未満        4) 100万人以上1,000万人未満        5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納稅義務者とその被扶養者	
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線        [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)        [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙        [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
<b>提供先16</b>	日本私立学校振興・共済事業団	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第34項)	
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	住民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1万人未満        2) 1万人以上10万人未満        3) 10万人以上100万人未満        4) 100万人以上1,000万人未満        5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納稅義務者とその被扶養者	
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線        [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)        [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙        [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先17	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第35項)
②提供先における用途	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先18	文部科学大臣又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第37項)
②提供先における用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先19</b>	国家公務員共済組合	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第39項)	
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	住民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその被扶養者	
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
<b>提供先20</b>	国家公務員共済組合連合会	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第40項)	
②提供先における用途	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	住民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその被扶養者	
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	



<b>移転先3</b>	保健福祉部子育て支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第37項)
②移転先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">[        1万人未満        ]</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	該当児童及びその保護者
⑥移転方法	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム [      ] 専用線</p> <p>[      ] 電子メール [      ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[      ] フラッシュメモリ [      ] 紙</p> <p>[      ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	当初賦課又は更正時
<b>移転先4</b>	保健福祉部 障害者施策課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第47項)
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">[        1万人未満        ]</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	手当支給該当者及び保護者
⑥移転方法	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム [      ] 専用線</p> <p>[      ] 電子メール [      ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[      ] フラッシュメモリ [      ] 紙</p> <p>[      ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	当初賦課又は更正時

<b>移転先5</b>	保健福祉部子育て支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第56項)
②移転先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	児童及びその保護者
⑥移転方法	<p style="text-align: left;">[ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム      [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p style="text-align: left;">[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール      [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: left;">[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ      [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p style="text-align: left;">[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	当初賦課又は更正時
<b>移転先6</b>	保健福祉部国保年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第59項)
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	後期高齢者医療被保険者及びその世帯員
⑥移転方法	<p style="text-align: left;">[ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム      [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p style="text-align: left;">[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール      [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: left;">[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ      [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p style="text-align: left;">[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	当初賦課又は更正時

<b>移転先7</b>	保健福祉部介護保険課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第68項)
②移転先における用途	介護保険法(平成9年法律123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施、又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者及びその世帯員
⑥移転方法	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	当初賦課又は更正時
<b>移転先8</b>	保健福祉部障害者施策課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第84項)
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	障害福祉サービス若しくは医療費助成申請者及びその世帯員
⑥移転方法	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	当初賦課又は更正時

<b>移転先9</b>	保健福祉部子育て支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第94項)
②移転先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	該当児童及びその保護者
⑥移転方法	<p style="text-align: left;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム      [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p style="text-align: left;">[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール      [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: left;">[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ      [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p style="text-align: left;">[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	当初賦課又は更正時
<b>移転先10</b>	保健福祉部福祉事務所
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第63項)
②移転先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	上記給付等の該当者
⑥移転方法	<p style="text-align: left;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム      [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p style="text-align: left;">[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール      [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: left;">[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ      [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p style="text-align: left;">[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	当初賦課又は更正時

<b>移転先11</b>	都市整備部住宅課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第19項)
②移転先における用途	公営住宅法による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">[        1万人未満        ]</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	入居者及び連帯保証人
⑥移転方法	<p style="text-align: left;">[ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム                          [      ] 専用線</p> <p style="text-align: left;">[      ] 電子メール    [      ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: left;">[      ] フラッシュメモリ                                  [      ] 紙</p> <p style="text-align: left;">[      ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	当初賦課又は更正時
<b>移転先12</b>	都市整備部住宅課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第35項)
②移転先における用途	住宅地区改良法による改良住宅(同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">[        1万人未満        ]</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	入居者及び連帯保証人
⑥移転方法	<p style="text-align: left;">[ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム                          [      ] 専用線</p> <p style="text-align: left;">[      ] 電子メール    [      ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: left;">[      ] フラッシュメモリ                                  [      ] 紙</p> <p style="text-align: left;">[      ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>移転先13</b>	保健福祉部高齢者在宅支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第41項)
②移転先における用途	老人福祉法(昭和38条法律第61号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: center;">[      1万人以上10万人未満      ]</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	上記措置の対象者
⑥移転方法	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム [      ] 専用線</p> <p>[      ] 電子メール [      ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[      ] フラッシュメモリ [      ] 紙</p> <p>[      ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>移転先14</b>	保健福祉部障害者施策課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第12項)
②移転先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: center;">[      1万人以上10万人未満      ]</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	上記措置の対象者
⑥移転方法	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム [      ] 専用線</p> <p>[      ] 電子メール [      ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[      ] フラッシュメモリ [      ] 紙</p> <p>[      ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>移転先15</b>	保健福祉部障害者施策課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第34項)
②移転先における用途	知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)による障害福祉サービス、障害支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[ 1万人以上10万人未満 ]</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	上記措置の対象者
⑥移転方法	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>移転先16</b>	保健福祉部子育て支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第44項)
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[ 1万人以上10万人未満 ]</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	上記措置の対象者
⑥移転方法	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>移転先17</b>	保健福祉部子育て支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第49項)
②移転先における用途	母子保健法(昭和四十年法律第二百四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	上記措置の対象者
⑥移転方法	<p style="text-align: left;"> <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム      [ ] 専用線  <input type="checkbox"/> 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)  <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ      [ ] 紙  <input type="checkbox"/> その他 ( )       </p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>移転先18</b>	保健福祉部国保年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第70項)
②移転先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその被扶養者
⑥移転方法	<p style="text-align: left;"> <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム      [ ] 専用線  <input type="checkbox"/> 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)  <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ      [ ] 紙  <input type="checkbox"/> その他 ( )       </p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

## 6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※		<ul style="list-style-type: none"> <li>・入退室管理装置及び監視カメラを設置し、かつ使用目的別に物理的に区画、施錠した専用の室に設置した汎用機及びサーバに保管する。</li> <li>・異動届出書等の関係帳票については、入退室管理をする執務室内において、鍵付きの書庫等で保管する。</li> <li>・災害時データ復旧用に実施する遠隔地保管について、データが記録された可搬媒体は、専用の箱に施錠(鍵は区が管理し、受託者は解錠出来ない)した上、区が求める施設立地条件(地震防災対策強化地域外、河川等氾濫の可能性がない等)、設備条件(耐震・耐火構造の堅牢な建物、入退室管理装置及び監視カメラを設置等)、運用管理条件(火気発生要因・電磁気発生要因の排除、温湿度の管理等)を満たす施設の専用の室に保管される。また、契約書の事項に「区は、必要があるときは受託者の保管場所に立ち入り、データの管理状況等について調査することができる」旨を明記している。</li> </ul>												
②保管期間	期間	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>1) 1年未満</td> <td>2) 1年</td> <td>3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">[ 6年以上10年未満 ]</p>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年												
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
③消去方法	その妥当性	<p>地方税法上、最長の更正期限が法定納期限の翌日から7年間であるため。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時データ復旧用に実施する遠隔地保管については、遠隔地に2週間保管した後、区が物理的に区画・施錠された専用の室で6箇月保管する。</li> </ul>												
7. 備考		提供先21～59については別紙のとおり。												

<b>提供先21</b>	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第42項)
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納稅義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p style="text-align: left;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p style="text-align: left;">[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: left;">[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p style="text-align: left;">[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先22</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第48項)
②提供先における用途	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納稅義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p style="text-align: left;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p style="text-align: left;">[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: left;">[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p style="text-align: left;">[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先23</b>	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第54項)
②提供先における用途	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納稅義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p style="text-align: left;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p style="text-align: left;">[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: left;">[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p style="text-align: left;">[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先24</b>	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第57項)
②提供先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納稅義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p style="text-align: left;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p style="text-align: left;">[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: left;">[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p style="text-align: left;">[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先25</b>	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第58項)
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納稅義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p style="text-align: left;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p style="text-align: left;">[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: left;">[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p style="text-align: left;">[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先26</b>	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第59項)
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納稅義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p style="text-align: left;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p style="text-align: left;">[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: left;">[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p style="text-align: left;">[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先27</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第61項)
②提供先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納稅義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先28</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第62項)
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納稅義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先29</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第63項)
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納稅義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先30</b>	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第64項)
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納稅義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先31</b>	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第65項)
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納稅義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先32</b>	厚生労働大臣又は都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第66項)
②提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納稅義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先33</b>	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第67項)
②提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納稅義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先34</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第70項)
②提供先における用途	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納稅義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先35</b>	厚生労働大臣又は都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第71項)
②提供先における用途	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納稅義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先36</b>	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第74項)	
②提供先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	住民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]      1) 1万人未満                                                  2) 1万人以上10万人未満                                                  3) 10万人以上100万人未満                                                4) 100万人以上1,000万人未満                                                5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納稅義務者とその被扶養者	
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [      ] 専用線</p> <p>[      ] 電子メール      [      ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[      ] フラッシュメモリ      [      ] 紙</p> <p>[      ] その他 ( )</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
<b>提供先37</b>	後期高齢者医療広域連合	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第80項)	
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	住民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]      1) 1万人未満                                                  2) 1万人以上10万人未満                                                  3) 10万人以上100万人未満                                                4) 100万人以上1,000万人未満                                                5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納稅義務者とその被扶養者	
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [      ] 専用線</p> <p>[      ] 電子メール      [      ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[      ] フラッシュメモリ      [      ] 紙</p> <p>[      ] その他 ( )</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
<b>提供先38</b>	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第84項)	
②提供先における用途	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	住民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]      1) 1万人未満                                                  2) 1万人以上10万人未満                                                  3) 10万人以上100万人未満                                                4) 100万人以上1,000万人未満                                                5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納稅義務者とその被扶養者	
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [      ] 専用線</p> <p>[      ] 電子メール      [      ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[      ] フラッシュメモリ      [      ] 紙</p> <p>[      ] その他 ( )</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

<b>提供先39</b>	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第87項)
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納稅義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先40</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第91項)
②提供先における用途	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納稅義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先41</b>	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第92項)
②提供先における用途	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納稅義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先42</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第94項)
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施、又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]      1) 1万人未満        2) 1万人以上10万人未満        3) 10万人以上100万人未満        4) 100万人以上1,000万人未満        5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納稅義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p>[ ○ 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先43</b>	都道府県知事又は保健所を設置する市の長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第97項)
②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]      1) 1万人未満        2) 1万人以上10万人未満        3) 10万人以上100万人未満        4) 100万人以上1,000万人未満        5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納稅義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p>[ ○ 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先44</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第101項)
②提供先における用途	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]      1) 1万人未満        2) 1万人以上10万人未満        3) 10万人以上100万人未満        4) 100万人以上1,000万人未満        5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納稅義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p>[ ○ 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先45</b>	農林漁業団体職員共済組合	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第102項)	
②提供先における用途	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	住民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]      1) 1万人未満                                                  2) 1万人以上10万人未満                                                  3) 10万人以上100万人未満                                                  4) 100万人以上1,000万人未満                                                  5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納稅義務者とその被扶養者	
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [        ] 専用線              [        ] 電子メール      [        ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)              [        ] フラッシュメモリ      [        ] 紙              [        ] その他 ( )</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
<b>提供先46</b>	独立行政法人農業者年金基金	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第103項)	
②提供先における用途	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	住民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]      1) 1万人未満                                                  2) 1万人以上10万人未満                                                  3) 10万人以上100万人未満                                                  4) 100万人以上1,000万人未満                                                  5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者	
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [        ] 専用線              [        ] 電子メール      [        ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)              [        ] フラッシュメモリ      [        ] 紙              [        ] その他 ( )</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
<b>提供先47</b>	独立行政法人日本学生支援機構	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第106項)	
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	住民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]      1) 1万人未満                                                  2) 1万人以上10万人未満                                                  3) 10万人以上100万人未満                                                  4) 100万人以上1,000万人未満                                                  5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納稅義務者とその被扶養者	
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [        ] 専用線              [        ] 電子メール      [        ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)              [        ] フラッシュメモリ      [        ] 紙              [        ] その他 ( )</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

<b>提供先48</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第107項)
②提供先における用途	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納稅義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先49</b>	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第108項)
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納稅義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先50</b>	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第113項)
②提供先における用途	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納稅義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先51</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第114項)
②提供先における用途	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納稅義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先52</b>	平成二十三年法律第五十六号附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第115項)
②提供先における用途	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納稅義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先53</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第116項)
②提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納稅義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 厚生労働大臣 [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先54</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第117項)
②提供先における用途	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納稅義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先55</b>	都道府県
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第9項)
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納稅義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先56</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第120項)
②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納稅義務者とその被扶養者
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先57</b>	給与特別徴収義務者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	税額の通知
③提供する情報	納稅義務者の所得情報、控除額情報、税額情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]      1) 1万人未満              2) 1万人以上10万人未満              3) 10万人以上100万人未満              4) 100万人以上1,000万人未満              5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別徴収(給与特徴)対象者
⑥提供方法	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ      [ ○ ] 紙</p> <p>[ ○ ] その他 ( 審査システム(eLTAX) )</p>
⑦時期・頻度	当初課税及び更正時
<b>提供先58</b>	日本年金機構
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	年金保険者が、年金所得に係る個人住民税を年金給付の支払をする際に特別徴収し、自治体に納入するため。
③提供する情報	年金特別徴収税額
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]      1) 1万人未満              2) 1万人以上10万人未満              3) 10万人以上100万人未満              4) 100万人以上1,000万人未満              5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の納稅義務者
⑥提供方法	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙</p> <p>[ ○ ] その他 ( 審査システム(eLTAX) )</p>
⑦時期・頻度	・年金特徴停止通知 年12回 ・特別徴収税額通知 7月
<b>提供先59</b>	国税庁・市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号
②提供先における用途	国税庁:国税に関する事務 市町村長:個人住民税の賦課及び徴収
③提供する情報	納稅義務者の所得情報及び控除額情報、税額情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 1万人未満 ]      1) 1万人未満              2) 1万人以上10万人未満              3) 10万人以上100万人未満              4) 100万人以上1,000万人未満              5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国税庁:扶養控除否認対象者 市町村:当区で賦課しない者に係る、所得税確定申告書等を提出した者、給与の支払いを受けた者、公的年金等の支払を受けた者及びその扶養親族等
⑥提供方法	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ      [ ○ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	隨時

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 軽自動車税賦課・徴収ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 <b>※</b>	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 <b>※</b>	区内に主たる定置場のある軽自動車等の所有者
④記録される項目	<p>その必要性</p> <p>軽自動車税の適正な賦課・徴収を行うにあたり、特定個人情報が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号の利用により同一人確認が迅速かつ適正に行われ、誤賦課や二重課税を防げる。</li> <li>・申告者本人の障害者情報、生活保護受給情報など、賦課を行う上で不可欠な情報を効率的に入手することができ、適正な賦課処理が実現できる。</li> </ul> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 100項目以上 ] 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上</p>
主な記録項目 <b>※</b>	<p>・識別情報</p> <p>[ ○ ] 個人番号 [ ] 個人番号対応符号 [ ○ ] その他識別情報(内部番号)</p> <p>・連絡先等情報</p> <p>[ ○ ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ ○ ] 連絡先(電話番号等)</p> <p>[ ] その他住民票関係情報</p> <p>・業務関係情報</p> <p>[ ] 国税関係情報 [ ○ ] 地方税関係情報 [ ] 健康・医療関係情報</p> <p>[ ] 医療保険関係情報 [ ] 児童福祉・子育て関係情報 [ ○ ] 障害者福祉関係情報</p> <p>[ ○ ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ ] 介護・高齢者福祉関係情報</p> <p>[ ] 雇用・労働関係情報 [ ] 年金関係情報 [ ] 学校・教育関係情報</p> <p>[ ] 災害関係情報</p> <p>[ ○ ] その他 ( 車体番号 等 )</p>
その妥当性	<p>○識別情報 対象者を特定するために記録。</p> <p>○連絡先情報 対象者の賦課期日時点での住民情報及び納税通知書の送付先の把握のために記録。また、連絡先(電話番号等)については問い合わせの際に利用する。</p> <p>○業務関係情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税関係情報 : 算出した軽自動車税額に基づき、賦課・徴収及び証明書等の出力を行うために記録。</li> <li>・障害者福祉情報 : 障害者関連情報に基づき、減免の可否を判断するために記録。</li> <li>・生活保護関係情報 : 生活保護関連の給付情報に基づき、減免の可否を判断するために記録。</li> <li>・その他 : 課税物件である軽自動車等を正確に特定するために記録。</li> </ul>
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	区民生活部課税課

### 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 <b>※</b>		[ <input type="radio"/> ] 本人又は本人の代理人 [ <input type="radio"/> ] 評価実施機関内の他部署 ( 区民生活部区民課 政策経営部情報システム担当 ) [ <input type="radio"/> ] 行政機関・独立行政法人等 ( 陸運局 ) [ <input type="radio"/> ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他自治体 ) [ <input type="checkbox"/> ] 民間事業者 ( ) [ <input type="radio"/> ] その他 ( 軽自動車検査協会 )
②入手方法		[ <input type="radio"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="radio"/> ] その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )
③入手の時期・頻度		・軽自動車税申告(廃車)情報を年間を通して随時入手。 ・生活保護関連情報について、減免決定を行う5月～6月にかけて随時入手。 ・障害者関連情報について、減免決定を行う5月～6月にかけて随時入手。 ・宛名情報ファイルについて、住民基本台帳が更新される都度、随時入手。
④入手に係る妥当性		・軽自動車税申告(廃車)情報については、地方税法及び杉並区特別区税条例の規定に基づき納税義務者が、軽自動車検査協会・陸運局・市区町村など定められた機関に必要な事項を申告又は報告することになっている。 ・住民票関係情報については、本人情報確認、本人情報入力に係る事務処理負担軽減のため、庁内連携システムを利用して取得している。
⑤本人への明示		・軽自動車税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第447条の条文、番号法の別表第二の第27の項に基づき、収集していることを、広く国民に周知している。 ・地方税法第20条の11により滞納状況等に係る情報の収集をしていることを、広く国民に周知している。
⑥使用目的 <b>※</b>		・軽自動車税の公平・公正な算出・通知。 ・適正な納入管理・申告勧奨。
変更の妥当性		-
⑦使用の主体	使用部署 <b>※</b>	区民生活部課税課、納税課及び区民課
	使用者数	[ 100人以上500人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 <b>※</b>		1. 軽自動車税の賦課決定又は更正、納税通知書の送付、督促及び滞納処分その他軽自動車税の賦課・徴収又は調査。 2. 軽自動車税の減免。
情報の突合 <b>※</b>		1. 軽自動車税の賦課決定又は更正、納税通知書の送付、督促及び滞納処分その他軽自動車税の賦課・徴収又は調査のために軽自動車税申告書等に記載されている基本4情報と、軽自動車賦課・徴収ファイルが保有する基本4情報を突合して個人特定を行う。 2. 軽自動車税の減免申告書等に登録されている基本4情報と、軽自動車賦課・徴収ファイルが保有する基本4情報を突合して個人特定を行う。減免の可否判断のために行っている。
情報の統計分析 <b>※</b>		課税状況の分析等のため、「市町村税課税状況等の調」に供する集計等の各種統計処理を行っているが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。
権利利益に影響を与える得る決定 <b>※</b>		軽自動車税額の決定・更正、滞納処分
⑨使用開始日		平成28年1月1日

#### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 <b>※</b>	[ 委託する ] ( 5 ) 件	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1	税システム運用	
①委託内容	各種処理の実行や帳票の印刷(オペレーション業務)	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<p>[ 特定個人情報ファイルの全体 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>	
対象となる本人の数	<p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
対象となる本人の範囲 <b>※</b>	杉並区で軽自動車税を課税されている対象者	
その妥当性	システムの安定した稼動のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。	
③委託先における取扱者数	<p>[ 10人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<p>[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)  [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙  [ ○ ] その他 ( 庁舎内の物理的に区画された専用の室でのみ操作。また、委託先はデータの取り出し、庁舎外への持ち出しを行わない。 ) </p>	
⑤委託先名の確認方法	「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことで確認可能。	
⑥委託先名	日本電気株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 <b>※</b>	<p>[ 再委託する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないが、再委託に関する承認申請書により、再委託理由等を明確にし、区が承諾した業者のみ再委託を許諾している。
	⑨再委託事項	オペレーション業務

<b>委託事項2</b>		システムの運用保守業務					
①委託内容		システムが安定的に稼働するために必要な運用保守業務。					
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 特定個人情報ファイルの全体 ]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の数</td> <td style="padding: 5px;">&lt;選択肢&gt; 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の範囲 ※</td> <td style="padding: 5px;">杉並区で軽自動車税を課税されている対象者</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">その妥当性</td> <td style="padding: 5px;">システムの安定した稼動のため専門的な知識を有する民間事業者に委託を行っている。</td> </tr> </table>		対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	対象となる本人の範囲 ※	杉並区で軽自動車税を課税されている対象者	その妥当性	システムの安定した稼動のため専門的な知識を有する民間事業者に委託を行っている。
対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上						
対象となる本人の範囲 ※	杉並区で軽自動車税を課税されている対象者						
その妥当性	システムの安定した稼動のため専門的な知識を有する民間事業者に委託を行っている。						
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10人未満 ]</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>					
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ○ ] その他 ( 庁舎内の物理的に区画された専用の室でのみ操作。また、委託先はデータの取り出し、庁舎外への持ち出しを行わない。 )</p>					
⑤委託先名の確認方法		「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことで確認可能。					
⑥委託先名		日本電気株式会社					
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 再委託する ]</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>					
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないが、再委託に関する承認申請書により、再委託理由等を明確にし、区が承諾した業者のみ再委託を許諾している。					
	⑨再委託事項	システムの運用保守業務					
<b>委託事項3</b>		納税通知書等の封入封緘・送付作業					
①委託内容		納税通知書等、納税義務者へ大量発送する通知類の封入封緘作業と郵便局への持込					
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 特定個人情報ファイルの一部 ]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の数</td> <td style="padding: 5px;">&lt;選択肢&gt; 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の範囲 ※</td> <td style="padding: 5px;">杉並区で軽自動車税を課税されている対象者</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">その妥当性</td> <td style="padding: 5px;">大量の通知物を限られた期間で封緘、発送しなければならないため委託している。</td> </tr> </table>		対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	対象となる本人の範囲 ※	杉並区で軽自動車税を課税されている対象者	その妥当性	大量の通知物を限られた期間で封緘、発送しなければならないため委託している。
対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上						
対象となる本人の範囲 ※	杉並区で軽自動車税を課税されている対象者						
その妥当性	大量の通知物を限られた期間で封緘、発送しなければならないため委託している。						
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 50人以上100人未満 ]</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>					

④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="radio"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことで確認可能。
⑥委託先名		株式会社サン・プロンプト
再委託	⑦再委託の有無 <b>※</b>	<選択肢> [ 再委託しない ] 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項4		バックアップデータの遠隔地保管業務
①委託内容		・特定個人情報データの滅失等に備えたバックアップデータの保管 ※バックアップデータが記録された可搬媒体は、施錠した状態(鍵は区が管理し、委託業者は解錠出来ない。)で保管する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<選択肢> [ 特定個人情報ファイルの全体 ] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> [ 10万人以上100万人未満 ] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 <b>※</b>	「2. ②対象となる本人の数」と同じ。
	その妥当性	震災時等、区の施設やシステムが甚大な被害を受けた際でもデータ復旧を行うため、定期的に遠隔地へデータを記録した媒体を保管しているが、区保有の区外施設では、当該媒体を保管するために適当な施設が存在しないため、保管業務を専門的に行い、区外に安全性の高い施設を保有している民間業者に委託を行っている。
③委託先における取扱者数		<選択肢> [ 10人未満 ] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input checked="" type="radio"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		「V. 開示請求、問合せ」で示す開示請求を行うことで確認ができる。
⑥委託先名		株式会社ワンビシアーカイブズ
再委託	⑦再委託の有無 <b>※</b>	<選択肢> [ 再委託しない ] 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項5		システムの開発業務	
①委託内容		業務を行う為に必要なシステムの開発業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 特定個人情報ファイルの全体 ]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>	
対象となる本人の数		<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
対象となる本人の範囲 <b>※</b>		「2. ②対象となる本人の数」と同じ。	
その妥当性		制度改正対応等の大規模なシステム開発に対応する為、専門的な知識を有する民間事業者に委託を行っている。	
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10人以上50人未満 ]</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ○ ] その他 ( 庁舎内の物理的に区画された専用の室でのみ操作。また、委託先はデータの取り出し、庁舎外への持ち出しを行わない。 )</p>	
⑤委託先名の確認方法		「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことで確認可能。	
⑥委託先名		日本電気株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 <b>※</b>	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 再委託する ]</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>	
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないが、再委託に関する承認申請書により、再委託理由等を明確にし、区が承諾した業者のみ再委託を許諾している。	
	⑨再委託事項	システムの開発業務	

## 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 提供を行っている ( 1 ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 行っていない
提供先1	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第27項)
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

## 6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 <b>※</b>	(1)住民税賦課・徴収ファイルと同一					
②保管期間	期間	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1年未満                  2) 1年                  3) 2年          4) 3年                  5) 4年                  6) 5年          7) 6年以上10年未満    8) 10年以上20年未満    9) 20年以上          10) 定められていない</p> <p>[ 6年以上10年未満 ]</p>				
	その妥当性	(1)住民税賦課・徴収ファイルと同一				
③消去方法	(1)住民税賦課・徴収ファイルと同一					
7. 備考						

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)住民登録外者等記録ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 <b>※</b>	<p>[ システム用ファイル ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)</p>
②対象となる本人の数	<p>[ 10万人以上100万人未満 ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
③対象となる本人の範囲 <b>※</b>	「(1)住民税賦課・徴収ファイル」及び「(2)軽自動車税賦課・徴収ファイル」の範囲を併せたもの。
④記録される項目	<p>[ 10項目以上50項目未満 ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上</p>
主な記録項目 <b>※</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報           <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input checked="" type="radio"/> ] その他識別情報(内部番号)</p> </li> <li>・連絡先等情報           <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)</p> <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] その他住民票関係情報</p> </li> <li>・業務関係情報           <p>[ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p> </li> </ul>
その妥当性	<p>1 識別情報:対象者を特定するために記録。 2 連絡先情報:対象者の賦課期日時点での世帯情報及び税額通知等の送付先を把握するために記録。</p>
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	区民生活部課税課、区民生活部納税課

### 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 <b>※</b>		[○]本人又は本人の代理人 [○]評価実施機関内の他部署（区民生活部区民課 保健福祉部福祉事務所） [○]行政機関・独立行政法人等（国税庁・日本年金機構 陸運局） [○]地方公共団体・地方独立行政法人（他自治体） [○]民間事業者（給与支払者） [○]その他（軽自動車検査協会）								
②入手方法		[○]紙 [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ [ ]電子メール [○]専用線 [ ]府内連携システム [○]情報提供ネットワークシステム [○]その他（住民基本台帳ネットワークシステム）								
③入手の時期・頻度		「(1)住民税賦課・徴収ファイル」及び「(2)軽自動車税賦課・徴収ファイル」の範囲を併せたもの。								
④入手に係る妥当性		「(1)住民税賦課・徴収ファイル」及び「(2)軽自動車税賦課・徴収ファイル」の範囲を併せたもの。								
⑤本人への明示		「(1)住民税賦課・徴収ファイル」及び「(2)軽自動車税賦課・徴収ファイル」の範囲を併せたもの。								
⑥使用目的 <b>※</b>		「(1)住民税賦課・徴収ファイル」及び「(2)軽自動車税賦課・徴収ファイル」の範囲を併せたもの。								
変更の妥当性		-								
⑦使用の主体	使用部署 <b>※</b>	区民生活部課税課、区民生活部納税課								
	使用者数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">[ 100人以上500人未満 ]</td> <td style="width: 33%;">1) 10人未満</td> <td style="width: 33%;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	[ 100人以上500人未満 ]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	5) 500人以上1,000人未満
[ 100人以上500人未満 ]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑧使用方法 <b>※</b>		<p>1賦課資料・収納データと住民登録外者の紐付け。 ・住民登録外者の賦課・収納データを作成・保管するため使用する。</p> <p>2他市区町村に住所を有する被扶養者と個人番号の紐付け。 ・他市区町村で住所を有する被扶養者の個人番号を作成・保管するため使用する。</p>								
情報の突合 <b>※</b>		賦課資料・収納情報と住民登録外者等記録ファイルの基本4情報を突合する。								
情報の統計分析 <b>※</b>		課税状況の分析等のため、「市町村税課税状況等の調」に供する集計等の各種統計処理を行っているが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。								
権利利益に影響を与える得る決定 <b>※</b>		個人住民税額・軽自動車税の決定・更正、滞納処分								
⑨使用開始日		平成28年1月1日								

#### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 <b>※</b>	[ 委託する ] ( 4 ) 件	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1	税システム運用	
①委託内容	各種処理の実行や帳票の印刷(オペレーション業務)	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 特定個人情報ファイルの全体 ]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>	
対象となる本人の数	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
対象となる本人の範囲 <b>※</b>	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じとなる想定。	
③委託先における取扱者数	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10人未満 ]</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<p>[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ○ ] その他 ( 庁舎内の物理的に区画された専用の室でのみ操作。また、委託先はデータの取り出し、庁舎外への持ち出しを行わない。)</p>	
⑤委託先名の確認方法	「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことで確認可能。	
⑥委託先名	日本電気株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 <b>※</b>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 再委託する ]</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないが、再委託に関する承認申請書により、再委託理由等を明確にし、区が承諾した業者のみ再委託を許諾している。
	⑨再委託事項	オペレーション業務

<b>委託事項2</b>		システムの運用保守業務
①委託内容		システムが安定的に稼働するために必要な運用保守業務。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 特定個人情報ファイルの全体 ]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特定個人情報ファイルの全体</li> <li>2) 特定個人情報ファイルの一部</li> </ol>	
	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ol>	
対象となる本人の数		
対象となる本人の範囲 ※	「2. ②対象となる本人の数」と同じ。	
その妥当性	システムの安定した稼動のため専門的な知識を有する民間事業者に委託を行っている。	
③委託先における取扱者数		<p>[ 10人未満 ]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ol>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ○ ] その他 ( 庁舎内の物理的に区画された専用の室でのみ操作。また、委託先はデータの取り出し、庁舎外への持ち出しを行わない。 )</p>
⑤委託先名の確認方法		「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことで確認可能。
⑥委託先名		日本電気株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 再委託する ]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 再委託する</li> <li>2) 再委託しない</li> </ol>
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないが、再委託に関する承認申請書により、再委託理由等を明確にし、区が承諾した業者のみ再委託を許諾している。
	⑨再委託事項	システムの運用保守業務
<b>委託事項3</b>		バックアップデータの遠隔地保管業務
①委託内容		<p>・特定個人情報データの滅失等に備えたバックアップデータの保管</p> <p>※バックアップデータが記録された可搬媒体は、施錠した状態(鍵は区が管理し、委託業者は解錠出来ない。)で保管する。</p>
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 特定個人情報ファイルの全体 ]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特定個人情報ファイルの全体</li> <li>2) 特定個人情報ファイルの一部</li> </ol>	
	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ol>	
対象となる本人の数		
対象となる本人の範囲 ※	「2. ②対象となる本人の数」と同じ。	
その妥当性	震災時等、区の施設やシステムが甚大な被害を受けた際でもデータ復旧を行うため、定期的に遠隔地へデータを記録した媒体を保管しているが、区保有の区外施設では、当該媒体を保管するために適当な施設が存在しないため、保管業務を専門的に行い、区外に安全性の高い施設を保有している民間業者に委託を行っている。	

③委託先における取扱者数	[ 10人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ○ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法	「V 開示請求、問合せ」で示す開示請求を行うことで確認ができる。	
⑥委託先名	株式会社ワンビシアーカイブズ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項4	システムの開発業務	
①委託内容	業務を行う為に必要なシステムの開発業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	「2. ②対象となる本人の数」と同じ。	
その妥当性	制度改正対応等の大規模なシステム開発に対応する為、専門的な知識を有する民間事業者に委託を行っている。	
③委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ○ ] その他 ( 庁舎内の物理的に区画された専用の室でのみ操作。また、委託先はデータの取り出し、庁舎外への持ち出しを行わない。 )	
⑤委託先名の確認方法	「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことで確認可能。	
⑥委託先名	日本電気株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないが、再委託に関する承認申請書により、再委託理由等を明確にし、区が承諾した業者のみ再委託を許諾している。
	⑨再委託事項	システムの開発業務

## 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( ) 件	[ <input type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( ) 件
	[ <input checked="" type="radio"/> ] 行っていない	

## 6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 <b>※</b>	・「(1)住民税賦課・徴収ファイル」と同一。	
②保管期間	期間	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1年未満      2) 1年      3) 2年  [ 6年以上10年未満 ]      4) 3年      5) 4年      6) 5年  7) 6年以上10年未満      8) 10年以上20年未満      9) 20年以上  10) 定められていない</p>
③消去方法	<p>・「(1)住民税賦課・徴収ファイル」と同一。</p> <p>・本特定個人情報ファイル(住民登録外者等記録ファイル)は、複数の業務システムが共有して使用するファイルであり、各事務における特定個人情報の保存年限が異なるため、消去しない。</p> <p>・保管年限を経過した関係帳票は、職員による裁断又は総務部総務課が守秘義務を課した委託業者により廃棄する。</p> <p>・保管年限を経過した遠隔地保管データは、最新の状況に上書きされ、可搬媒体の摩耗等により媒体を廃棄する場合には、記録面について粉碎による物理的消去を行った上廃棄する。</p>	
7. 備考		

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(4) 中間サーバコネクタDBファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 <b>※</b>	[ <input type="checkbox"/> システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 <b>※</b>	「(1)住民税賦課・徴収ファイル」及び「(2)軽自動車税賦課・徴収ファイル」の範囲を併せたもの。
④記録される項目	[ <input type="checkbox"/> 10項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 <b>※</b>	<p>・識別情報  <input checked="" type="checkbox"/> 個人番号      [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号      [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</p> <p>・連絡先等情報  <input checked="" type="checkbox"/> 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)      [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)  [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</p> <p>・業務関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報      [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報      [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報      [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報      [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報      [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報      [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報      [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
その妥当性	・汎用機及び中間サーバとの連携を行い区民・区外在住の課税対象者及び区外在住の被扶養者に係る課税情報を把握する必要がある。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月予定
⑥事務担当部署	区民生活部課税課、区民生活部納税課

### 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 <b>※</b>		[○]本人又は本人の代理人 [○]評価実施機関内の他部署 (区民生活部区民課 保健福祉部福祉事務所 政策経営部情報システム担当課) [○]行政機関・独立行政法人等 (国税庁・日本年金機構) [○]地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) [○]民間事業者 (給与支払者) [ ]その他 ( )															
②入手方法		[○]紙 [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ [ ]電子メール [○]専用線 [○]庁内連携システム [○]情報提供ネットワークシステム [○]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)															
③入手の時期・頻度		「(1)住民税賦課・徴収ファイル」及び「(2)軽自動車税賦課・徴収ファイル」の範囲を併せたもの。															
④入手に係る妥当性		「(1)住民税賦課・徴収ファイル」及び「(2)軽自動車税賦課・徴収ファイル」の範囲を併せたもの。															
⑤本人への明示		「(1)住民税賦課・徴収ファイル」及び「(2)軽自動車税賦課・徴収ファイル」の範囲を併せたもの。															
⑥使用目的 <b>※</b>		・汎用機及び中間サーバとの連携を行うため、本特定個人情報ファイル(中間サーバコネクタDBファイル)において区民・区外在住の課税対象者及び区外在住の被扶養者の情報を保有し、適正な賦課徴収事務を行う。															
⑦使用の主体		<table border="1"> <tr> <td>変更の妥当性</td> <td>一</td> </tr> <tr> <td>使用部署 <b>※</b></td> <td>区民生活部課税課、区民生活部納税課</td> </tr> <tr> <td>使用者数</td> <td> <p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <table border="0"> <tr> <td>[ 100人以上500人未満 ]</td> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	変更の妥当性	一	使用部署 <b>※</b>	区民生活部課税課、区民生活部納税課	使用者数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <table border="0"> <tr> <td>[ 100人以上500人未満 ]</td> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	[ 100人以上500人未満 ]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満		3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満		5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
変更の妥当性	一																
使用部署 <b>※</b>	区民生活部課税課、区民生活部納税課																
使用者数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <table border="0"> <tr> <td>[ 100人以上500人未満 ]</td> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	[ 100人以上500人未満 ]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満		3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満		5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上							
[ 100人以上500人未満 ]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満															
	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満															
	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上															
⑧使用方法 <b>※</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・汎用機及び中間サーバとの連携を行う。</li> <li>・団体内統合宛名番号と汎用機の宛名番号を紐付ける。</li> <li>・基本4情報を団体内統合宛名番号に紐付けて管理する。</li> </ul>															
⑨情報の突合 <b>※</b>		・本特定個人情報ファイル(中間サーバコネクタDBファイル)を更新する際に受信した住民情報に関する更新データと中間サーバコネクタDBファイルの個人番号を突合する。															
情報の統計分析 <b>※</b>		本特定個人情報ファイル(中間サーバコネクタDBファイル)において、特定個人情報を用いた統計分析は行わない。															
権利利益に影響を与える決定 <b>※</b>		該当なし															
⑩使用開始日		平成27年10月5日															

#### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 <b>※</b>	<input type="checkbox"/> 委託する      <選択肢> (        1 ) 件      1) 委託する      2) 委託しない		
委託事項①	中間サーバコネクタの運用保守業務 ※平成28年1月運用開始であり、現時点では、中間サーバの詳細な仕様や委託業務における機構と自治体の詳細な役割の分担が確定していないため、以下については現在の想定となる。		
①委託内容	システムが安定的に稼働するために必要な運用保守業務。 ※委託する業務は、特定個人情報ファイルに係らない(本特定個人情報ファイル(中間サーバコネクタDBファイル)にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする想定。		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体      <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部		
対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満      <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
対象となる本人の範囲 <b>※</b>	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じとなる想定。		
その妥当性	システムの安定した稼動のため専門的な知識を有する民間事業者に委託する想定。		
③委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満      <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上		
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 委託先には特定個人情報ファイルを提供しない想定。 )		
⑤委託先名の確認方法	「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことで確認可能。		
⑥委託先名	未定		
再委託	⑦再委託の有無 <b>※</b>	<input type="checkbox"/> 再委託しない      <選択肢> 1) 再委託する      2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている (        ) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている (        ) 件 <input checked="" type="checkbox"/> 行っていない		

## 6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※		・入退室管理装置及び監視カメラを設置し、かつ使用目的別に区画した専用の室に設置したサーバに保管する。サーバはパスワード等により保護する。
②保管期間	期間	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1年未満                  2) 1年                  3) 2年                    4) 3年                  5) 4年                  6) 5年                    7) 6年以上10年未満    8) 10年以上20年未満 9) 20年以上                    10) 定められていない</p>
	その妥当性	・本特定個人情報ファイル(中間サーバコネクタDBファイル)は、番号利用法第19条第7号及び別表第二に規定する情報連携を行うための個人番号と団体内統合宛名の連携に必要な情報のみを保有するが、各事務における特定個人情報の保存年限が異なるため、消去しない。
③消去方法		・本特定個人情報ファイル(中間サーバコネクタDBファイル)は、番号利用法第19条第7号及び別表第二に規定する情報連携を行うための個人番号と団体内統合宛名の連携に必要な情報のみを保有するが、各事務における特定個人情報の保存年限が異なるため、消去しない。
7. 備考		

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(5) 情報連携ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 <b>※</b>	<p>[ システム用ファイル ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)</p>
②対象となる本人の数	<p>[ 10万人以上100万人未満 ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
③対象となる本人の範囲 <b>※</b>	「(1)住民税賦課・徴収ファイル」及び「(2)軽自動車税賦課・徴収ファイル」の範囲を併せたもの。
④記録される項目	<p>[ 100項目以上 ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 10項目未満      2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満      4) 100項目以上</p>
主な記録項目 <b>※</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報           <p>[ ] 個人番号      [ ○ ] 個人番号対応符号      [ ○ ] その他識別情報(内部番号)</p> </li> <li>・連絡先等情報           <p>[ ○ ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)      [ ] 連絡先(電話番号等)</p> <p>[ ] その他住民票関係情報</p> </li> <li>・業務関係情報           <p>[ ] 国税関係情報      [ ○ ] 地方税関係情報      [ ] 健康・医療関係情報</p> <p>[ ] 医療保険関係情報      [ ] 児童福祉・子育て関係情報      [ ] 障害者福祉関係情報</p> <p>[ ] 生活保護・社会福祉関係情報      [ ] 介護・高齢者福祉関係情報</p> <p>[ ] 雇用・労働関係情報      [ ] 年金関係情報      [ ] 学校・教育関係情報</p> <p>[ ] 災害関係情報</p> <p>[ ] その他 ( )</p> </li> </ul>
その妥当性	番号法第19条第7号及び別表第二に規定する情報連携を行うため。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	区民生活部課税課、区民生活部納税課

### 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 <b>※</b>		[ <input type="checkbox"/> ] 本人又は本人の代理人 [ <input type="checkbox"/> ] 評価実施機関内の他部署 ( ) [ <input type="checkbox"/> ] 行政機関・独立行政法人等 ( ) [ <input type="checkbox"/> ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) [ <input type="checkbox"/> ] 民間事業者 ( ) [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 自部署 )	
②入手方法		[ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 中間サーバコネクタ、住民税システム、軽自動車税システム )	)
③入手の時期・頻度		「(1)住民税賦課・徴収ファイル」及び「(2)軽自動車税賦課・徴収ファイル」の範囲を併せたもの。	
④入手に係る妥当性		「(1)住民税賦課・徴収ファイル」及び「(2)軽自動車税賦課・徴収ファイル」の範囲を併せたもの。	
⑤本人への明示		「(1)住民税賦課・徴収ファイル」及び「(2)軽自動車税賦課・徴収ファイル」の範囲を併せたもの。	
⑥使用目的 <b>※</b>		「(1)住民税賦課・徴収ファイル」及び「(2)軽自動車税賦課・徴収ファイル」の範囲を併せたもの。	
⑦使用の主体		変更の妥当性	—
⑧使用方法 <b>※</b>	使用部署 <b>※</b>	区民生活部課税課、区民生活部納税課	
	使用者数	＜選択肢＞ [ 100人以上500人未満 ] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
⑨使用開始日		平成29年7月1日	

#### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 <b>※</b>	[ 委託する ] ( 1 ) 件	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1	中間サーバの運用保守 ※平成28年1月運用開始予定のため、以下、委託については現在の想定となる。詳細は委託契約時に決定。詳細な役割の分担が確定していないため、以下については現在の想定となる。	
①委託内容	中間サーバの運用保守	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 <b>※</b>	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じとなる想定。	
③委託先における取扱者数	[ ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ○ ] その他 ( 委託先には特定個人情報ファイルを提供しない想定。 )	
⑤委託先名の確認方法	「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことで確認可能。	
⑥委託先名	未定	
再委託	⑦再委託の有無 <b>※</b>	[ 再委託しない ] 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

## 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている ( 1 ) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている ( ) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない								
提供先1	番号法第19条第7号及び別表第二の第1欄に定める情報照会者								
①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二								
②提供先における用途	番号法別表第二に定める各事務								
③提供する情報	住民税関係情報								
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: right;">[ 10万人以上100万人未満 ]</p>								
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 基本情報③対象となる本人の範囲」と同じ								
⑥提供方法	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"><input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 専用線</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 電子メール</td> <td><input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ</td> <td><input type="checkbox"/> 紙</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 ( )</td> <td></td> </tr> </table>	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 専用線	<input type="checkbox"/> 電子メール	<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ	<input type="checkbox"/> 紙	<input type="checkbox"/> その他 ( )	
<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 専用線								
<input type="checkbox"/> 電子メール	<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)								
<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ	<input type="checkbox"/> 紙								
<input type="checkbox"/> その他 ( )									
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度								

## 6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 <b>※</b>		<p>・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。</p> <p>・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>
②保管期間	期間	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">[                          ]</p> <p>1) 1年未満              2) 1年              3) 2年          4) 3年              5) 4年              6) 5年          7) 6年以上10年未満    8) 10年以上20年未満  9) 20年以上          10) 定められていない</p>
③消去方法	その妥当性	<p>・本特定個人情報ファイル(情報連携ファイル)は、番号法にて情報連携を行う各事務における世帯情報の突合・連携で使用される想定のため、各事務における特定個人情報の保存年限により決定することが想定される。</p> <p>そのため、当該各事務のシステム及び中間サーバに関する詳細な仕様により今後確定を行う。</p>
7. 備考		

## II 特定個人情報ファイルの概要

### 1. 特定個人情報ファイル名

(6)賦課徴収等情報ファイル

### 2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※		区民、区外在住の課税対象者等(賦課資料の提出・提供のあった非課税者、区外在住の個人事業主含む)。区外在住の被扶養者。
その必要性		個人住民税の適正な賦課・徴収を行うにあたり、特定個人情報が必要。 ・個人番号の利用により同一人確認が迅速かつ適正に行われ、誤賦課や二重課税を防ぐことができる。 ・扶養者の所得情報など、賦課を行う上で不可欠な情報を効率的に入手することができ、適正な賦課処理が実現できる。
④記録される項目	[ 100項目以上 ]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※		<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性		<p>○識別情報 情報連携先の住民税賦課・徴収ファイルにて、対象者を特定し、正しい賦課・徴収を行うために記録。</p> <p>○連絡先情報 情報連携先の住民税賦課・徴収ファイルにて、対象者の賦課期日時点での世帯情報及び税額通知書等の送付先の把握のために記録。また、連絡先(電話番号等)については情報連携先の住民税賦課・徴収ファイルにて、問い合わせや、納付の催促をする際に利用する。</p> <p>○業務関係情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税関係情報 :情報連携先の住民税賦課・徴収ファイルにて、対象者の所得税に係る情報に基づき、個人住民税の賦課を行うために記録。</li> <li>・地方税関係情報 :情報連携先の住民税賦課・徴収ファイルにて、算出した個人住民税額に基づき、賦課・徴収及び証明書等の出力を行うために記録。</li> <li>・年金関係情報 :情報連携先の住民税賦課・徴収ファイルにて、対象者の年金所得に係る情報に基づき、個人住民税の賦課及び年金特徴税額の計算を行うために記録。</li> </ul>
全ての記録項目		別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月	
⑥事務担当部署	区民生活部課税課、納税課	

### 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 <b>※</b>		[○] 本人又は本人の代理人 [ ] 評価実施機関内の他部署 ( ) [○] 行政機関・独立行政法人等 ( 国税庁・日本年金機構 ) [ ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) [○] 民間事業者 ( 紙与支払者 ) [ ] その他 ( )						
②入手方法		[ ] 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム [ ] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 ( 地方税ポータルセンタ →LGWAN→ 審査システム、国税連携システム )						
③入手の時期・頻度		<p>○当初賦課時に入手 ・申告情報(確定申告・年金支払報告書・給与支払報告書)について、1月～6月にかけて隨時入手。 ・年金特別徴収に関する情報について、5月に年金保険者から入手。</p> <p>○個別的な対応に際して入手 ・当初期以降、新規申告及び徴収方法等の変更・税額更正に関する申告時に各種申告書情報を隨時入手。 ・年金特別徴収に関する情報について毎月入手。</p>						
④入手に係る妥当性		・地方税法、通達により定められた時期・頻度・方法にて、国税庁・年金保険者・給与支払者からの情報提供を受けている。						
⑤本人への明示		・住民税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第317条の2の条文、番号法の別表第二の第27の項に基づき、収集していることを、広く国民に周知している。						
⑥使用目的 <b>※</b>		・住民税の公平・公正な算出・通知。						
⑦使用の主体		<table border="1"> <tr> <td>変更の妥当性</td> <td>一</td> </tr> <tr> <td>使用部署 <b>※</b></td> <td>区民生活部課税課</td> </tr> <tr> <td>使用者数</td> <td> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 10人未満                  2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満      4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満    6) 1,000人以上</p> </td> </tr> </table>	変更の妥当性	一	使用部署 <b>※</b>	区民生活部課税課	使用者数	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 10人未満                  2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満      4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満    6) 1,000人以上</p>
変更の妥当性	一							
使用部署 <b>※</b>	区民生活部課税課							
使用者数	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 10人未満                  2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満      4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満    6) 1,000人以上</p>							
⑧使用方法 <b>※</b>		連携先の住民税賦課・徴収ファイルにて、住民税の税額の決定又は更正、賦課決定通知書の送達、納税の告知、督促及び滞納処分に使用する。						
⑨使用開始日		平成28年1月1日						
情報の突合 <b>※</b>		なし (連携先の住民税賦課・徴収ファイルで行う)						
情報の統計分析 <b>※</b>		情報の統計分析は行わない。						
権利利益に影響を与える得る決定 <b>※</b>		なし						

#### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 <b>※</b>	[ 委託する ] ( 1 ) 件	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項①	審査システム及び国税連携システムの構築・運用等	
①委託内容	審査システム及び国税連携システムの構築・運用等のサービスを提供する事業。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<選択肢> [ 特定個人情報ファイルの全体 ] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 <b>※</b>	「2. ②対象となる本人の数」と同じ。	
その妥当性	システムの安定した稼動のため専門的な知識を有する民間事業者に委託を行っている。	
③委託先における取扱者数	[ 10人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ○ ] その他 ( LGWAN )	
⑤委託先名の確認方法	「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことで確認可能。	
⑥委託先名	日本電気株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 <b>※</b>	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

## 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[○] 提供を行っている ( 3 ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ ] 行っていない	
提供先1	日本年金機構	
①法令上の根拠	番号法第19条第1号	
②提供先における用途	年金保険者が、年金所得に係る個人住民税を年金給付の支払をする際に特別徴収し、自治体に納入するため。	
③提供する情報	年金特別徴収税額	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の納稅義務者	
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [○] その他 ( 審査システム→LGWAN→地方税ポータルセンタ )	
⑦時期・頻度	・年金特徴停止通知 年12回 ・特別徴収税額通知 7月	
提供先2	行政機関、地方公共団体及び民間事業者等の給与支払者	
①法令上の根拠	番号法第19条第1号	
②提供先における用途	税額の通知	
③提供する情報	納稅義務者の所得情報、控除額情報、税額情報。	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別徴収(給与特徴)対象者	
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [○] その他 ( 審査システム→LGWAN→地方税ポータルセンタ )	
⑦時期・頻度	当初課税及び更正時	

<b>提供先3</b>	国税庁・市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号
②提供先における用途	国税庁:国税に関する事務。 市町村長:個人住民税の賦課及び徴収。
③提供する情報	納稅義務者の所得情報及び控除額情報、税額情報。
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">[ 1万人未満 ]      [ 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国税庁:扶養控除否認対象者 市町村:当区で賦課しない者に係る、所得税確定申告書等を提出した者、給与の支払いを受けた者、公的年金等の支払を受けた者及びその扶養親族等
⑥提供方法	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙</p> <p>[○] その他 ( 国税連携システム→LGWAN→地方税ポータルセンタ )</p>
⑦時期・頻度	<p>隨時</p> <p>3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	<p>[ ] 庁内連携システム      [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	

## 6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 <span style="color:red;">※</span>		<p>○サーバ(審査システム・国税連携システム)          ・特定個人情報を管理するサーバは、セキュリティ対策※を実施した委託先のInternet Data Center(以下「iDC」という。)に収容されている。          ・iDCでは、監視装置や入退館装置等による入退館管理を行っている。サーバ設置場所への立ち入り、サーバへのアクセスは、委託先のセキュリティ実施規程により権限の与えられた者に限定され、生体認証、IDとパスワードによる認証を行っている。</p> <p>※セキュリティ対策は、総務省告示第206号「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」に基づいて実施している。</p> <p>○送受信端末(審査システム・国税連携システム)          ・送受信端末内の記憶装置には特定個人情報を保管しない。          ・「情報セキュリティマネジメント実施基準」の規定により入退室管理をする執務室内においてのみ操作し、業務終了後はキャビネットに施錠保管する。          ・認証時は、IDとパスワードによるアクセス制御を行っている。          ・電子媒体にダウンロードされた特定個人情報は、直ちに住民税賦課・徴収ファイルへ移送し、媒体内の情報は削除する。媒体は、キャビネットに施錠保管の上、持ち出し管理を行っている。          ・印刷した特定個人情報は、杉並区文書等管理規定に従い、鍵付きの書庫等で保管する。</p>												
②保管期間	期間	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <table style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>1) 1年未満</td> <td>2) 1年</td> <td>3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年												
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
その妥当性	地方自治電子化協議会が提供するシステム仕様により、保管期間は審査システムで最長10年、国税連携システムで最長2年とされている。本ファイルの特定個人情報は住民税賦課・徴収ファイルへ取り込まれ、地方税法上最長の更正期限に対応する期間保管されるため、本ファイルの保管期間は妥当である。													
③消去方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先のiDC内に設置されたサーバ内の保管期間を過ぎた特定個人情報は、当区端末からデータ管理者(業務主管課長)に指定された職員によって、操作手引書で定められた手順により消去する。</li> <li>・保管年限を経過した文書は廃棄を行うことについて決裁の上、総務課が全庁取りまとめて廃棄する。</li> </ul>												
7. 備考														
-														

(別添2)特定個人情報ファイル記録項目

(1)住民税賦課・徴収ファイル

1. 個人番号	56. 一時所得金額
2. 税世帯番号	57. 退職所得金額
3. 住基世帯番号	58. 土地等の事業雑所得金額
4. 特別徴収指定番号	59. 臨時所得金額
5. 特別徴収個人番号	60. 甲欄給与所得金額
6. 氏名	61. 変動所得金額
7. 最新氏名	62. 分離株式等の譲渡所得金額
8. 住所	63. 分離短期譲渡所得金額
9. 生年月日	64. 分離長期譲渡所得金額
10. 性別	65. 配当(住民税特例分)金額・区分
11. 続柄	66. 非居住者の特例金額・区分
12. 転出先住所	67. 公的年金収入金額
13. 転出年月日	68. 総合譲渡(短期・長期)所得内訳金額
14. 転出判明年月日	69. みなし法人所得額
15. 電話番号	70. みなし法人所得額区分
16. 賦課年度	71. みなし法人過大報酬金額・区分
17. 賦課相当年度	72. みなし法人原型所得種類区分
18. 通知書番号	73. みなし法人原型所得額
19. 課税資料整理番号	74. みなし法人事業主報酬金額・区分
20. 異動区分	75. みなし法人配当所得
21. 異動年月日	76. みなし法人過大報酬国税
22. 異動届入力区分	77. みなし法人国税
23. 更正理由	78. みなし法人割
24. 更正年月日	79. 事業専従者給与金額
25. 税世帯更新区分	80. 事業専従者給与合計
26. 世帯分離・合併区分	81. 所得金額合計
27. 住基・住登外・外国人区分	82. 合計所得金額
28. 前年度住登外区分	83. 総所得金額
29. 全部・一部区分	84. 給与収入金額
30. 廃止区分	85. 老年者公的年金額
31. 廃止年月日	86. 甲欄給与収入金額
32. 税世帯の続柄	87. 特別徴収用給与収入金額
33. 納税者との関係	88. 配偶者合計所得金額
34. 増減区分	89. 配偶者専従者金額
35. 住民記録異動事由	90. 生命保険料(支払・控除)金額
36. 旧税世帯番号	91. 個人年金支払保険料支払金額
37. 旧住基世帯番号	92. 損害保険料(支払・控除)金額
38. 旧特別徴収指定番号	93. 長期損害保険料の金額
39. 旧特別徴収個人番号	94. 寄附金支払金額
40. 既課税特別徴収指定番号	95. 住民税対象寄附金支払金額
41. 既課税特別徴収個人番号	96. 課税される所得金額・区分
42. 既課税賦課年度	97. 課税標準額
43. 既課税相当年度	98. 給与所得控除後の金額
44. 所得種類区分	99. 源泉徴収税額
45. 所得金額	100. 災害減免額
46. 営業所得金額	101. 繰越損失額
47. 農業所得金額	102. 前年繰越損失額
48. その他事業所得金額	103. 総所得算出税額
49. 不動産所得金額	104. 山林所得算出税額
50. 利子所得金額	105. 退職所得算出税額
51. 配当所得金額	106. 土地等の事業雑所得算出税額
52. 給与所得金額	107. 分離株式等譲渡所得算出税額
53. 雑所得金額	108. 分離長期譲渡所得算出税額
54. 総合譲渡・一時所得金額	109. 分離短期譲渡所得算出税額
55. 山林所得金額	110. 算出税額合計

111. 雜損控除額	166. 区民税均等割既課税額
112. 医療費控除金額	167. 都民税所得割既課税額
113. 社会保険料控除額	168. 都民税均等割既課税額
114. 小規模共済等掛金控除金額	169. 変動臨時区分
115. 長期損害保険料控除金額	170. 特殊計算該当区分
116. 寄附金控除金額	171. 生命保険料控除計算区分
117. 障害者控除金額・区分	172. 損害保険料控除計算区分
118. 老年者控除金額	173. 減額免除区分
119. 勤労学生控除金額・区分	174. 課税事由
120. 配偶者控除金額	175. 非課税区分
121. 配偶者特別控除金額	176. 未申告区分
122. 扶養控除金額	177. 特別徴収合算該当区分
123. 扶養控除額計	178. 追加徴収該当区分
124. 基礎控除額	179. 均等割該当区分
125. 配当控除金額・区分	180. 合算・追徴区分
126. 外国税額控除金額	181. 徴収区分決定理由
127. 投資・リース税額控除金額	182. 徴収区分(普通徴収・特別徴収)
128. 給与所得者の特定払出に対する控除金額	183. 特別徴収区分
129. 住民税の控除合計金額	184. 普通徴収特別徴収切替区分
130. 給与所得控除額の合計	185. 給与受給者番号
131. 調整額	186. 給与支払報告書乙欄該当区分
132. 個人年金保険料控除額	187. 給与支払報告書甲欄人数
133. 諸控除額計	188. 給与支払報告書総人数
134. 特別控除金額・区分	189. 給与支払報告書その他人数
135. 住宅取得等特別控除金額	190. 給与・年金支払者名
136. 税法上特別控除金額(残部)	191. 前職有区分
137. 総合譲渡特別控除適用額	192. 転勤退職区分
138. 分離長期譲渡特別控除金額	193. 退職年月日
139. 分離短期特別控除金額	194. 中途就職区分
140. 分離譲渡所得特別控除額	195. 中途就・退職年月日
141. 控除額合計	196. 中途退職区分
142. 期別割税額	197. 青色白色申告区分
143. 合計所得税額	198. 家屋敷・事業所区分
144. 再差引所得税額	199. 原本確認区分
145. 差引所得税額	200. 更新情報
146. 所得税額	201. 控除区分
147. 申告納税額	202. 控除対象配偶者区分
148. 特別徴収税額	203. 控除対象配偶者(障害・所得・住所)区分
149. 特別徴収年税額	204. 控除対象配偶者生年月日
150. 区民税所得割税額控除額	205. 障害者区分
151. 区民税所得割調整額	206. 障害者氏名
152. 区民税差引所得割額	207. 障害者の人数
153. 区民税所得割額	208. 特記情報区分
154. 区民税均等割額	209. 事業所所在地住所・方書
155. 都民税所得割税額控除額	210. 事業所送付先区分
156. 都民税所得割調整額	211. 事業所通報住所・方書
157. 都民税差引所得割額	212. 事業所通報年月日
158. 都民税所得割額	213. 事業所の電話番号
159. 都民税均等割額	214. 事業所の屋号
160. 年税額	215. 相続人該当区分
161. 差引年税額	216. 相続人区分
162. 納期別税額	217. 相続人氏名
163. 月割税額	218. 相続人住所・方書
164. 普通徴収既課税額	219. 相続人電話番号
165. 区民税所得割既課税額	220. 事業主区分

221. 事業主氏名	276. 本人未成年者該当区分
222. 事業主生年月日	277. 本人妻該当区分
223. 事業主との続柄	278. 本人専従者該当区分
224. 事業専従者該当区分	279. 同居障害者区分
225. 事業専従者氏名	280. 証明書仮消込(本税・延滞金)
226. 事業専従者生年月日	281. 証明書種類
227. 事業専従者送付先住所・方書	282. 証明書取消区分
228. 事業専従者他区区分	283. 証明書(発行・取消)年月日
229. 事業専従者受給者との続柄	284. 証明書発行場所
230. 事業専従者人数	285. 証明書発行番号
231. 事業専従者(配偶者)該当区分	286. 証明書用途区分
232. その他専従者	287. 本人以外に対する証明書発行制限区分
233. 帳票種類	288. 商品先物取引所得
234. 書類引抜(種類・発送・中止)区分	289. 商品先物取引所得割算出税額
235. 帳票引抜中止理由	290. 営業等所得金額
236. 帳票引抜廃止区分	291. 上場株式等譲渡所得
237. 帳票返戻理由	292. 上場株式等算出税額
238. 通知書公示該当区分	293. 非上場株式等譲渡所得
239. 税額通知書再発行区分	294. 非上場株式等算出税額
240. 書類返戻種類区分	295. 先物取引所得
241. 書類返戻年月日	296. 先物取引所得算出税額
242. 書類返戻発送年月日	297. 配当割額
243. 書類返戻理由区分	298. 譲渡割額
244. 生活保護(開始・廃止)年月日	299. 配当割・譲渡割控除額(都民税)
245. 生活保護受給者氏名	300. 配当割・譲渡割控除額(区民税)
246. 生活保護受給者との続柄	301. 配当割・譲渡割過納額
247. 生活保護受給者番号	302. 先物取引所得繰越損失額
248. その他特記種別	303. 上場株式等譲渡所得繰越損失額
249. その他特記内容区分	304. 老年者非課税廃止特例(都民税)
250. 特記更新年月日	305. 老年者非課税廃止特例(区民税)
251. 特記更新理由区分	306. 配当割・譲渡割充当額
252. 年金証書番号	307. 配当割・譲渡割充当後税額
253. 納期変更区分	308. 配当割・譲渡割期(月)別充当額
254. 納期別検索区分	309. 配当割・譲渡割期(月)別充当後税額
255. 他区居住該当区分	310. 配当割・譲渡割既充当額
256. 配当区分	311. 配当割・譲渡割区から都への充当額
257. 配当金支払者の名称	312. 配当割・譲渡割都から区への充当額
258. 被相続人との関係	313. 配当割・譲渡割区還付額
259. 被扶養者居住区分	314. 配当割・譲渡割都還付額
260. 被扶養者氏名	315. 配当割・譲渡割返還請求額
261. 被扶養者生年月日	316. 区民税調整控除
262. 被扶養者性別	317. 都民税調整控除
263. 扶養区分	318. 所得税人の控除
264. 扶養(障害・住所)区分	319. 住民税人の控除
265. 扶養親族の数	320. 人的控除差額
266. 取消区分	321. 普通徴収賦課決定日
267. 本人外国人該当区分	322. 税源移譲減額措置額(区控除額)
268. 本人災害者該当区分	323. 税源移譲減額措置額(都控除額)
269. 本人死亡退職該当区分	324. 税源移譲減額措置該当サイン
270. 本人特別障害者該当区分	325. 年金種別
271. 本人均等割軽減該当区分	326. 仮徴収合計税額
272. 本人障害者区分	327. 仮徴収月割額
273. 本人老年者該当区分	328. 通知種別
274. 本人寡婦(夫)該当区分	329. 年金保険者用整理番号
275. 本人勤労学生該当区分	330. 通知金額

331. 通知種別発生年月日	386. 分納本税
332. 介護被保険者番号	387. 分納本税計
333. 介護保険特徴支払回数割	388. 分納延滞金
334. 医療保険区分	389. 分納延滞金計
335. 医療保険支払回数割保険料額	390. 分納金額
336. 住宅借入金等の額	391. 分納金額計
337. 住宅借入金等特別控除適用家屋居住年月日	392. 分納回数
338. 住宅借入金等特別控除区分	393. 分納計画登録年月日
339. 勤務先(住所・方書、名称、電話番号)	394. 分納計画取消サイン
340. 送付先電話番号	395. 分納制約期間
341. 納期別(延滞金調定額、本税納付額、未納額、本税未納額、延滞金納付額、延滞金未納額)	396. 分納納付書発行サイン
342. 延滞金(条例、免除、免除取消、未納)区分	397. 分納納付予定年月日
343. 仮消込処理区分	398. 滞納処分対象期間
344. 納付書種別	399. 滞納処分回数
345. 公金日	400. 滞納処分(処理、登録、事件)番号
346. 領収年月日	401. 滞納処分(処理、登録)年月日
347. 過納納付額	402. 滞納処分抹消(事由、年月日)
348. 過納延滞金	403. 徴収・換価猶予(開始、終了)年月日
349. 過納種別	404. 徴収・換価猶予(条例、裁量的免除、取消、担保)区分
350. 過納事由	405. 第三債務者氏名
351. 過納通知書発付年月日	406. 執行機関名
352. 振替・充当授受区分	407. 破産管財人(氏名、住所・方書)
353. 振替・充当(金額、本税額、延滞金、報奨金)	408. 財産調査名
354. 振替・充当元先通知書番号	409. 財産調査名義人サイン
355. 振替・充当(回数、区分)	410. 財産調査先名称
356. 振替・充当年月日	411. 財産調査回数
357. 振替・充当処理年月日	412. 財産調査(差押、質権)サイン
358. 振替・充当種別	413. 財産調査年月日
359. 還付額	414. 財産判明区分
360. 還付本税	415. 差押(種類、内容、送達、物件、履行)区分
361. 還付本税計	416. 差押(処理、登録)番号
362. 還付加算金	417. 差押調書出力区分
363. 還付加算金計	418. 差押年月日
364. 還付延滞金	419. 差押(登録、解除)年月日
365. 還付延滞金計	420. 差押預金満期年月日
366. 還付回数	421. 差押取立金額
367. 還付区分	422. 差押履行期限
368. 還付支払決定年月日	423. 電話加入権差押(権利者、質権者)氏名
369. 還付(処理、起算、判明、戻入)年月日	424. 電話加入権差押質権(認定、抹消)年月日
370. 還付先(氏名、住所・方書、電話番号)	425. 電話加入権差押(電話種類、電話番号)
371. 還付通知書発行年月日	426. 公壳回数
372. 還付方法区分	427. 公壳区分
373. 還付理由	428. 公壳年月日
374. 報奨金額	429. 前回公壳年月日
375. 報奨金額送付区分	430. 公壳処理年月日
376. 交渉経過(回数、区分、内容)	431. 公壳日区分
377. 証券受託区分	432. 公壳代金
378. 督促状発付・公示区分	433. 公壳代金充当(本税額、延滞金額)
379. 督促状発付・公示年月日	434. 電話名義人区分
380. 督促経過日	435. 電話設置場所
381. 督促状引抜サイン	436. 電話設置場所区分
382. 催告書経過日	437. 交付要求(区分、事由区分、条例区分、事件番号、執行機関)
383. 催告書発送区分	438. 交付要求年月日
384. 催告書発送年月日	439. 交付要求差押年月日
385. 分納履行期限	440. 交付要求配当金額

441.	交付要求破産管財人(氏名、住所、方書)	496.	延滞金調定額
442.	配当金額	497.	延滞金納入額
443.	執行停止(条例、5項適用、取消)区分	498.	延滞金還付金額
444.	時効(予定、完成)年月日	499.	延滞金還付額計
445.	時効中断(開始、解除)年月日	500.	延滞金免除区分
446.	時効停止(開始、終了)年月日	501.	延滞金免除規則区分
447.	口座(加入、変更、取消)年月日	502.	延滞金免除回数
448.	口座引落形態区分	503.	退職徴収票有無区分
449.	口座振替方法	504.	勤続年数
450.	口座変更理由	505.	退職金支給人員
451.	特別徴収義務者名称	506.	退職金支給金額
452.	特別徴収義務者代表者氏名	507.	退職金(都民税・区民税)
453.	特別徴収義務者所在地	508.	退職金収納額
454.	特別徴収義務者法人組織区分	509.	退職金少額誤納区分
455.	特別徴収義務者法人組織位置区分	510.	退職金税額振替該当区分
456.	代表電話番号	511.	退職金税額還付区分
457.	担当電話番号	512.	退職金還付金額
458.	重複特別徴収義務者指定番号	513.	退職金還付額計
459.	特別徴収義務者資料番号	514.	退職金記載分異動届有無区分
460.	入力事由区分	515.	退職金納入区分
461.	入力年月日	516.	本税還付金額
462.	入力主管コード	517.	本税還付額計
463.	基本情報入力年月日	518.	還付(本税・退職金)区分
464.	所得税更正年月日	519.	還付本税(調定額・納入額)
465.	納入書不要入力事由	520.	還付退職金(調定額・納入額)
466.	特徴不能入力事由	521.	還付延滞金(調定額・納入額)
467.	早期発送入力事由	522.	還付該当月
468.	早期発送年月日	523.	還付起算年月日
469.	当初課税者数	524.	還付通知先区分
470.	当初非課税者数	525.	還付先個人番号
471.	当初人数	526.	還付支払完了・未済・返戻区分
472.	納期の特例開始年月	527.	還付(決定・未済・完了)年月日
473.	納期の特例終了年月	528.	還付戻入区分
474.	繰上徴収回数	529.	還付戻入年月日
475.	繰上徴収指定納期限	530.	督促発付・公示該当区分
476.	法定納期限	531.	督促(発付・公示)年月日
477.	指定納期限	532.	督促(月割額・納入額・延滞金・発付額)
478.	書類送付先住所・方書	533.	督促指定納期限
479.	送付注意内容入力事由	534.	督促延滞金額
480.	月割人数	535.	督促引抜相手区分
481.	通知書発付年月日	536.	督促引抜事項区分
482.	通知書発送枚数	537.	督促引抜(月割額・納入額・延滞金・発付額)
483.	月割額	538.	督促区分
484.	月割納入額	539.	催告発付年月日
485.	収納年月日	540.	催告不要回数
486.	済通検索番号	541.	催告不要相手区分
487.	普通徴収振替先通知書番号	542.	滞納処分区分
488.	振替区分	543.	滞納処分(開始・解除・取消)年月日
489.	振替金額・充当金額	544.	滞納処分差押対象区分
490.	振替金種別	545.	滞納処分期間
491.	振替該当月・期	546.	滞納処分内容入力事由
492.	振替授受区分	547.	交渉経過内容入力事由
493.	振替年月日	548.	交渉年月日
494.	送付換他区区分	549.	納税履行方法区分
495.	送付換他区特別徴収指定番号	550.	納税誓約回数

551 . 納税猶予回数	606 . 他の支払者の控除した社会保険料の金額
552 . 換価猶予回数	607 . 災害者にかかる徴収猶予税額
553 . 納税猶予区分	608 . 他の支払者のもとを退職した年月日
554 . 納税猶予事由区分	609 . 住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日
555 . 納税猶予(開始・終了)年月日	610 . 徴収区分(普通徴収・特別徴収)
556 . 嘱託回数	611 . 条約免除
557 . 交付要求回数	612 . 提出先市町村コード
558 . 差押回数	613 . 納税者ID
559 . 差押対象区分	614 . 受付番号
560 . 参加差押回数	615 . 利用者ID
561 . 時効停止・中断区分	616 . 納付済期
562 . 時効中断(開始・解除)年月日	617 . 納付済額
563 . 時効停止(開始・終了・取消)年月日	618 . 口座振替該当有無
564 . 執行停止区分	619 . 特別徴収開始・終了年月
565 . 執行停止年月日	620 . 就職年月日
566 . 執行停止理由区分	621 . 退職所得控除額
567 . 執行停止回数	622 . 退職手当等支払金額
568 . 時効完成年月日	623 . 職業
569 . 年金支払金額	624 . 対象年分
570 . 源泉徴収額	625 . 帳票の種類
571 . [本人]特別障害者	626 . 提出年月日
572 . [本人]その他の障害者	627 . 屋号・雅号
573 . [控除対象配偶者の有無等]有無	628 . 世帯主氏名
574 . [控除対象配偶者の有無等]老人控除	629 . 金融機関名・支店名
575 . [扶養親族の数]特定	630 . 預金種別・口座番号
576 . [扶養親族の数]老人	631 . 収入金額
577 . [扶養親族の数]その他	632 . 雑収入金額
578 . [障害者の数]特別	633 . 免除表示区分
579 . [障害者の数]その他	634 . 延納届出願
580 . 社会保険料の金額	635 . 特農の表示区分
581 . 支払年分	636 . 特別控除区分
582 . 支払調書の種類	637 . 特別控除金額
583 . 整理番号	638 . 特例適用条文等
584 . 本支店等区分番号	639 . 非居住者の特例
585 . 提出者の住所又は所在地	640 . 営業収入金額
586 . 提出者の氏名又は名称	641 . 経常所得金額
587 . 訂正表示	642 . 山林収入金額
588 . 支払を受ける者の国外表示	643 . 農業収入金額
589 . 支払を受ける者の役職名	644 . 不動産収入金額
590 . 種別	645 . 利子収入金額
591 . 未払金額	646 . 平均課税対象金額
592 . 所得控除額の合計額	647 . 臨時・変動所得金額
593 . 未徴収税額	648 . 退職所得(損失額)
594 . 小規模企業共済等掛金控除金額	649 . 課税所得区分
595 . 生命保険料控除金額	650 . 課税所得金額
596 . 地震保険料控除金額	651 . 所得控除金額
597 . 住宅借入金等特別控除金額	652 . 所得控除金額の合計
598 . 個人年金保険料支払金額	653 . 所得の種類
599 . 旧長期損害保険料の金額	654 . 社会保険の種類
600 . 給与支払報告乙欄該当区分	655 . 寡婦・寡夫控除金額
601 . 他の支払者の住所又は所在地	656 . 勤労学生・障害者控除金額
602 . 他の支払者の国外住所表示	657 . 控除対象配偶者氏名
603 . 他の支払者の氏名又は名称	658 . 小規模企業共済等掛金控除(掛金の種類)
604 . 他の支払者の給与等の金額	659 . 医療費控除(保険金などで補てんされる金額)
605 . 他の支払者の徴収した税額	660 . 医療費控除(支払医療費)

661. 寄附金の内訳	716. 損失額(居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額)
662. 青色申告特別控除金額	717. 損失額又は所得金額の合計額
663. 修正申告による異動事項	718. 電子証明書特別控除金額
664. 外国税額控除区分	719. 配当控除区分
665. 株式等(譲渡収入金額)	720. 配当控除金額
666. 株式等(譲渡所得金額)	721. 配当収入金額
667. 株式等(損失額)	722. 配当に係る住民税の特例
668. 株式等譲渡所得割額控除額(区民税)	723. 配当割・譲渡割控除額
669. 株式等譲渡所得割額控除額(都民税)	724. 被災事業用資産(損害金額)
670. 災害減免額区分	725. 被災事業用資産(損害年月日)
671. 先物取引収入金額	726. 被災事業用資産(損害の原因)
672. 先物取引所得(損失額)	727. 被災事業用資産(山林所得の損失額)
673. 先物取引所得金額	728. 被災事業用資産の損失額(山林所得以外の所得の損失額)
674. 差引金額	729. 被災事業用資産(保険金などで補てんされる金額)
675. 雜損控除(損害金額)	730. 被災事業用資産(種類等)
676. 雜損控除(損害年月日)	731. 必要経費等
677. 雜損控除(損害の原因)	732. 予定納税額
678. 雜損控除(保険金などで補てんされる金額)	733. 居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額
679. 雜損控除の内訳	734. 災害減免額・外国税額控除金額
680. 雜損失	735. 税額控除額等
681. 算出税額	736. 税額控除等の種類
682. 事業税(開始・廃止の区分)	737. 総合課税の合計額
683. 事業税(他都道府県の事務所等区分)	738. 印影
684. 事業税(事業用資産の譲渡損失等)	739. その他確定申告に係る添付資料
685. 事業税(所得金額)	740. 扶養者の住所
686. 事業税(損益通算の特例適用前の不動産所得)	741. 扶養者の氏名
687. 事業税(番号)	742. 所得無し非課税区分
688. 事業税 (不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額)	743. 生活扶助の受給開始年月日
689. 事業専従者の内容	744. 預貯金・手当等の生活費区分
690. 種目・所得の生じる場所	745. 事務所・事業所・家屋敷の種類
691. 純損失 (居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額)	746. 事務所・事業所・家屋敷の所在地
692. 純損失:青色(山林所得の損失)	747. 区外在住者区分
693. 純損失:青色(山林所得以外の損失)	748. 出国の年月日
694. 純損失:白色(山林所得の損失)	749. 帰国・帰国予定の年月日等
695. 純損失:白色(山林所得以外の損失)	750. 出国目的
696. 純損失:白色(変動所得の損失額)	751. 渡航先の住所
697. 総合譲渡・一時所得金額(損失額)	752. 既提出申告書の提出先
698. 総合譲渡・一時所得金額(差引金額)	753. 処理経過
699. 総合短期譲渡所得(損失額)	754. 配当・報酬の支払日
700. 総合短期譲渡所得(差引金額)	755. 配当・報酬区分
701. 総合短期譲渡所得金額	756. 配当・報酬明細
702. 総合長期譲渡所得(損失額)	757. 配当・報酬の支払者
703. 総合長期譲渡所得(差引金額)	758. 配当・報酬の支払者住所
704. 総合長期譲渡所得金額	759. 個人番号(番号法)
705. 分離短期・長期譲渡区分	
706. 分離長期譲渡所得(差引金額)	
707. 分離短期譲渡収入金額	
708. 分離短期譲渡所得(差引金額)	
709. 分離短期譲渡所得(損失額)	
710. 分離長期譲渡収入金額	
711. 分離長期譲渡所得(損失額)	
712. その他の所得金額	
713. その他の税額控除金額	
714. その他の税額控除名称	
715. その他の税額控除区分	

(2) 軽自動車税賦課・徴収ファイル

1. 個人番号	51. 更正理由
2. 所有者・使用者	52. 納期限
3. 定置場(課税地)住所	53. 課税完結区分
4. 現住所	54. 納税通知書(発送・返戻)年月日
5. 転出先住所	55. 通知書発行区分
6. 転出年月日	56. 納通区分
7. 転出判明年月日	57. 税額
8. 電話番号	58. 納付書
9. 電話番号区分	59. 納付年月日
10. 使用者区分	60. 領収年月日
11. 法人番号	61. 収納処理年月日
12. 法人名称	62. 納付延滞金
13. 法人連絡先名名称	63. 本税納付額
14. 法人所在地	64. 本税未納額
15. 法人組織区分	65. 延滞金未納額
16. 法人組織位置区分	66. 延滞金免除区分
17. 代表電話番号	67. 過誤納額
18. 法人担当電話番号	68. 過誤納区分
19. 法人異動区分	69. 繰越調定額
20. 法人異動年月日	70. 振替延滞金
21. 賦課年度	71. 振替・充当区分
22. 賦課相当年度	72. 振替・充当年月日
23. 通知書番号	73. 振替・充当番号
24. 標識番号	74. 振替・充当理由
25. 標識交付証明書返納区分	75. 振替・充当元先通知書番号
26. 登録資料番号	76. 振替・充当(本税・延滞金)
27. 登録年月日	77. 還付額
28. 車台番号	78. 還付延滞金
29. 改造区分	79. 還付支払決定年月日
30. 種別・用途区分	80. 還付番号
31. 課税区分	81. 還付方法
32. 廃車資料番号	82. 還付理由
33. 廃車年月日	83. 還付結果区分
34. 廃車理由区分	84. 帳票区分
35. 税額更正・変更資料番号	85. 督促区分
36. 変更年月日	86. 督促経過日
37. 原付・軽自区分	87. 督促払込指定日
38. 課税物件異動通知書発行年月日	88. 督促状(発付・返戻)年月日
39. 車種コード	89. 催告払込指定日
40. 確定年月日	90. 催告書(送付・返戻)年月日
41. 車体記号	91. 催告書(送付・返戻)回数
42. 車名	92. 滞納処分区分
43. 型式認定番号	93. 滞納処分年月日
44. 型式	94. 滞納処分解除(区分・年月日)
45. 原動機型式	95. 滞納処分処理番号
46. 総排気量又は定格出力	96. 執行停止区分
47. 排気区分	97. 執行停止年月日
48. 機関区分	98. 時効年月日
49. 賦課月	99. 時効区分
50. 課税(決定・確定)年月日	100. 証明書種類区分

- 101. 証明書記載(氏名・名称・定置場住所)
- 102. 証明書(発行・有効)年月日
- 103. 証明書発行場所
- 104. 証明書発行番号
- 105. 証明税額納付年月日
- 106. 個人番号(番号法)

### (3)住民登録外者等記録ファイル

- 1. 個人番号
- 2. 世帯番号
- 3. 住所
- 4. 氏名
- 5. 生年月日
- 6. 性別
- 7. 続柄
- 8. 転出先住所
- 9. 最新異動事由
- 10. 最新異動事由年月日
- 11. 増異動事由
- 12. 増異動事由年月日
- 13. 減異動事由
- 14. 減異動事由年月日
- 15. 前住所・方書
- 16. 住民となった年月日
- 17. 転出年月日
- 18. 死亡年月日
- 19. 通称名
- 20. 外国人登録番号
- 21. 国籍コード
- 22. 登録年月日
- 23. 申請年月日
- 24. 閉鎖年月日
- 25. 在留資格コード
- 26. 在留開始年月日
- 27. 在留終了年月日
- 28. 送付先氏名
- 29. 送付先住所・方書
- 30. 送付先開始年月日
- 31. 個人番号(番号法)

### (4)中間サーバコネクタDBファイル

- 1 氏名
- 2 住所
- 3 生年月日
- 4 性別
- 5 通称
- 6 個人番号(番号法)
- 7 団体内統合宛名番号
- 8 個人コード

## (5)情報連携ファイル

## (6)賦課徴収等情報ファイル

1. 氏名	51. 本人未成年者該当区分
2. 住所	52. 紹与支払報告乙欄該当区分
3. 性別	53. 本人老年者該当区分
4. 生年月日	54. 本人寡婦(夫)該当区分
5. 特別徴収指定番号	55. 本人勤労学生該当区分
6. 通知種別	56. 本人死亡退職該当区分
7. 年金支払金額	57. 本人災害者該当区分
8. 源泉徴収額	58. 本人外国人該当区分
9. [本人]特別障害者	59. 中途就職区分
10. [本人]その他の障害者	60. 中途退職区分
11. [控除対象配偶者の有無等]有無	61. 中途就・退職年月日
12. [控除対象配偶者の有無等]老人控除	62. 他の支払者の住所又は所在地
13. [扶養親族の数]特定	63. 他の支払者の国外住所表示
14. [扶養親族の数]老人	64. 他の支払者の氏名又は名称
15. [扶養親族の数]その他	65. 他の支払者の給与等の金額
16. [障害者の数]特別	66. 他の支払者の徴収した税額
17. [障害者の数]その他	67. 他の支払者の控除した社会保険料の金額
18. 社会保険料の金額	68. 災害者にかかる徴収猶予税額
19. 支払年分	69. 他の支払者のもとを退職した年月日
20. 年金保険者用整理番号	70. 住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日
21. 年金種別	71. 摘要欄記載項目
22. 通知種別発生年月日	72. 徴収区分(普通徴収・特別徴収)
23. 通知金額	73. 本人専従者該当区分
24. 支払調書の種類	74. 条約免除
25. 整理番号1	75. 紹与受給者番号
26. 本支店等区分番号	76. 提出先市町村コード
27. 特別徴収義務者所在地	77. 特別徴収個人番号
28. 特別徴収義務者名称	78. 特別徴収税額
29. 代表者電話番号	79. 月割税額
30. 整理番号2	80. 納税者ID
31. 提出者の住所又は所在地	81. 受付番号
32. 提出者の氏名又は名称	82. 利用者ID
33. 訂正表示	83. 納付済期
34. 賦課相当年度	84. 納付済額
35. 支払を受ける者の国外表示	85. 納税通知書番号
36. 支払を受ける者の役職名	86. 口座振替該当有無
37. 種別	87. 特別徴収開始・終了年月
38. 紹与収入金額	88. 就職年月日
39. 未払金額	89. 退職年月日
40. 紹与所得控除後の金額	90. 勤続年数
41. 所得控除額の合計額	91. 退職所得控除額
42. 未徴収税額	92. 退職手当等支払金額
43. 配偶者特別控除金額	93. 職業
44. 小規模企業共済等掛金控除金額	94. 対象年分
45. 生命保険料控除金額	95. 帳票の種類
46. 地震保険料控除金額	96. 提出年月日
47. 住宅借入金等特別控除金額	97. 電話番号
48. 個人年金保険料支払金額	98. 屋号・雅号
49. 配偶者合計所得金額	99. 世帯主氏名
50. 旧長期損害保険料の金額	100. 続柄

101.	金融機関名・支店名	156.	青色申告特別控除金額
102.	預金種別・口座番号	157.	修正申告による異動事項
103.	収入金額	158.	外国税額控除区分
104.	雑収入金額	159.	株式等(譲渡収入金額)
105.	免除表示区分	160.	株式等(譲渡所得金額)
106.	延納届出願	161.	株式等(損失額)
107.	特農の表示区分	162.	株式等譲渡所得割額控除額(区民税)
108.	特別控除区分	163.	株式等譲渡所得割控除金額(都税)
109.	特別控除金額	164.	期別割税額
110.	特例適用条文等	165.	還付額
111.	非居住者の特例	166.	繰越損失額
112.	雑所得金額	167.	災害減免額区分
113.	営業収入金額	168.	先物取引収入金額
114.	営業所得金額	169.	先物取引所得(損失額)
115.	経常所得金額	170.	先物取引所得金額
116.	山林収入金額	171.	差引金額
117.	山林所得金額	172.	雑損控除(損害金額)
118.	農業収入金額	173.	雑損控除(損害年月日)
119.	農業所得金額	174.	雑損控除(損害の原因)
120.	不動産収入金額	175.	雑損控除(保険金などで補てんされる金額)
121.	不動産所得金額	176.	雑損控除金額
122.	利子収入金額	177.	雑損控除の内訳
123.	利子所得金額	178.	雑損失
124.	平均課税対象金額	179.	算出税額
125.	臨時・変動所得金額	180.	事業税(開始・廃止の区分)
126.	転勤退職区分	181.	事業税(他都道府県の事務所等区分)
127.	退職所得(損失額)	182.	事業税(事業用資産の譲渡損失等)
128.	退職所得金額	183.	事業税(所得金額)
129.	課税所得区分	184.	事業税(損益通算の特例適用前の不動産所得)
130.	課税所得金額	185.	事業税(番号)
131.	所得金額	186.	事業税(不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額)
132.	所得控除金額	187.	事業専従者給与金額
133.	所得控除金額の合計	188.	事業専従者氏名
134.	合計所得金額	189.	事業専従者生年月日
135.	所得の種類	190.	事業専従者の内容
136.	社会保険の種類	191.	種目・所得の生じる場所
137.	寡婦・寡夫控除金額	192.	純損失(居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額)
138.	勤労学生・障害者控除金額	193.	純損失:青色(山林所得の損失)
139.	控除対象配偶者氏名	194.	純損失:青色(山林所得以外の損失)
140.	控除対象配偶者生年月日	195.	純損失:白色(山林所得の損失)
141.	配偶者控除金額	196.	純損失:白色(山林所得以外の損失)
142.	障害者区分	197.	純損失:白色(変動所得の損失額)
143.	障害者氏名	198.	総合譲渡・一時所得金額
144.	小規模企業共済等掛金控除(掛金の種類)	199.	総合譲渡・一時所得金額(損失額)
145.	被扶養者氏名	200.	総合譲渡・一時所得金額(差引金額)
146.	被扶養者住所	201.	総合短期譲渡所得(損失額)
147.	被扶養者生年月日	202.	総合短期譲渡所得(差引金額)
148.	扶養控除額計	203.	総合短期譲渡所得金額
149.	扶養控除金額	204.	総合長期譲渡所得(損失額)
150.	基礎控除額	205.	総合長期譲渡所得(差引金額)
151.	医療費控除(保険金などで補てんされる金額)	206.	総合長期譲渡所得金額
152.	医療費控除(支払医療費)	207.	分離短期・長期譲渡区分
153.	医療費控除金額	208.	分離長期譲渡所得(差引金額)
154.	寄附金控除金額	209.	分離短期譲渡収入金額
155.	寄附金の内訳	210.	分離短期譲渡所得(差引金額)

- 211. 分離短期譲渡所得(損失額)
- 212. 分離短期譲渡所得金額
- 213. 分離長期譲渡収入金額
- 214. 分離長期譲渡所得(損失額)
- 215. 分離長期譲渡所得金額
- 216. その他の所得金額
- 217. その他の税額控除金額
- 218. その他の税額控除名称
- 219. その他の税額控除区分
- 220. 損失額(居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額)
- 221. 損失額又は所得金額の合計額
- 222. 電子証明書特別控除金額
- 223. 配当控除区分
- 224. 配当控除金額
- 225. 配当収入金額
- 226. 配当に係る住民税の特例
- 227. 配当割・譲渡割控除額
- 228. 被災事業用資産(損害金額)
- 229. 被災事業用資産(損害年月日)
- 230. 被災事業用資産(損害の原因)
- 231. 被災事業用資産(山林所得の損失額)
- 232. 被災事業用資産の損失額(山林所得以外の所得の損失額)
- 233. 被災事業用資産(保険金などで補てんされる金額)
- 234. 被災事業用資産(種類等)
- 235. 必要経費等
- 236. 未徴収税額
- 237. 予定納税額
- 238. 居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額
- 239. 災害減免額・外国税額控除金額
- 240. 申告納税額
- 241. 差引所得税額
- 242. 税額控除額等
- 243. 税額控除等の種類
- 244. 総合課税の合計額
- 245. 印影
- 246. その他確定申告に係る添付資料
- 247. 個人番号(番号法)

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

#### 1. 特定個人情報ファイル名

- (1)住民税賦課・徴収ファイル
- (2)軽自動車税賦課・徴収ファイル
- (3)住民登録外者等記録ファイル

#### 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク1：目的外の入手が行われるリスク

対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報セキュリティマネジメント実施基準に基づき、情報セキュリティ教育を実施する際、対象者と無関係な情報へのアクセスは不正アクセスに該当し、番号法及び杉並区個人情報保護条例における罰則規定があること、操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、対象者以外の情報入手を防止している。</li> <li>・提出された課税資料が、他自治体での課税対象情報であると判明した場合は、確実に当該自治体へ資料回送する運用が確立している。</li> <li>・窓口で情報を入手する場合は、番号法16条及び施行令第12条に基づき、本人確認書類の提示等を受けることで、対象者以外の情報入手を防止している。</li> </ul>						
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報セキュリティマネジメント実施基準に基づき、情報セキュリティ教育を実施する際、対象者情報であっても、業務に不必要的情報へのアクセスは不正アクセスに該当し、番号法及び杉並区個人情報保護条例における罰則規定があること、操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、必要以外の情報入手を防止している。</li> <li>・申告用紙等について、あらかじめ法令等により定められた様式で提出されることから、必要以外の情報が記載できない書式となっている。</li> </ul>						
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課税資料の入力処理時において、入力担当と点検担当を別にし、二重チェックを行うことで、資料の取り違え等による対象者以外の情報の誤入力を防止する。</li> </ul>						
リスクへの対策は十分か	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 40%; text-align: center;">[      十分である      ]</td> <td style="width: 20%; text-align: center;"><b>&lt;選択肢&gt;</b></td> <td style="width: 40%; text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	[      十分である      ]	<b>&lt;選択肢&gt;</b>	2) 十分である		1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	
[      十分である      ]	<b>&lt;選択肢&gt;</b>	2) 十分である					
	1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている						

リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法及び杉並区個人情報保護条例における罰則規定を広く職員に周知することで不適切な方法による情報入手を防止する。</li> <li>・住民税に関する事務を取り扱うにあたり、根拠法令である地方税法及び杉並区特別区税条例等に規定された内容を遵守することで、不適切な方法による情報の入手を防止する。</li> <li>・情報セキュリティマネジメント実施基準による情報セキュリティ教育実施の際、根拠法令等の規定に基づく正当な課税資料の入手を指導徹底する。</li> <li>・本人から情報を取得する場合は、賦課の資料となる旨を説明した上で取得する。</li> <li>・他区市町村や給与支払者等、本人以外からの情報をシステムを通して取得する場合は、アクセス権が与えられた者のみが取得できるようにシステム的に制限をかけている。</li> <li>・日付の範囲指定で操作ログを採取し、入手時期や数量等が不自然な課税資料の登録処理等が行われていないかを確認する。</li> </ul>						
リスクへの対策は十分か	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 40%; text-align: center;">[      十分である      ]</td> <td style="width: 20%; text-align: center;"><b>&lt;選択肢&gt;</b></td> <td style="width: 40%; text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	[      十分である      ]	<b>&lt;選択肢&gt;</b>	2) 十分である		1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	
[      十分である      ]	<b>&lt;選択肢&gt;</b>	2) 十分である					
	1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている						

リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク

入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人から個人番号の提供を受ける場合には、個人番号カードや通知カードの提示を受ける。また、本人確認を行う際は、番号法16条及び施行令第12条に基づき、本人確認書類の提示等を受ける。また、受けた申請書等については、基本4情報を確認することで入手する情報の正確性を担保する。</li> <li>・他区市町村や給与支払者等、本人以外から個人番号の提供を受ける際は、情報提供元が本人に対して個人番号及び基本4情報が正しいことを確認する。</li> </ul>
-----------------	--

個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国等から示される事務処理要領等を参考に事務処理対象者の個人番号カード等の提示を受け、本人確認及び個人番号の確認を行う。</li> <li>・入手した特定個人情報について、保持している特定個人情報と突合を行い、真正性及び正確性確認を行う。</li> <li>・個人番号カードの提示が無い場合には、運転免許証の提示等により得られた本人確認情報とシステムによって確認する本人確認情報との対応付けを行い、個人番号が本人のものであることを担保する。</li> <li>・住民登録外課税の場合は、住民基本台帳ネットワークを通して住民登録地である自治体へ個人番号を照会し、本人確認情報との対応付けを行う。</li> </ul>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口での聴聞や添付書類との整合性から正確性を担保する。</li> <li>・情報の入力、削除、訂正を行う場合には処理者と点検者を別にし、二重チェックを行うことで正確性を担保する。</li> <li>・正確性に疑義が生じた場合は、地方税法及び杉並区特別区税条例に基づき、適宜税務調査を行い、必要に応じてデータを修正することで正確性を担保する。</li> <li>・入手した特定個人情報について、保持している特定個人情報と突合を行い、正確性を担保する。</li> </ul>
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口で本人又は本人の代理人が来庁する場合は、職員が直接申告書等を收受する。また、受付事務が完了次第、直ちに書類を定められた保管箱へ格納する。</li> <li>・郵送で情報を入手する場合は、送付先誤り等による情報漏えい・紛失等を防止するため、事前に担当所属名及び所在地を広く周知する。また、返信用封筒等はあらかじめ担当所属名及び所在地が印字されているものを利用する。</li> <li>・端末は、外部との通信やデータ持ち出しができないよう制御されており、外部への情報漏えいを防止している。データ持ち出しには専用キーが必要なこと、専用キーは情報セキュリティマネジメント実施基準に定めるシステム管理者(業務主管課長)が管理することにより、外部への情報漏えいを防止している。データ持ち出し時に使用する電子媒体(USBメモリ)は、施錠管理する保管場所に保管し、持出管理を行い、記録データについては、処理後直ちに消去し、消去したことを複数名で確認する。</li> <li>・システム起動に必要なソフトウェアは、情報システム担当課への申請による必要個数のみが貸与されるため入力が行える端末を限定し、操作に必要なID、パスワードは、各所属長から情報システム担当課長への申請により付与する運用とすることで、操作権限のない者による不正な操作を防止している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宛名システム機能は中間サーバコネクタが実施する仕組みであり、個人番号利用事務以外では個人番号の検索ができないよう、システム上で制御する。</li> <li>・中間サーバコネクタには個人番号、基本4情報等の情報連携に必要となる情報のみ記録し、不要な情報との紐付けができないよう、システム上で制御する。</li> <li>・本特定個人情報ファイル(住民税賦課・徴収ファイル)を入力する端末機は、入退室管理をする執務室でのみ操作可能であり、職員ごとに配布されたユーザID及びパスワードで認証を行うことで不要なアクセスを防いでいる。</li> </ul>
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号関連事務のみ個人番号検索を可能とする仕組みとするため、他システムにおける個人番号関連事務以外からの情報の紐付けは行えないよう、システム上で制御している。</li> <li>・システム間の接続制御のため、ファイアウォールを設置することで登録外のシステムからの接続が行われないようシステム上で制御している。</li> <li>・ファイアウォール上では、接続の実績についてログを保管する。</li> </ul>

その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[ 行っている ]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法			<ul style="list-style-type: none"> <li>・端末の事前登録(端末認証)を行い、ユーザID・パスワードによる認証を行う。また、パスワードは「資源管理基準」により定められた期間内に変更する。</li> <li>・登録されているユーザ情報については管理権限を付与された職員が定期的に確認し、記録に残す。</li> <li>・職員1人に付与されるIDは1つのみで、IDの共有を禁止する。</li> </ul>
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法			<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセス権限の発行は、業務主管課からの発行申請により情報システム担当課長の承認後、当該課長から管理権限を付与された職員が行う。失効は、業務主管課からの解除申請により、管理権限を付与された職員が行う。この他、申請漏れ等への対応として、人事異動情報その他の権限失効に関わる情報を管理権限を付与された職員が得た段階で、隨時その権限を失効している。</li> </ul>
アクセス権限の管理	[ 行っている ]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法			<ul style="list-style-type: none"> <li>・セキュリティ責任者(業務主管課長)はアクセス権限と事務の対応表(事務担当者に対する権限付与の範囲を規定したもの)を作成し、定期的に付与されている権限と対応表が一致しているか点検を行い、違いが発見された場合には、ただちに適正な状態に修正する。</li> <li>・ユーザーIDおよびアクセス権について不要・不適切なものがないか定期的に確認する手順が「情報セキュリティマネジメント実施基準」に定められおり、当該規定に基づき確認を行っている。</li> <li>・各システム共にユーザーIDの共有を禁止している。</li> </ul>
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法			<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムの操作ログを保管する。ログは個人番号を参照・入力した際に個人単位で記録することとし、操作者を識別可能な一意の番号(職員番号)、操作時間、トランザクション(処理データ)名、操作端末名、操作を行っていたデータ名等を記録する。</li> <li>・保管するログは、物理的に区画・施錠された保管棚で、「杉並区文書等保存基準」及び「情報セキュリティマネジメント実施基準」に基づき管理する。</li> <li>・災害時データ復旧用に実施するデータの遠隔地保管のために可搬媒体の受け渡しを行う場合には「荷物搬入出記録簿」に記録する。</li> </ul>
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不正な第三者からのアクセスを制御するため、特定個人情報を取り扱う執務室内への入退室管理について「情報セキュリティマネジメント実施基準」に規定し、規定された内容を遵守することで、権限のない者が特定個人情報を使用するリスクに対応する。</li> <li>・災害時データ復旧用に実施するデータの遠隔地保管のために可搬媒体に保存されたデータの持ち出しでは、区及び委託業者共に予め相互に名簿を交換した者のみが作業を実施し、持ち出し時に施錠(鍵は区が管理し、委託業者は解錠出来ない)を行うことで、入退室管理装置及び監視カメラを設置し、かつ、使用目的別に物理的に区画、施錠した専用の室の外において、それ以外の者が当該可搬媒体を取り扱うリスクを防止する。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク			
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民税に関する事務を取り扱う職員に対して、セキュリティに関する研修を行い、個人情報保護の重要性について教育するとともに、業務外での情報収集の禁止等の指導を徹底することで、事務外の使用を防止している。</li> <li>・操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、事務外での使用を防止する。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

#### リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報の持ち出しについて「資産管理手順」、「庁内ネットワーク及びネットワークパソコン等利用基準」及び「情報セキュリティマネジメント実施基準」の中で規定し、職員に周知・徹底を行っている。</li> <li>端末には、大量複製につながるUSBメモリ等の使用について、持ち出しを制限・管理するソフトウェアを導入している。賦課徴収等情報ファイルとデータ連携する端末がデータ持ち出しする場合には専用キーを必要とし、専用キーは情報セキュリティマネジメント実施基準に定めるシステム管理者（業務主管課長）が管理する。データ持ち出し時に使用する電子媒体（USBメモリ）は、施錠管理する保管場所に保管し、持出管理を行い、記録データについては、処理後直ちに消去し、消去したことを複数名で確認する。その他の端末はUSBポートからのデータ出力を不可としている。また、管理権限を付与された職員以外はOSの設定変更、ソフトウェアの変更等を行えないよう、システム上で制御している。</li> <li>バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先に対し指導している。</li> <li>災害時データ復旧用に実施するデータの遠隔地保管のための可搬媒体の持出については、施錠（鍵は区が管理し、受託者は解錠出来ない）により輸送時又は保管時に開封が行われないようにすること、外部保管時に情報が複製されるリスクを防止する。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

#### 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

-	
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ <input type="checkbox"/> 委託しない ]	
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク	
委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク	
委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク	
委託契約終了後の不正な使用等のリスク	
再委託に関するリスク	
情報保護管理体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託する際は、ISMS、プライバシーマーク等の認証取得を要求するなど、委託先の社会的信用と能力を確認する。</li> </ul>
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ <input type="checkbox"/> 制限している ] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託先において特定個人情報ファイルの処理等に係る者を明確化するため、契約後速やかに所属・氏名等を明記した実施体制の提出を義務付けている。また、体制に変更があった場合にも、変更後の体制を速やかに提出することを義務付ける。</li> <li>委託事業者に対し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させるとともに、セキュリティ研修の実施を義務付けている。</li> <li>誓約書の提出があった要員に対してのみシステム操作の権限を与えている。</li> <li>操作権限によって画面に表示される項目及び発行する帳票は必要なもののみとする。</li> </ul>
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ <input type="checkbox"/> 記録を残している ] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>システムの操作ログを記録している。</li> </ul>
特定個人情報の提供ルール	[ <input type="checkbox"/> 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約で個人情報の持ち出しは認めていない。</li> <li>委託先から他者への情報の提供は契約書に禁止することを明記している。</li> </ul>
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託先へ特定個人情報を提供した場合、その記録を行った上、受領者の確認印等により受け渡し者を明確にするための手順を定めている。</li> <li>契約で委託業務実施場所を区が管理する施設に限定し、外部への持出しを禁止している。</li> </ul>

特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ]	<選択肢>	
		1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>契約で、以下の措置をとる旨を規定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務を処理するために委託元から引き渡され、または委託先が収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後直ちに返還するものとする。ただし委託元が特定個人情報の消去について別に指示した場合には、委託先事業者から任意の様式による消去結果に係る報告書の提出を義務付けている。</li> <li>・特定個人情報を含むデータは、災害用データ復旧用として施錠した状況による受け渡し(鍵は区が管理し、委託業者は解錠出来ないためリスクはない)を除き、受け渡しは発生しないため、消去の委託はしない。</li> </ul>		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢>	
規定の内容	<p>以下について、個人情報特記仕様書にて個人情報の取り扱いについて明記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の適切な管理</li> <li>・秘密の保持</li> <li>・再委託の禁止</li> <li>・目的外使用の禁止</li> <li>・第三者への提供の禁止</li> <li>・複写及び複製の禁止</li> <li>・個人情報の返還・廃棄</li> <li>・個人情報の取扱いに関する立入調査</li> <li>・事故発生時の報告</li> <li>・法令及び杉並区の条例遵守</li> </ul>		
	[ 十分に行っている ]	<選択肢>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		1) 特に力を入れて行っている	2) 十分に行っている
具体的な方法	<p>3) 十分に行っていない</p>		4) 再委託していない
	<p>・原則として再委託は行わないが、再委託に関する承認申請書により、再委託理由等を明確にし、区が承認した業者については、再委託を許諾するとともにセキュリティ事項について委託と同様の措置を義務付けている。</p>		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>	
		1) 特に力を入れている	2) 十分である
		3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
-			

## 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）

[ ] 提供・移転しない

## リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢>					
		1) 記録を残している	2) 記録を残していない				
具体的な方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・移転先による特定個人情報の取得に際し、オンライン処理については操作ログが記録され、バッチ処理については処理の実施ログが記録される。</li> <li>・他自治体等への紙での提供については、対象者情報・提供先・根拠法令・処理年月日・処理者等を記録簿で管理する。</li> <li>・保管するログ及び記録簿は、物理的に区画・施錠された保管棚で、「杉並区文書等保存基準」及び「情報セキュリティマネジメント実施基準」に基づき管理する。</li> </ul>					
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢>					
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・区で管理する個人情報を移転・提供する際には、番号法及び杉並区個人情報保護条例の規定により、その範囲を厳格に遵守し、移転・提供を行うこととしている。</li> <li>・移転については、事前にデータ利用の目的外利用申請の提出を移転先に義務付けており、移転元の審査の上承認・移転を行う。</li> <li>・「情報セキュリティマネジメント実施基準」に規定された自己点検・内部監査等により、ルール遵守の確認を行う。</li> </ul>					
その他の措置の内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本特定個人情報ファイル(住民税賦課・徴収ファイル)を取り扱うシステムは入退室管理をする物理的に区画された執務室でしか操作を行えず、システムの操作権限を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限している。</li> <li>・システム起動に必要なソフトウェアは、情報システム担当課への申請による必要個数のみが貸与されるため入力が行える端末を限定し、操作に必要なID、パスワードは、各所属長から情報システム担当課長への申請により付与する運用とすることで、操作権限のない者による不正な操作を防止している。</li> </ul>					
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>					
		<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ul>					
リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク							
リスクに対する措置の内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民税に関する事務では、事務処理の際、処理を行った職員と点検する職員を別にし、二重チェックを行うことで、不適切な方法で情報を提供することを防止する。</li> <li>・端末は事前に登録を行っており、登録外の端末からの通信は行えない設定としている。</li> </ul>					
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>					
		<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ul>					
リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク							
リスクに対する措置の内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民税に関する事務では、処理を行った職員と点検する職員を別にし、二重チェックを行うことで、誤った情報・相手に情報を提供することを防止する。</li> <li>・端末は事前に登録を行っており、登録外の端末からの通信は行えない設定としている。</li> </ul>					
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>					
		<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ul>					
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							
-							

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

## 7. 特定個人情報の保管・消去

### リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報を記録する汎用機・サーバは、入退室管理装置及び監視カメラを設置し、かつ、使用目的別に物理的に区画、施錠した専用の室に設置する。また、当該室内に別区画を設け、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する場所を設ける。</li> <li>・機器更新、交換等に伴い旧機器に保持されているデータを消去する場合は、情報を消去し、その記録をデータ消去証明として残す。</li> <li>・賦課・徴収ファイルに関係する帳票のうち、保管する必要がある帳票類は、杉並区文書等管理規定に従い、鍵付きの書庫等で保管する。保管する必要のない帳票類は定期的に裁断処理し、記録に残す。</li> <li>・デスクトップ型端末はセキュリティイヤによる盗難防止を行い、ノート型端末はキャビネットに施錠保管している。</li> <li>・職員が離席する際には時間経過によるロックが作動する。</li> <li>・災害用データ復旧用のために実施する遠隔地保管では、可搬媒体を格納する箱の施錠(鍵は区が管理し、委託業者は解錠出来ない)及び可搬媒体受け渡し時は区及び委託業者のあらかじめ定められた者による数量の確認を行い、「荷物搬入出記録簿」への記録並びに記録簿の月次確認を実施することで、受け渡し及び外部保管施設におけるリスクを防止する。</li> </ul>
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容		<p>(不正プログラム対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・端末にウイルス対策ソフトを採用し、パターンファイルは最新のものを適用している。</li> <li>・汎用機についてはOSがWindows等の汎用的なものを採用しない専用機のためウイルス対策ソフトは導入しない。</li> </ul> <p>(不正アクセス対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区のLAN及びWAN(インターネット網)からの通信はファイアウォールにより遮断している。</li> </ul> <p>(遠隔地保管データへの対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害用データ復旧用のために実施する遠隔地保管の可搬媒体に保存されたデータは、6箇月に1度最新の状況に上書きされ、可搬媒体の摩耗等により媒体を廃棄する場合には、記録面について粉碎による物理的消去を行った上廃棄する。</li> </ul>
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	

⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	・生存者の個人番号と死者の個人番号を区別しないため、生存者の個人番号と同様の管理を行う。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム上保有する項目に変更がある場合、即時に変更後の情報に更新されるため、古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。</li> <li>・課税対象者の情報は、各種申告データ等に基づき更新され、税額の決定通知書等により区民に通知するものであるため、区民側でも確認できることにより、古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。</li> <li>・災害用データ復旧用のために実施する遠隔地保管の可搬媒体に保存されたデータは、6箇月に1度最新の状況に上書きされ、可搬媒体の摩耗等により媒体を廃棄する場合には、記録面について粉碎による物理的消去を行なったうえ廃棄する。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保管年限を経過した文書は廃棄を行うことについて決裁の上、総務課が全庁取りまとめて廃棄する。文書として管理しない特定個人情報が記録される作業用の帳票等の書類については、復元が行えないよう裁断の上、廃棄し、その事について記録簿に記録する。</li> <li>・保管年限を経過した特定個人情報は、定期的に業務主管課からの依頼により、情報システム担当課職員による消去処理を実施し、その記録を残す。</li> <li>・住民登録外者等記録ファイルは、各事務における特定個人情報の保存年限が異なるため、削除は行わない。</li> <li>・災害用データ復旧用のために実施する遠隔地保管の可搬媒体に保存されたデータは、6箇月に1度最新の状況に上書きされ、可搬媒体の摩耗等により媒体を廃棄する場合には、記録面について粉碎による物理的消去を行なったうえ廃棄する。</li> </ul>	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

### III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(4) 中間サーバコネクタDBファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1：目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバコネクタでは、団体内統合宛名番号の付番にあたり、個人番号で一意に識別することで、個人に対して複数の団体内統合宛名番号は付番されないため、団体内統合宛名番号は団体内において個人と1対1の対応となる。</li> <li>・中間サーバコネクタDBファイルの入手元は汎用機に限られるため、区の当該項目に関するリスク対応は、「(1)住民税賦課・徴収ファイル」「(2)軽自動車税賦課・徴収ファイル」及び「(3)住民登録外者等記録ファイル」のリスク対策と同一となる。</li> </ul>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本特定個人情報ファイル（中間サーバコネクタDBファイル）の入手元は汎用機に限られるため、区の当該項目に関するリスク対応は、「(1)住民税賦課・徴収ファイル」「(2)軽自動車税賦課・徴収ファイル」及び「(3)住民登録外者等記録ファイル」のリスク対策と同一となる。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本特定個人情報ファイル（中間サーバコネクタDBファイル）の入手元は汎用機に限られるため、区の当該項目に関するリスク対応は、「(1)住民税賦課・徴収ファイル」「(2)軽自動車税賦課・徴収ファイル」及び「(3)住民登録外者等記録ファイル」のリスク対策と同一となる。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本特定個人情報ファイル（中間サーバコネクタDBファイル）の入手元は汎用機に限られるため、区の当該項目に関するリスク対応は、「(1)住民税賦課・徴収ファイル」「(2)軽自動車税賦課・徴収ファイル」及び「(3)住民登録外者等記録ファイル」のリスク対策と同一となる。</li> </ul>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本特定個人情報ファイル（中間サーバコネクタDBファイル）の入手元は汎用機に限られるため、区の当該項目に関するリスク対応は、「(1)住民税賦課・徴収ファイル」「(2)軽自動車税賦課・徴収ファイル」及び「(3)住民登録外者等記録ファイル」のリスク対策と同一となる。</li> </ul>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本特定個人情報ファイル（中間サーバコネクタDBファイル）の入手元は汎用機に限られるため、区の当該項目に関するリスク対応は、「(1)住民税賦課・徴収ファイル」「(2)軽自動車税賦課・徴収ファイル」及び「(3)住民登録外者等記録ファイル」のリスク対策と同一となる。</li> </ul>
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバコネクタでは、個人番号に変更が発生しても団体内統合宛名番号に変更ではなく、個人番号変更時には、変更前と変更後の個人番号を必須として団体内統合宛名番号を管理している。</li> <li>・中間サーバコネクタでは、個人番号の入手にあたっては、個人番号のチェックデジットを確認している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバコネクタでは、ログを保管しており、不適切な操作を抑止する措置を講じている。</li> <li>・入手に関しては、「(1)住民税賦課・徴収ファイル」「(2)軽自動車税賦課・徴収ファイル」及び「(3)住民登録外者等記録ファイル」のリスク対策（プロセス）当該項目の措置と同一となる。なお、本特定個人情報（中間サーバコネクタDBファイル）の情報に関しては「(1)住民税賦課・徴収ファイル」「(2)軽自動車税賦課・徴収ファイル」及び「(3)住民登録外者等記録ファイル」から、システムにより自動更新に登録が行われる。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

### 3. 特定個人情報の使用

リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>宛名システム機能は中間サーバコネクタが実施する仕組みであり、個人番号利用事務以外では個人番号の検索ができないよう、システム上で制御する。</li> <li>中間サーバコネクタには個人番号、基本4情報等の情報連携に必要となる情報のみ記録し、不要な情報との紐付けができないよう、システム上で制御する。</li> <li>本特定個人情報ファイル（中間サーバコネクタDBファイル）を記録する中間サーバコネクタは物理的に区画された専用の室でのみ操作可能であり、情報システム担当課のみに配布されたユーザID及びパスワードで認証を行うことで不要なアクセスを防止する。</li> </ul>
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号関連事務のみ個人番号検索を可能とする仕組みとするため、他システムにおける個人番号関連事務以外からの情報の紐付けは行えないよう、システム上で制御する。</li> <li>既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行なわれないよう、システム上で制御する。</li> <li>システム間の接続制御のため、ファイアウォールを設置することで、登録外のシステムからの接続が行なわれないよう、システム上で制御する。</li> <li>ファイアウォール上では、接続の実績についてログを保管する。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[      十分である      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	<p>[      行っている      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている      2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間サーバコネクタでは、ユーザID・パスワードによる認証を行い、認証後は操作権限に応じて、当該ユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。</li> <li>中間サーバコネクタでは、利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような対策を実施している。</li> <li>中間サーバコネクタでは、パスワードポリシーに基づき、パスワードの適性のチェック、有効期限の管理を行い、不適切なパスワードの利用の禁止や有効期限切れのパスワードの失効を実施している。</li> </ul>
アクセス権限の発効・失効の管理	<p>[      行っている      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている      2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間サーバコネクタでは、ユーザIDごとのアクセス権限について、情報システム担当課長の承認後、情報システム担当課長から管理権限を付与された職員が行う想定。失効は、管理権限を付与された職員が行う想定。この他、申請漏れ等への対応として、人事異動情報その他の権限失効に関わる情報を管理権限を付与された職員が得た段階で、隨時その権限を失効する想定。</li> </ul>
アクセス権限の管理	<p>[      行っている      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている      2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間サーバコネクタでは、ユーザ単位でアクセス権限を管理する。</li> <li>中間サーバコネクタの操作権限については、「ユーザID管理簿」を作成し、情報システム担当課長から管理権限を付与された職員が定期的に確認し、不要となったIDや権限を変更又は削除する。</li> </ul>
特定個人情報の使用の記録	<p>[      記録を残している      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 記録を残している      2) 記録を残していない</p>
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間サーバコネクタでは、全ての操作について操作ログを記録している。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[      十分である      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク3：従業者が事務外で使用するリスク			
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間サーバコネクタでは、ユーザIDによる認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、個人番号関連業務関係者以外はアクセスできないようにシステム上で制御する。</li> <li>上記の対策及び「(1)住民税賦課・徴収ファイル」「(2)軽自動車税賦課・徴収ファイル」及び「(3)住民登録外者等記録ファイル」と同様の対策を講じる。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク			
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>操作は入退室管理装置及び監視カメラを設置し、かつ、使用目的別に物理的に区画、施錠した専用の室においてのみ行われる。</li> <li>操作権限を与えた職員のみが操作可能とし、システムへのログインについてログを記録する。</li> <li>中間サーバコネクタでは、全ての操作についてログを保管する。</li> <li>セキュリティに係る研修を行い、個人情報保護の重要性を教育するとともに、業務外又は不必要的利用禁止の指導を行う。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
-			
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b>			[ ] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク			
委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク			
委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク			
委託契約終了後の不正な使用等のリスク			
再委託に関するリスク			
情報保護管理体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>システムの運用を委託する際は、ISMS、プライバシーマーク等の認証取得を要求するなど、特定個人情報の保護を適切に行える委託先であることを確認する。</li> </ul> <p>※平成28年1月運用開始予定のため未定だが、委託の予定。詳細は委託契約時決定する。</p>		
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ 制限している ]	<選択肢> 1) 制限している	2) 制限していない
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託で特定個人情報ファイルの処理等に係る者を明確化するため、契約後速やかに所属・氏名等を明記した実施体制の提出を義務付けている。また、体制に変更があった場合にも、変更後の体制を速やかに提出することを義務付ける。</li> <li>委託事業者に対し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させるとともに、セキュリティ研修の実施を義務付ける。</li> <li>誓約書の提出があった要員に対してのみシステム操作の権限を与える。</li> <li>操作権限によって画面の表示・入力及び発行する帳票に印字される項目は必要なもののみとする。</li> </ul>		
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>操作ログを記録している。</li> </ul>		

特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・契約で個人情報持ち出しは認めていない。 ・提供の禁止を契約書に明記している。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・契約で個人情報持ち出しは認めていない。 ・契約で委託業務実施場所を区が管理する施設に限定し、外部への持出しを禁止している。	
特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・契約で委託業務実施場所を区が管理する施設に限定し、外部への持出しを禁止しているため、特定個人情報を含むデータの受渡しは発生しないため、消去の委託はしない。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	以下について、個人情報特記仕様書にて個人情報の取り扱いについて明記している。  ・個人情報の適切な管理 ・秘密の保持 ・再委託の禁止 ・目的外使用の禁止 ・第三者への提供の禁止 ・複写及び複製の禁止 ・個人情報の返還・廃棄 ・個人情報の取扱いに関する立入調査 ・事故発生時の報告 ・法令及び杉並区の条例遵守	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 再委託していない ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	—	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○] 提供・移転しない

リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転の記録	[ ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1：目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5：不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6：不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

## 7. 特定個人情報の保管・消去

### リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報を記録するサーバは、入退室管理装置及び監視カメラを設置し、かつ、使用目的別に物理的に区画、施錠した専用の室に設置する。また、当該区画に別区画を設け、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する場所を設ける。</li> <li>・機器更新、交換等に伴い旧機器に保持されているデータを消去する場合は、情報を消去し、その記録をデータ消去証明として残す。</li> <li>・本特定個人情報ファイル(中間サーバコネクタDBファイル)の記録媒体は、オペレータ及び委託業者は取り扱わない運用とする。</li> </ul>	
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<p>(不正プログラム対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンピュータウイルス対策ソフトを使用し、ウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。</li> <li>・情報セキュリティホールに関する情報(コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアに関する情報を含む)を定期的に入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容が適切であるかどうかを確認する。</li> </ul> <p>(不正アクセス対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ファイアウォールにより通信が必要なネットワークセグメントのみ通信を許可し、他からの通信は遮断する。</li> <li>・ファイアウォール上では、接続の実績についてログを保管する。</li> </ul>	
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死者の個人番号と生存する個人の個人番号を分けて管理しないため、「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」において示す、生存する個人の個人番号と同様の管理を行う。</li> </ul>	

その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク			
リスクに対する措置の内容	・項目に変更がある場合、汎用機から自動更新される仕組みのため、古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク			
消去手順	[ 定めていない ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
手順の内容	・本特定個人情報ファイル(中間サーバコネクタDBファイル)は、番号法第19条第7号及び別表第二に規定する情報連携を行うための個人番号と団体内統合宛名の連携に必要な情報のみを保有するが、各事務における特定個人情報の保存年限が異なるため、削除は行わない。		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
-			

### III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(5) 情報連携ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1：目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	本特定個人情報ファイル（情報連携ファイル）の入手元は中間サーバコネクタに限られるため、区の当該項目に関するリスク対応は、「(4) 中間サーバコネクタDBファイル」のリスク対策と同様となる。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	本特定個人情報ファイル（情報連携ファイル）の入手元は中間サーバコネクタに限られるため、区の当該項目に関するリスク対応は、「(4) 中間サーバコネクタDBファイル」のリスク対策と同様となる。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	本特定個人情報ファイル（情報連携ファイル）の入手元は中間サーバコネクタに限られるため、区の当該項目に関するリスク対応は、「(4) 中間サーバコネクタDBファイル」のリスク対策と同一となる。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	本特定個人情報ファイル（情報連携ファイル）の入手元は中間サーバコネクタに限られるため、区の当該項目に関するリスク対応は、「(4) 中間サーバコネクタDBファイル」のリスク対策と同一となる。
個人番号の真正性確認の措置の内容	本特定個人情報ファイル（情報連携ファイル）の入手元は中間サーバコネクタに限られるため、区の当該項目に関するリスク対応は、「(4) 中間サーバコネクタDBファイル」のリスク対策と同一となる。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	本特定個人情報ファイル（情報連携ファイル）の入手元は中間サーバコネクタに限られるため、区の当該項目に関するリスク対応は、「(4) 中間サーバコネクタDBファイル」のリスク対策と同様となる。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	本特定個人情報ファイル（情報連携ファイル）の入手元は中間サーバコネクタに限られるため、区の当該項目に関するリスク対応は、「(4) 中間サーバコネクタDBファイル」のリスク対策と同様となる。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

### 3. 特定個人情報の使用

リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宛名システム機能は中間サーバコネクタが実施する仕組みであり、個人番号利用事務以外では個人番号の検索ができないよう、システム上で制御する。</li> <li>・中間サーバコネクタには個人番号、基本4情報等の情報連携に必要となる情報のみ記録し、不要な情報との紐付けができないよう、システム上で制御する。</li> </ul>		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバコネクタでは、個人番号関連事務のみ個人番号検索を可能とする仕組みとするため、他システムにおける個人番号関連事務以外からの中間サーバコネクタを利用した情報の紐付けは行えない設定とする。</li> </ul>		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	[ 行っている ]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバのユーザ認証については住民基本台帳ネットワークと同等以上の管理方法がとられる想定(仕様上、職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。)。</li> <li>・定期的なログの確認をルール化し実施する事とするが、実施の頻度等については中間サーバの不正検知の方法、ログの参照を行う自治体の環境等が明らかになった後適正な期間を「情報提供ネットワーク運用手順書(仮)」に定め実施することとする。</li> </ul>		
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバでは、ユーザIDごとのアクセス権限について、主管課からの申請により情報システム担当課長の承認後、管理を委任された同課の職員が行う。失効は、主管課からの解除申請により、情報システム担当課長の承認後、同課の職員が行う想定。この他、申請漏れ等への対応として、人事異動情報その他の権限失効に関わる情報を同課の職員が得た段階で、隨時その権限を失効する想定。</li> </ul>		
アクセス権限の管理	[ 行っている ]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバの操作権限については、「ユーザID管理簿」を作成し、情報システム担当課の職員が定期的に確認を実施し、不要となつたIDや権限を変更又は削除する想定。</li> </ul>		
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバの職員認証・権限管理機能(※)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施される。</li> <li>(※)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された操作権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</li> </ul>		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク3：従業者が事務外で使用するリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間サーバでは、ユーザIDによる認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、個人番号関連業務関係者以外はアクセスできないよう対策を実施する。</li> <li>中間サーバでは、ユーザIDごとのアクセス権限について、主管課からの申請により情報システム担当課長の承認後、管理を委任された職員が行う想定。失効は、主管課からの解除申請により、情報システム担当課長の承認後、管理を委任された職員が行う想定。この他、申請漏れ等への対応として、人事異動情報その他の権限失効に関わる情報を担当職員が得た段階で、隨時その権限を失効する想定。</li> <li>上記の対策及び「(1)住民税賦課・徴収ファイル」と「(2)軽自動車税賦課・徴収ファイル」と同様の対策を講じる想定。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間サーバの職員認証・権限管理機能(※)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作を抑止する仕組みとする。</li> <li>セキュリティに係る研修を行い、個人情報保護の重要性を教育するとともに、業務外又は不必要的利用禁止を行う。</li> </ul> <p>(※)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された操作権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報の使用における他のリスク及びそのリスクに対する措置

—

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[ ] 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク

委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク

委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク

委託契約終了後の不正な使用等のリスク

再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認	<p>※平成28年1月運用開始予定であり、現時点では中間サーバの詳細な仕様や委託業務における機構と自治体の詳細な役割の分担が確定していないため、詳細は、中間サーバの詳細な仕様や機構と自治体の詳細な役割の分担が確定した際に決定する。</p>		
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ ]	<選択肢> 1) 制限している	2) 制限していない
具体的な制限方法			
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法			
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法			
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法			

特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	—	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<b>5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [ ○ ] 提供・移転しない</b>		
リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

## 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)

## リスク1：目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>(中間サーバ・ソフトウェアにおける措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応する。</li> <li>・中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとなる。</li> </ul> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第二及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている

## リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>(中間サーバ・ソフトウェアにおける措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することを担保する。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている

## リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>(中間サーバ・ソフトウェアにおける措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することを担保する。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている

#### リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容	<p>(中間サーバ・ソフトウェアにおける措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。</li> <li>・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</li> <li>・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。</li> <li>・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※)中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>(中間サーバ・プラットフォームにおける措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[      十分である      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

#### リスク5：不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>(中間サーバ・ソフトウェアにおける措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</li> <li>・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受信し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないよう自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受信及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[      十分である      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

## リスク6：不適切な方法で提供されるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>(中間サーバ・ソフトウェアにおける措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受信した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。</li> <li>中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。</p> <p>(中間サーバ・プラットフォームにおける措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</li> <li>中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</li> <li>中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</li> </ul>
--------------	---

## リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

リスクに対する措置の内容	<p>(中間サーバ・ソフトウェアにおける措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受信した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</li> <li>情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</li> <li>情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</li> </ul> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

## 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p>(中間サーバ・ソフトウェアにおける措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> <li>情報連携においてのみ、符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応する。</li> </ul> <p>(中間サーバ・プラットフォームにおける措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</li> <li>中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> <li>中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</li> <li>特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</li> </ul>	
---	--

## 7. 特定個人情報の保管・消去

### リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<p>(中間サーバ・プラットフォームにおける措置)            ・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>	
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<p>(中間サーバ・プラットフォームにおける措置)            ・中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。            ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。            ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	・死者の個人番号と生存する個人の個人番号を分けて管理しないため、「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」において示す、生存する個人の個人番号と同様の管理を行う想定。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク			
リスクに対する措置の内容	・保有する項目に変更がある場合、オンラインで更新される仕組みのため、古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない想定。		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク			
消去手順	[ ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
手順の内容	当該各事務のシステム及び中間サーバに関する詳細な仕様により今後確定を行う。		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
-			

### III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(6)賦課徴収等情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1：目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>○審査システム            ・申告等の手続きを行おうとしている者からしか情報を受け付けないようにシステムで制御している。            eLTAXを利用するためには、利用届を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要があることから、当該申告等の手続きを行おうとする者のみの申告等の受付を行うこととなる。</p> <p>・地方税ポータルセンタで配信先を管理し、区宛てに送信されたデータのみが受信対象となる。</p> <p>○国税連携システム            ・地方税ポータルセンタを通じて国税庁としか繋がっておらず、国税庁から送信される情報しか入手は行わない。</p> <p>・地方税ポータルセンタで配信先を管理し、区宛てに送信されたデータのみが受信対象となる。</p> <p>※ 他区市町村に課税権があることが判明した場合は、速やかに当該区市町村に回送する。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>○審査システム            ・利用者が、法令等により定められた様式に基づいた入力画面から入力することで、必要な情報以外を入手することを防止している。</p> <p>○国税連携システム            ・国税庁から、法令等により定められた様式で送信されることにより、必要な情報以外を入手することを防止している。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>○審査システム            ・eLTAXホームページ上等で、「eLTAXは地方税に関する各種手続きを行うためのシステムである」ことを明確にしている。また、上記のとおり、利用者ID及び暗証番号がシステムに登録されている利用者しかeLTAXを利用することができない。これらによって利用者にeLTAXで受け付けた情報が、地方税事務のために使用されることを明示している。なお、地方税ポータルセンタからはLGWANを介し、審査サーバでデータを入手する。</p> <p>○国税連携システム            ・受信サーバには、決められた必要な情報しか提供を受け付けないようにシステムで制御している。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p>○審査システム            ・番号法施行規則第4条(電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)第2号ハに掲げる、署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることなどにより、本人確認した情報の提供を受ける。</p> <p>○国税連携システム            ・特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手しているため、区においては、真正性の確認された本人の情報として処理している。</p>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>○審査システム            ・本ファイル上ではチェックデジットの確認のみ実施し、それ以外の真正性確認措置は、情報連携先の住民税賦課・徴収ファイル(Ⅱ(1))にて行う。</p> <p>○国税連携システム            ・特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手しているため、区においては、個人番号の真正性が確認された情報として処理している。</p>

特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p>○審査システム ・審査システム上で、受信情報の内容に誤りが発見された場合は、是正を求めるなどの対応を行っている。 ・入手した特定個人情報について、住民税賦課・徴収ファイルに移送後、保持している特定個人情報と突合を行い、正確性を担保する。</p> <p>○国税連携システム ・受信情報の内容に疑義がある場合は、税務署への照会等を行っている。 ・国税庁が是正を求めるなどした所得税申告書等については、修正後情報を地方税ポータルセンタを通じて受信することで正確性を確保する。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定個人情報は、地方税ポータルセンタからLGWANを通じて、審査システム・国税連携システムを利用して入手する。</li> <li>入手時に使用するUSBメモリは、施錠管理する保管場所に保管し、持出管理を行い、記録データについては、処理後直ちに消去し、消去したことを複数名で確認する。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	—
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>宛名システム機能は中間サーバコネクタが実施する仕組みであるが、審査システム・国税連携システムとは接続しておらず、システム上の紐付けはできない。</li> </ul>
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査システム・国税連携システムは、その他のシステムとはいずれも接続していないため、システム上の紐付けはできない。電子媒体(USBメモリ)により住民税賦課・徴収ファイルにのみ連携する。USBメモリのデータは連携処理後、直ちに消去する。またUSBメモリは施錠された棚に保管し、必要な際には管理簿に記載の上使用する。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>端末の事前登録(端末認証)を行い、ユーザID・パスワードによる認証を行う。また、パスワードは「資源管理基準」により定められた期間内に変更する。</li> <li>登録されているユーザ情報については管理権限を付与された職員が定期的に確認し、記録に残す。</li> <li>職員1人に付与されるIDは1つのみで、IDの共有を禁止する。</li> </ul>

アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない			
具体的な管理方法	<p>○審査システム ・アクセス権限の発行・失効の管理は、業務主管課長から権限を付与された職員により行う。人事異動情報、その他権限の発行・失効に関わる情報に基づき管理する。</p> <p>○国税連携システム ・アクセス権限の発行・失効の管理は、業務主管課からの発行申請・解除申請により情報システム担当課長の承認後、当該課長から管理権限を付与された職員が行う。人事異動情報、その他権限の発行・失効に関わる情報に基づき管理する。</p>				
アクセス権限の管理	[ 行っている ]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない			
具体的な管理方法	<p>・アカウント及びアクセス権について不要・不適切なものがないか定期的に確認し、発見された場合は失効手続きを行う。</p> <p>・アクセス権限はユーザごとに管理する。</p>				
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない			
具体的な方法	<p>・システムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。</p> <p>・操作履歴は、システムを運用する委託先に照会することにより適時確認する。</p> <p>・バックアップされた操作履歴は、委託先のiDCIに、契約上定められた期間保管する。</p>				
その他の措置の内容	<p>・不正な第三者からのアクセスを制御するため、特定個人情報を取り扱う執務室内への入退室管理について「情報セキュリティマネジメント実施基準」に規定し、規定された内容を遵守することで、権限のない者が特定個人情報を使用するリスクに対応する。</p>				
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
リスク3：従業者が事務外で使用するリスク					
リスクに対する措置の内容	<p>・住民税に関する事務を取り扱う職員に対して、セキュリティに関する研修を行い、個人情報保護の重要性について教育するとともに、業務外での情報収集の禁止等の指導を徹底することで、事務外の使用を防止している。</p> <p>・操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、事務外での使用を防止する。</p>				
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク					
リスクに対する措置の内容	<p>・情報の持ち出しについて「資産管理手順」、「府内ネットワーク及びネットワークパソコン等利用基準」及び「情報セキュリティマネジメント実施基準」の中で規定し、職員に周知・徹底を行っている。</p> <p>・USBメモリ等の媒体に特定個人情報を出力する場合は、持ち出しを制限・管理するソフトウェアにより操作ログが記録される。操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、不正な複製を防止する。操作ログは定期的に分析し、不正複製がないことを確認する。</p> <p>・データ出力に使用的USBメモリ等は、施錠管理する保管場所に保管し、持出管理を行い、出力データについては、処理後直ちに消去し、消去了したことを複数名で確認する。</p>				
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
-					

#### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[ ] 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク

委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク

委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク

委託契約終了後の不正な使用等のリスク

再委託に関するリスク

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク				
委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク				
委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク				
委託契約終了後の不正な使用等のリスク				
再委託に関するリスク				
情報保護管理体制の確認		<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査システム及び国税連携システムの運営に関する業務は、一般社団法人地方税電子化協議会(以下、「地電協」という。)が、認定委託先事業者の認定等に関する要綱に基づき認定した事業者に委託している。当該事業者は、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)の各規定に適合した情報セキュリティが確保されると認められているとともに、ISMS認証を取得している。また、地電協による情報セキュリティ監査が実施されており、監査結果については地電協ホームページから確認している。</li> </ul>		
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限		<p>[ 制限している ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 制限している      2) 制限していない</p>		
具体的な制限方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託の範囲はサーバの運用管理のため、委託先の従事者は障害時を除きデータに直接アクセスすることはない。</li> <li>・障害対応等のためのデータへのアクセスについては、委託先データ管理者によりアクセス権が与えられた者のみ行える。</li> <li>・データへのアクセス時には操作ログが記録され作業内容を確認・追跡できる。</li> </ul>		
特定個人情報ファイルの取扱いの記録		<p>[ 記録を残している ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 記録を残している      2) 記録を残していない</p>		
具体的な方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・操作ログを記録している。</li> </ul>		
特定個人情報の提供ルール		<p>[ 定めている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 定めている      2) 定めていない</p>		
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約で個人情報の持ち出しありは認めていない。</li> <li>・委託先から他者への情報の提供について禁止することを契約書に明記している。</li> </ul>		
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の提供については、地方税電子化協議会が運営する地方税ポータルシステムと連携し、LGWAN(総合行政ネットワーク)回線を利用して、区設置の送受信端末と委託先のiDC内に設置されたサーバを接続して行うことを契約書に定めている。</li> </ul>		
特定個人情報の消去ルール		<p>[ 定めている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 定めている      2) 定めていない</p>		
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先のiDC内に設置されたサーバ内の特定個人情報は、当区端末からデータ管理者(業務主管課長)に指定された職員によって、操作手引書で定められた手順により消去する。</li> </ul>		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		<p>[ 定めている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 定めている      2) 定めていない</p>		
規定の内容		<p>(1)住民税賦課・徴収ファイルと同一</p>		

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [ ] 提供・移転しない

リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	○審査システム ・番号法第19条第1号に基づき、特定個人情報(特別徴収税額通知等)を、LGWAN回線により地方税ポータルセンタに送信し、審査システム上に送信記録が残る。 ○国税連携システム ・番号法第19条第8号に基づき、特定個人情報(扶養正情報等)を、LGWAN回線により地方税ポータルセンタに送信し、国税連携システム上に送信記録が残る。
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・区で管理する個人情報を移転・提供する際には、番号法及び杉並区個人情報保護条例の規定により、その範囲を厳格に遵守し、移転・提供を行うこととしている。 ・「情報セキュリティマネジメント実施基準」に規定された自己点検・内部監査等により、ルール遵守の確認を行う。 ・地方税ポータルセンタ(eLTAX)と情報連携を行う場合、番号法施行規則第20条第2号の規定により、内閣総理大臣が定める安全性及び信頼性を確保するために必要な基準に従って行う。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・送信処理の際、処理を行った職員と点検する職員を別にし、二重チェックを行うことで、不適切な方法で情報を提供することを防止する。 ・端末は事前に登録を行っており、登録外の端末からの通信は行えない設定としている。 ・地方税ポータルセンタと情報連携を行う場合、番号法施行規則第20条第2号の規定により、内閣総理大臣が定める安全性及び信頼性を確保するために必要な基準に従って行う。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	・送信処理の際、処理を行った職員と点検する職員を別にし、二重チェックを行うことで、不適切な方法で情報を提供することを防止する。 ・端末は事前に登録を行っており、登録外の端末からの通信は行えない設定としている。 ・地方税ポータルセンタ(eLTAX)と情報連携を行う場合、番号法施行規則第20条第2号の規定により、内閣総理大臣が定める安全性及び信頼性を確保するために必要な基準に従って行う。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	—

## 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である

リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である

リスク5: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--

## 7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<p>○サーバ(審査システム・国税連携システム)            ・特定個人情報を管理するサーバは、セキュリティ対策※を実施した委託先のiDCに収容されている。            ・iDCでは、監視装置や入退館装置等による入退館管理を行っている。サーバ設置場所への立ち入りは、委託先のセキュリティ実施規程により権限の与えられた者に限定され、生体認証、IDとパスワードによる認証を行っている。</p> <p>※セキュリティ対策は、総務省告示第206号「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」に基づいて実施している。</p> <p>○送受信端末(審査システム・国税連携システム)            ・送受信端末内の記憶装置には特定個人情報を保管しない。            ・「情報セキュリティマネジメント実施基準」の規定により入退室管理をする執務室内においてのみ操作し、業務終了後はキャビネットに施錠保管する。            ・特定個人情報を電子媒体(USBメモリ)にダウンロードする場合は、直ちに住民税賦課・徴収ファイルへ移送し、移送終了後直ちに媒体内の情報を削除する。USBメモリについては、キャビネットに施錠保管の上持ち出し管理を行い、媒体内の情報を削除する際は複数名で確認を行う。            ・印刷した特定個人情報は、杉並区文書等管理規定に従い、鍵付きの書庫等で保管する。</p>	
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<p>○サーバ(審査システム・国税連携システム)            (不正プログラム対策)            ・コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、ウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。            ・情報セキュリティホールに関連する情報(コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアに関連する情報を含む)を定期的に入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容が適切であるかどうかを確認する。            (不正アクセス対策)            ・ファイアウォールにより通信が必要なネットワークセグメントのみ通信を許可し、他からの通信は遮断する。            ・ファイアウォール上では、接続の実績についてログを保管する。</p> <p>○送受信端末(審査システム・国税連携システム)            (不正プログラム対策)            ・送受信端末にウイルス対策ソフトを採用し、パターンファイルは最新のものを適用している。            (不正アクセス対策)            ・区のLAN及びWAN(インターネット網)からの通信は、LGWANを用い、通信先をファイアウォールにより地方税ポータルセンタのみに限定している。            ・認証時は、IDとパスワードによるアクセス制御が行われる。</p>	
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし			
その内容	—				
再発防止策の内容	—				
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない			
具体的な保管方法	(1)住民税賦課・徴収ファイルと同一				
その他の措置の内容	—				
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク					
リスクに対する措置の内容	・地方税ポータルセンタで受け付けた申告情報、国税連携情報は、LGWAN回線を通じて全て受信するシステム仕様のため、更新情報を取得できずに受信サーバ内で古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。				
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク					
消去手順	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
手順の内容	・保管年限を経過した文書は廃棄を行うことについて決裁の上、総務課が全庁取りまとめて廃棄する。 ・委託先のiDC内に設置されたサーバ内の特定個人情報で、保管年限を経過した場合もしくはシステム仕様上消去を要する場合は、当区端末からデータ管理者(業務主管課長)に指定された職員によって、操作手引書で定められた手順により消去する。				
その他の措置の内容	—				
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
—					

## IV その他のリスク対策 \*

### 1. 監査

①自己点検	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的なチェック方法	・評価書の記載内容どおりの運用がなされているか、年に1回以上部署内にてチェックする。チェックの結果、不備が生じていることが明らかになった際は、速やかに問題究明にあたり、是正する。
②監査	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な内容	・内部監査…特定個人情報保護評価の実施後かつ、前回の内部監査もしくは外部監査から2年を超えない範囲で評価書の内容どおりの運用がなされているかについて実施機関における内部監査を実施し、不備が生じていることが明らかになった際には速やかに問題究明にあたり、是正する。 ・外部監査…特定個人情報保護評価から評価の再実施までに1回、評価書の内容及び運用について外部のセキュリティの専門性を有する者による内容の妥当性に関する監査を予定する。外部監査で受けた指摘については、是正に努め、次回の特定個人情報保護評価のリスク評価の参考とする。 (審査システム・国税連携システムにおける措置) ・審査システム及び国税連携システムについては、毎年度、一般社団法人地方税電子化協議会による情報セキュリティ監査が実施されている。監査結果については地電協ホームページから確認する。

### 2. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な方法	・人事異動等により、新規に事務を取り扱う場合における、個人情報の取り扱いに係る研修の実施について「情報セキュリティマネジメント実施基準」で規定し、研修を実施する。また、異動者に限らず、職員については定期的に個人情報保護に係るセキュリティ等研修を実施する。 ・委託事業者に対し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させるとともに、セキュリティ研修の実施を義務付ける。 (中間サーバ・プラットフォームにおける措置) ・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。

### 3. その他のリスク対策

(中間サーバ・プラットフォームにおける措置)
・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

## V 開示請求、問合せ

### 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報政策課情報公開係		
②請求方法	指定の様式を定め、書面により開示・訂正・利用停止請求を受け付けている。		
特記事項	任意の様式においても記載事項を網羅していれば、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける		
③手数料等	〔 無料 〕 <選択肢> (手数料額、納付方法: 1) 有料 2) 無料 )		
④個人情報ファイル簿の公表	〔 行っている 〕 <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない		
個人情報ファイル名	主管課で記載(分からなければ情報公開担当に確認すること。)		
公表場所	「1. ①請求先」と同じ		
⑤法令による特別の手続	—		
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—		
<b>2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>			
①連絡先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区民生活部課税課税務管理係		
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録に残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、関係先に事実確認を行う為の標準的な処理期間を設ける。		

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成26年10月1日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	
②実施日・期間	
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 特定個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②特定個人情報保護委員会による審査	

### (別添3) 変更箇所

## 地方税に関する事務 特定個人情報評価書(全項目評価書)案 用語解説

※記載ページが複数ある用語については、一番初めに記載したページを「記載ページ」欄に示した。

※評価書8P「(別添1)事務の内容 地方税に関する事務(前提図)」名称等説明に記載した事項についてはこの解説では省略している。

	記載ページ	記載箇所	用語	意味
1	P3	I 1 ①	データパンチ	コンピュータ処理用にデータ入力を行う処理のこと。
2	P5	I 基本情報①	通信プロトコル	ネットワーク上でデータ等をやり取るための通信の規定や手順の集合体のこと。
3	P5	I 基本情報①	FTP	File Transfer Protocolの略。コンピュータ間でファイルを転送する際に利用する通信プロトコルの一つ。
4	P5	I 基本情報②	バッチ処理	コンピュータシステムの処理方式の一種で、コンピュータにおいて一定期間のデータ、あるいは一定量のデータをまとめて一括で行う処理のこと。
5	P9	I (別添1)の「事務の説明」部分	住基ネット	住民基本台帳ネットワークの略。住民基本台帳を基礎にした全国的なコンピューターネットワークであり、住基ネットに記録される項目は、個人番号の他に法律で定められている氏名・住所・性別・生年月日・住民票コード・これらの変更情報に限られる。
6	P9	I (別添1)の「事務の説明」部分	コミュニケーションサーバ(CS)	区市町村に設置されている住基ネットシステムに接続するための機能を持つコンピュータ(サーバ)のこと。
7	P97	III 6 ①	iDC(InternetDataCenter)	顧客のサーバ等を預かり、ネットワークや機器等の運用や保守等のサービスを提供する施設のこと。
8	P110	III2リスク1「対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容」	操作ログ(ログ)	コンピュータを操作して、データを参照したり更新したりする際に、誰がどのデータを操作したかがわかる記録のこと。
9	P110	III2リスク1「対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容」	コンプライアンス	直訳では、「法令遵守」のこと。一般的には「法令遵守」だけに留まらず、社内規程・マニュアル・企業倫理・社会貢献の遵守までを含む。
10	P114	III 4 「情報保護管理体制の確認」	ISMS	Information Security Management Systemの略。企業などの組織が情報を適切に管理し、機密を守るために包括的な枠組みのこと。なお評価書でいう「ISMS認証の認証取得を要求」とは、「ISMSの認証基準JIS Q 27001:2014(ISO/IEC 27001:2013)によるISMS適合性評価制度にもとづく認証を得ていることを要求すること」を指す。
11	P114	III 4 「情報保護管理体制の確認」	プライバシーマーク	日本工業規格「JIS Q 15001個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」に適合して、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者等を認定する制度のこと。認定事業者は、事業活動においてプライバシーマークの使用が認められる。

記載ページ	記載箇所	用語	意味
12	P116 III 5 リスク1「不正な提供・移転が行われるリスク」	オンライン処理	コンピュータシステムの処理方式の一種で、端末等が通信回線などを通じてホストコンピュータ(汎用機)やサーバに接続され、処理要求が発生した時点で即座に送信する処理のこと。
13	P118 III 7 ⑤	セキュリティワイヤ	コンピュータの盗難や不正な持ち出し等の防止を目的としたコンピュータ本体を机や什器に固定するための器具のこと。
14	P125 7. リスク1 ⑥	ウイルスパターンファイル	コンピュータウイルスは、日々、新しいウイルスが作られているため、常に新しいウイルスへの駆除等の対策が必要となるが、コンピュータウイルス対策ソフトがその対策を行えるようにするために必要となるファイルのこと。
15	P125 7. リスク1 ⑥	ファイアウォール	通常、外部ネットワークとの境界に設置し、内部と外部の通信を制御することで内部のネットワークの安全性を高める機器もしくは、ソフトウェアのこと。
16	P125 7. リスク1 ⑥	ネットワークセグメント	コンピュータのネットワークは、通信プロトコルの規約や通信経路の制御・セキュリティ対策等の目的で、一定の範囲で区切り管理するが、この区切られた一定の範囲のこと。
17	P130 III 6リスク4「リスクに対する措置の内容」	VPN	VPNはバーチャル プライベート ネットワーク (Virtual Private Network)の略。公衆回線を使用してネットワークを利用する際等、様々な利用者の情報が流れる場合に、VPNの技術により仮想的な専用回線を作り、これを利用することで安全性を高める。
18	P131 III 6リスク7「リスクに対する措置の内容」	インポートデータ、エクスポートデータ	他から入力されるデータをインポートデータ、他へ出力するデータをエクスポートデータという。
19	P132 7. リスク1 ①	NISC政府機関統一基準群	内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)による政府機関における情報セキュリティ対策のための統一的な基準群のこと。

## ご意見をお寄せください

### マイナンバー制度～地方税に関する事務の 「特定個人情報保護評価書（案）」について

次の1から3の該当する欄にご記入の上、ご意見をお書きください（お名前等の公表はいたしません）

#### 1 杉並区内にお住まいの方

お名前： ご住所：

#### 2 杉並区内に通勤・通学されている方

お名前： ご住所：

勤務先

学校名： 所在地：

#### 3 事業者の方

事業者名： 所在地： 代表者名：

#### 【ご意見をご記入ください】

【提出方法】ご記入後、この用紙を受け取られた窓口に直接提出していただか、下記提出先あて郵便またはファクスでお送りください。

☆ 期限 平成27年1月26日（月）必着

☆ 提出先 杉並区民生活部課税課税務管理係

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1

電話 03（3312）2111（代表）

FAX 03（5307）0775

◎ご意見に対する考え方は、ホームページなどで平成27年3月頃に公表する予定です。